

平成 25 年度募集  
提案型協働事業審査結果のまとめ  
(平成 26 年度実施事業)

平成 26 年 1 月  
協働コミュニティ課

今年度は提案型協働事業の試行を終えて初めての募集であり、7団体からの事業提案をいただき、平成26年度事業として3団体の事業提案を採択しました。

今年度は初めて提案する団体が全体の約半数を占めたほか、共同提案団体による提案があったことなど、これまで以上に協働の裾野が広がりつつあります。

今回は全ての採択提案に附帯意見又は採択の条件を提示しました。提案団体と市の役割分担や、費用、事業の対象を中心とした内容です。附帯意見については今後十分に協議して事業に取り組むよう求めます。

市民活動団体、市には今後とも協働事業に積極的に取り組んでいただくことを期待します。

国分寺市協働事業審査会長 服部 篤子

## 目次

I. 採択提案	1
II. 提案事業名称	1
III. 審査会の実施	2
IV. 採択提案に対する付帯意見，採択の条件	2
V. 審査方法と審査基準	3
VI. 審査会委員	5

提案型協働事業募集要項（平成25年度募集）・・・別添

提案書類・・・別添

平成 25 年 7 月 1 日（月）から 7 月 31 日（水）まで募集し、7 団体からの事業提案があった。市の担当（以下「担当課」という。）決定の後、提案団体と担当課の調整会議を経て、国分寺市協働事業審査会（以下「審査会」という）による審査を行った。

## I. 採択提案

事業名称	提案団体/担当課	事業費（委託額）
本がつなぐ人とまち—国分寺ブックタウン事業	西国図書室/協働コミュニティ課	436,980 円 (436,980 円)
ママインターン事業	NPO 法人 ArrowArrow/男女 平等人権課	1,354,888 円 (1,264,888 円)
協働を進めるための市職員・NPO スタッフ実践的育成研修事業	共同提案団体「市民テーブル こくぶんじ/冒険遊び場の会」	217,259 円 (217,259 円)

※事業費については、消費税率 8% への変更に伴い、一部の費用を増額した。また、ママインターン事業については自主財源を事業費の一部に充てているため、事業費と委託額が異なる。

## II. 提案事業名称

平成 26 年度提案型協働事業として提案のあった事業は下記のとおり。

事業名称	提案団体/担当課	提案予算金額
ふるさと国分寺のいま・むかし小冊子作成事業	NPO 法人まちづくりサポート国分寺/ふるさと文化財課	555,324 円
自立生活体操ボランティア指導員による出前型事業	NPO 法人健康体操指導ワーク カーズ/高齢者相談室	789,700 円
コアラッコ・Club 事業	コアラッコ・親子ひろばサポ ート国分寺/子育て支援課	753,054 円
本がつなぐ人とまち—国分寺ブックタウン事業	西国図書室/協働コミュニティ課	434,360 円
ママインターン事業	NPO 法人 ArrowArrow/男女 平等人権課	1,352,381 円
「中高層集合住宅の災害対策の普及・促進」に関する基礎的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と対策の方向性に関する検討	NPO 法人くらしの安全安心サポーター/くらしの安全課	716,100 円
協働を進めるための市職員・NPO スタッフ実践的研修事業	共同提案団体「市民テーブル こくぶんじ/冒険遊び場の会」 /職員課	216,480 円

### Ⅲ. 審査会の実施

下記のとおり審査会を開催し、審査・選考を行った。

(1) 第一次審査（書類審査）

10月25日（金）に開催し、4提案を合格とした。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

11月22日（金）に開催し、3提案を合格（採択）とした。

### Ⅳ. 採択提案に対する付帯意見、採択の条件

(1) 本がつなぐ人とまち一国分寺ブックタウン事業（附帯意見）

「地域コミュニティの醸成」を事業目的に明記し、成果目標を設定してください。これまでに参加をしてこなかった市民の取り込みや参加の促し方等について工夫が必要です。事業を着実に進めるために、担当課と十分にコミュニケーションをとって進めてください。

(2) ママインターン事業（採択の条件及び附帯意見）

【採択の条件】

本提案を実施後に提案団体が独自に運営できるよう自主財源を確保するため、本人負担を設定して実施してください。これに伴い、提案予算額から本人負担分を差し引いた「提案事業収支予算書（様式第3号）」を提出してください。

また、インターン先として、地域の企業に対し積極的にアプローチして事業を進めてください。

【附帯意見】

まずは受け入れ先の企業へのアプローチに積極的に取り組んでください。この点については経済課の協力も得て実施してください。

また、事業目標にある受講者の自信回復や企業とのマッチングに加え、インターン後のフォローについても取り組み、提案団体の自主事業との相乗効果を発揮してください。



(3) 協働を進めるための市職員・NPO スタッフ実践的研修事業（附帯意見）

事業の企画，コーディネートは提案団体のみならず市も担って実施してください。本提案事業はNPOと市の双方の理解が促進され，信頼関係を構築することが目的であると見受けられます。研修の内容と，本提案事業の成果目標を両者で確認しあった上で進めてください。なお，協働の推進を所掌する協働コミュニティ課の協力を得て取り組んでください。

対象とする職員は近年係長試験に合格したもの等，意欲的かつある程度経験を重ねた職員にするなど，事業効果向上に向けた工夫が必要です。対象とする市民についてもNPOスタッフに限定した方が効果は大きいと考えます。

## V. 審査方法と審査基準

### (1) 第一次審査（書類審査）

審査会が提出書類（別添「提案書類」を参照）について下記7項目を1点～6点で評価し，140点（※1）以上獲得した提案を合格とした。

<審査項目>

1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で，実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

<判断基準>

- 6点：評価できる
- 5点：やや評価できる
- 4点：どちらかといえば評価できる
- 3点：どちらかといえば評価できない
- 2点：あまり評価できない
- 1点：評価できない

(※1) 第一次審査合格点について

$$\begin{aligned}(\text{合格点}) &\geq (\text{出席委員人数}) \times (7\text{項目}) \times (4\text{点}) \\ &\geq (5\text{人}) \times 7 \times 4 \\ &\geq 140\end{aligned}$$

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

担当課同席のもと、審査会において提案団体によるプレゼンテーション（10分以内）を行った後、質疑（10分以内）を行い第一次審査と同一の審査項目について1点～4点で評価し、105点(※2)以上を獲得した提案を合格とした。

<判断基準>

- 4点：評価できる
- 3点：どちらかといえば評価できる
- 2点：どちらかといえば評価できない
- 1点：あまり評価できない

(※2) 第二次審査合格点について

$$\begin{aligned}(\text{合格点}) &\geq (\text{出席委員人数}) \times (7\text{項目}) \times (3\text{点}) \\ &\geq (5\text{人}) \times 7 \times 3 \\ &\geq 105\end{aligned}$$



## VI. 審査会委員

委員種別	氏名	職業など
識見を有するもの	服部 篤子	社会起業家研究ネットワーク CAC 代表
同上	塚本 一郎	明治大学経営学部教授
同上	藤枝 香織	一般社団法人ソーシャルコーディネートかな がわ理事
政策部長	内藤 達也	
総務部長	本橋 信行	
市民生活部長	中村 秀雄	

※ 会長 服部 篤子

※ 副会長 内藤 達也

# 提案書類

## 目 次

ふるさと国分寺のいま・むかし小冊子作成事業	1
自立生活体操ボランティア指導員による出前型事業	13
コアラッコClub事業	54
本がつなぐ人とまち—国分寺ブックタウン事業	66
ママインターン事業	80
「中高層集合住宅の防災対策の普及・促進」に関する基礎的調査・ 研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と対策の方 向性に関する検討）	113
協働を進めるための市職員・NPOスタッフ実践的育成研修事業	133



平成 25 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成 25 年 9 月 13 日

国分寺市長 様

事務所の所在地 国分寺市富士本 1-18-13

団 体 名 特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺

代表者氏名 龍 神 瑞 穂 印

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	ふるさと国分寺のいま・むかし小冊子作成事業
2 提案事業予算	555,324 円
3 提案理由	<p>市民がまちの成立ちを知ることは、これからのまちづくりに関心を持ち、協働によるまちづくりの実現を図るうえからも重要なことである。特に小中学生の時代に「ふるさと国分寺」の成立ちの歴史を知ることが、郷土を愛する心の醸成につながり、「住み続けたいまち」の実現に寄与するものとする。そこで、国分寺市のまちの成立ちを分かりやすく書いた小冊子を作成し、市内小中学校の図書室への配架やサマースクールなどでの出前授業の他、市民への頒布を行い、これからのまちづくりを進めるうえでの啓発資料として作成する。</p>
4 事業概要 (400 字程度で記入してください)	<p>国分寺市にとっての大きな時代転換期は、武蔵国分寺の建立と焼失、新田開発の時代そして、明治期の甲武鉄道の開通という三つある。そこで、この小冊子においては、特に子供の関心の高い旧石器時代や武蔵国分寺にも触れつつ、小学校高学年以上が読んでも理解しやすいよう写真やイラストを多用し、①市民が旧石器時代から住んでいた、②全国最大規模の国分寺の建立、③新田開発の歴史、④玉川上水からの分水、⑤お鷹場、⑥甲武鉄道の建設、⑦住宅地・別荘地開発、⑧西国分寺周辺と国分寺駅北口再開発など現在のまちづくりの様子、⑨国3・2・8号線と国3・4・6号線の整備、野川の改修計画、農地やオープンスペースの現状など今後のまちづくりについても取り上げ、市民の理解を深められるように工夫する。市制施行50周年にあたり、また、都市計画事業が目に見える形で行われている現在、本冊子の発行により、より多くの市民がまちづくりへの関心を高める絶好の機会であると考えます。</p>

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>①これからのまちづくりに当たり、その必要性について市民の理解を深め協働のまちづくりが円滑に進むよう啓発する。 ②事業の対象は小中学生にも理解しやすい内容とし、市民も対象とする。 ③まちの成立ちの歴史をふり返り、ふるさと国分寺づくりに役立つ小冊子を作成する。④成果品については、市内小中学校図書室、市内図書館、公民館などに配架し、協働のまちづくりの啓発資料として作成する。</p>
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>まちづくりセンターの行うゼミや出前講座に活用してもらいまちづくりセンターとの協働事業として、実施することが効果的であると考えている。 また、市内小中学校の図書室やクラスごとに配布するとともに学童保育の場への巡回出前講座なども実施したい。 当法人の目指す市民と行政との協働によるまちづくりを円滑に実施するためにも、まちづくりの観点からの資料としても市民ニーズに応えるものと考えている。 まちの成立ち(歴史)からの切り口で、まとめた配布可能なこの種の資料は現在ない。歴史的記述の監修および写真については、ふるさと文化財課の協力を仰ぎ、正確なものとしていきたい。 イラストについては、東京経済大学および武蔵野美術大学の協力を得る。</p>
<p>3 事業計画案 (事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<p>4月 契約締結、担当課との事業計画の詳細協議、資料収集。 5月～9月 小冊子作成作業、教育委員会との協議。 10月 担当課との協議(最終原稿の点検)。 11月 印刷発注。 12月 市内小中学校、図書館、公民館等への配布。 1月 市民への頒布。  翌年度からは、市民への配布と学童保育所への出前講座、まちセン・ゼミでの講座等にて教材として取り扱う。</p>

4 事業の対象 (地域、対象者、対象 総人数等を具体的に)	小中学生を含む全市民。 小学校5年生～中学3年生 約120クラス×1冊 学校図書室15校×2冊 市内図書館6×2冊 公民館5×2冊 児童館6×2冊 学童保育所16×2冊 市民等頒布用 250冊 その他予備34冊
5 事業の実施場所	小冊子の作成は、当法人事務所および会員宅で行う。 成果品については、市内各小中学校および図書館、公民館などに配布するほか、市民には、市から受託し、当法人で販売する。
6 役割分担(具体的に)	<p>&lt;提案団体が担う役割&gt;</p> <p>昨年度、都市計画課との協働事業として「まちを知る基礎調査」を実施した。その際に蓄積した資料を活用し、小冊子を作成、配布することにより、協働によるまちづくりの推進に寄与する。</p> <p>具体的には、小冊子を活用し、小中学校への配布やサマースクールでの勉強会、学童保育所での学習会の開催、成果品の受託頒布を行う。</p> <p>&lt;市が担う役割&gt;</p> <p>学校図書室への配架や市内図書館、公民館への配架などの際の協力。 また、市報を通じての市民への周知などの協力。 まちづくりセンターとの協力。 さらに、成果品の信頼性を確保する観点から、資料提供、時代考証などの協力をお願いする。</p>
7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)	<p>これまで、市との協働事業によるまちづくりセンターの管理運営事業を受託して、成果を上げてきた実績がある。</p> <p>今回の事業を成功させるには、これまで培ってきた、市の関係部署や自治会、町内会、防災関係団体など多数の連携が生かされると考えている。今後とも密な連携を図り、「住み続けたいまち ふるさと国分寺」の推進に寄与していきたい。</p>
8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果	<p>当団体は、国分寺市まちづくり条例および国分寺市環境基本条例の実現を図るために設立した団体であり、市民と行政との協働によるまちづくりを支援するための市との協働は不可欠である。当団体と市が協働することにより、相乗効果が生まれることは当然である。</p>
9 事業実施後の展開(事業終了後どのような展望があるか)	<p>市民が自主的にまちづくりに参加できるような環境整備のひとつの手段として、本小冊子を活用し、自治会、町内会、防災会などに呼びかけ、まちづくり協議会の設立を促す。</p> <p>また、小中学生の夏休みの自由研究などに利用してもらい、まちづくり情報の提供などにより、ふるさと意識の醸成に努める。子どもの時代から故郷を愛する気持ちを持つことが、市の秩序ある発展に役立つものとする。</p>

(市民活動団体提案事業)

## 提案事業収支予算書

## (収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	555,324 円	
合 計	555,324 円	

## (支出の部)

区分	予算額	摘要
(人件費)	(348,000 円)	人件費計
小冊子作成作業	288,000 円	資料収集 1,200 円×80 時間=96,000 円 原稿執筆 1,200 円×160 時間=192,000 円
イラスト作成作業	60,000 円	イラスト作成 1,200 円×50 時間=60,000 円
(消耗品費)	(20,000 円)	事務用品費 20,000 円
(印刷製本費)	(150,000 円)	小冊子印刷費 500 部×300 円
(交通費)	(10,880 円)	資料収集 (地図・写真等) 4 回×2 人×680 円×往復=10,880 円
直接経費計	528,880 円	
(諸経費)	26,444 円	
合 計	555,324 円	

団 体 概 要 書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。  
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(7)が(カ)トクテイヒエイリカツドウホウジンマチヅクリサポートコクブンジ		
	特定非営利活動法人 まちづくりサポート国分寺		
所在地	〒185-0031 国分寺市富士本1-18-13		
設立年月日	平成 20年 2月		
会員の状況	正会員数 17人・ 0団体 (内国分寺市民 16人)	年会費	3,000円
	賛助会員数 0人 0団体	年会費	10,000円
活動目的	当法人は、広く一般市民を対象として、国分寺市まちづくり条例及び国分寺市環境基本条例に即した、市民と行政との協働によるまちづくりを支援するため、まちづくりに関する情報提供・相談・支援を行い、「住み続けたいまちふるさと国分寺」の実現に寄与することを目的とする。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	1. 平成21年4月 市とまちづくりセンター運營業務委託契約 2. 平成22年4月 (平成22年度～24年度債務負担行為) 市とまちづくりセンター運營業務委託契約 3. 平成25年4月 (平成25年度～26年度債務負担行為) 市とまちづくりセンター運營業務委託契約		
ホームページ	<a href="http://kokubunji-machisen.com">http://kokubunji-machisen.com</a>		
担当者連絡先	氏名	██████████	(役職) ██████████
	住所	██	
	電話	██████████	FAX ██████████
	Eメール	██	

# 特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市富士本一丁目18番地13に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、国分寺市まちづくり条例及び国分寺市環境基本条例に則した、市民と行政との協働によるまちづくりを支援するため、まちづくりに関する情報提供・相談・支援等を行い、住み続けたいまちふるさと国分寺の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境保全を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) まちづくり及び都市計画等に関する情報の収集・提供事業
  - ① まちづくり及び都市計画に関する情報の収集・提供
  - ② 環境に関する情報の収集・提供
- (2) まちづくり及び都市計画に関する調査・研究・提案事業
- (3) まちづくりに関する相談・支援事業
- (4) 地方公共団体等からのまちづくりに関する業務の受託事業
- (5) まちづくりに関する普及啓発事業
  - ① 機関紙、情報誌の発行
  - ② イベント等の開催

## 第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法という。」)上の社員とする。

(1) 理事 5人以上8人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

# 平成25年度収支予算

(単位:円)

I. 収入			
費目	予算額		
会費 17名×3000円	51,000		
協働事業業務委託委託料	4,454,150		
雑収入	600		
前年度繰越金	774,692		
合計	5,280,442		

II. 支出			
項目	細目	予算額	備考
1. まちづくりサポート国分寺の管理運営	備品購入	50,000	PC購入
	消耗品他	15,000	
	租税公課	7,150	労災保険
	計	72,150	
2. まちづくりに関する情報収集・提供および支援・相談	市民活動団体等の支援	80,000	
	まちづくりに関する情報の収集・提供	127,800	
	井戸端会議	82,000	
	機関紙の発行等	115,000	
	HPの運営	150,000	
	一般相談	10,800	
	専門相談	36,000	
	ネットワークサポーター会議	41,600	
計	643,200		
3. 環境保全に関する情報の収集と提供			
4. まちづくりセンターの管理・運営	運營業務	243,000	その他欄内訳
	窓口業務・定時駐在	2,853,600	保険料 月報作成
	見学交流等	36,800	会計事務他
	新人相談員研修	10,200	
	その他	293,450	
計	3,437,050		
5. まちづくりに関する普及・啓発	まちセン・ゼミ	103,200	
	まち歩き	77,800	
	出張講座	46,500	
	市民活動フェスティバルへの参加	5,000	消耗品
	計	232,500	
6. 調査研究業務	市内諸課題調査研究・活動	43,200	
	市諸制度の諸課題調査研究	43,200	
	国分寺百景	50,000	まちサポ予算20000含む
	まちを知る基礎調査	50,000	まちサポ予算20000含む
	計	186,400	
合計	4,571,300		内まちセン暫定予算(4,454,150)

III. 次年度への繰越	
繰越額	709,142

注: 網掛け欄は、まちサポ予算およびまちサポ予算の一部を含む。

平成24年度収支決算報告

収入の部		支出の部		備考	
項目	金額	項目	金額		
年会費 18名×3000円	54,000	まちづくりサポート国分寺の管理運営	租税公課	7,150	まちサボ経費
			通信運搬	2,340	
		消耗品等	8,142		
		計	17,632		
寄付金	3,000	まちづくり市民活動団体等の支援	169,288		
		まちづくりに関する情報の収集および提供	191,504		
		専門相談	9,000		
		計	369,792		
雑収入	4,500	環境関係の資料収集および提供	5,630		
・ぶらぶらマップ売上	4,500	運営業務	303,300		
・まちセン預金利息	517	窓口・管理業務	3,218,030		
・預金利息	99	計	3,521,330		
・その他	983	機関紙の発行、ホームページの運営	269,247		
		まちセン・ゼミの開催	157,950		
		見学会まち歩き	97,868		
		出張講座	10,850		
		景観	125,177		
	4,595,900	道路冠名(まちを知る基礎調査)	35,926		
・協働事業業務委託		木造住宅耐震化普及・啓発・相談等業務	1,544,900		
委託料(24年度分)		市民活動フェスティバルへの参加	3,105	まちサボ経費	
・木造住宅耐震化普及・啓発・相談等	1,733,520	計	2,245,023		
業務専業(24年度分)		協働事業業務委託	2,130		
		木造住宅耐震化普及・啓発・相談など	188,620		
		計	190,750		
24年度収入計	6,392,519	24年度支出計	6,350,157		
23年度繰越金	732,330	25年度への繰越金	774,692		
収入合計	7,124,849	支出合計	7,124,849		



平成25年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成25年9月13日

国分寺市長 様

事務所の所在地 国分寺市戸倉4-10-52

団体名 特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ

代表者氏名 理事長 小川葉子

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	自立生活体操ボランティア指導員による出前型事業
2 提案事業予算	789,700円
3 提案理由	<p>平成20年度から3年間、提案型協働事業として「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」を開催し、現在も152名に増やし体操を続けています。しかし、運動は苦手、医師から勧められても続かないという方が多く、必要な方に運動が行き届いていないのが現状です。国分寺市の高齢者保健福祉計画・第5期介護保険計画の課題である健康維持と高齢者の力を生かした地域づくりとして、元気になられた高齢者が自分の力を生かし社会貢献する。また、団塊世代の方が地域参加することで多くの方の健康寿命を延ばす事が出来ます。「健康」は市民の願いであり、市の施策を達成させるために提案型協働事業として提案します。</p>
4 事業概要 (400字程度で記入してください)	<p>市民を対象に以下の2つの事業を柱に事業を実施します。</p> <p>1. 自立生活体操ボランティア指導員養成事業 市民の健康寿命を延ばすため加齢に伴う身体の変化に応じた正しい体操を養成講座で習得し、自身の健康維持と苦手な方へ提供出来るようにします。また、誰もが理解できるようにテキストを作成します。 24時間×2クール 高齢者40名(3年間120名) 市長名の修了証発行</p> <p>2. 自立生活体操出前型指導支援事業 養成修了者で「自立生活体操指ボランティア指導員の会」を発足させ、修了者の所属団体及びサークル等で公開講座を開催し、運動の楽しさと必要性を実感してもらいます。また、その場で修了者を紹介し、活動の中で(15分位)行うことを提唱します。定着するよう指導フォローに入ります。また、常に行政や既存団体の活動と連携し、互いの活動の活性化をめざし、3年後は指導員の会事業として独立します。</p>

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>①超高齢化社会に突入し増え続ける医療費や介護費をおさえ、互いに支え合う地域福祉社会づくりとして②元気になった高齢者が自分の力を生かすことと、今後増え続ける団塊世代の退職後の健康づくりと地域社会に参画する手段として、③運動が必要な方に正しい体操を届けられるよう市民ネットワークを生かした仕組みをつくり、体操の出前で互いの健康寿命を延ばし、④超高齢化社会になっても誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる「地域福祉社会」を実現させます。</p>
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>1. 自立生活体操ボランティア指導員養成事業 健康づくりで重要な筋力トレーニングを正しく指導出来るように実習とレポートを書くことで、自信が持てるようにします。後期は退職者向けで土・日に開催し、1日6時間の4日間で行います。受講の動機付けとして茨城県の「シルバーリハビリ体操指導士養成」で健康づくりを進めている医学博士の太田仁史さんに「会社人間から地域社会へ」の講演を依頼。</p> <p>2. 自立生活体操出前型指導支援事業 養成講座修了者で入会金 2,000 円年会費 1,200 円の「ボランティア指導員の会」を発足させ、公開講座を受講者団体で8回、老人会・自治会・防災会などで2回、個人向けに利用者説明会を提案団体で2回、担当課で5回開催し、体操の受け入れ先を開拓します。市の関連団体や市民活動団体とも連携し、互いの活動を活性化させます。</p>
<p>3 事業計画案 (事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<p>3月 養成講座説明会市報掲載締め切り 3/末 HPで事業紹介(団体・市)</p> <p>4月 担当課と実施計画詳細打ち合わせ 養成講座(実施日・会場・内容・テキスト・申込書・調査表・市報掲載・チラシ・説明会・講演会・開講&amp;修了式・修了証) 指導員の会(組織づくり・活動展開方法)</p> <p>5月 養成講座説明会 5/12. 19. 26 説明会・養成チラシ4,000枚</p> <p>6月 前期養成開講 6/23. 30 後期養成募集市報原稿締め切り 6/末〆切</p> <p>7月 養成 7/7. 14. 21. 28 後期養成説明会(太田講演) 7/20 チラシ2,000枚</p> <p>8月 養成 8/4. 11 欠席者養成 8/18(3h)・指導員準備会発足・養成説明会 8/17. 23・チラシ2,000枚 前期養成の成果課題の検討及び内部評価</p> <p>9月 後期の協議 前期アンケート集約 後期養成講座開講 9/20. 21. 28</p> <p>10月 養成 10/4 欠席者養成 10/13(6h) 公開講座6(参加者所属団体4・担当課2) 利用者説明会2(提案団体:福祉センター・西町)</p> <p>11月 公開講座2(参加者所属団体2)・利用者説明会2(担当課2 包括支援センター:ほんだ・ひかり) 利用者チラシ2,000枚</p> <p>12月 公開講座2(参加者所属団体2) 利用者説明会2(担当課2 包括支援センター:ひよし・こいがくぼ) 養成講座後期アンケート集約</p> <p>1~2月 「自立生活体操指ボランティア指導員の会」発足 利用者説明会1(担当課1 包括:「なみき・もとまち」から1ヶ所)</p> <p>3月 成果・課題の検討 翌年以降の活動展開の協議</p>

<p>4 事業の対象 (地域、対象者、対象総人数等を具体的に)</p>	<p>1) 養成講座は概ね 60 歳以上で修了後は体操普及のボランティア活動の出来る方 1 クール 20 名で計 40 名 修了者 36 名(参加者の 90%) 2) 自立生活体操出前型指導支援事業は修了者で構成し、市民団体に公開講座 10 ヶ所、個人向け説明会 7 ヶ所開き市民 400 名に体操を提供。</p>
<p>5 事業の実施場所</p>	<p>市内の公共施設 7/20 講演・説明会：Lホール 1/24「自立生活体操指ボランティア指導員の会」発足式 いずみホール(Bホール)</p>
<p>6 役割分担 (具体的に)</p>	<p>&lt;提案団体が担う役割&gt; 1) 養成講座：実施計画・講座内容(プログラム)・テキスト・申込書・調査表・チラシ作成(養成講座説明会・養成講座参加者募集・講演会)・テキスト製本・チラシ配布・指導及びレポート点検・アンケート集約 2) 支援：指導員の会発足・実施プログラム・公開講座の指導・指導員のフォロー・利用者説明会・チラシ作成(公開・利用者)及び配布</p> <p>&lt;市が担う役割&gt; 1) テキスト一部担当(国分寺市の現状・認知症・関連団体紹介)執筆 市報掲載・会場の確保(7/20 講演会 Lホール・1/24 いずみホール含む) 2) 公開講座希望団体の紹介 2(自治会・老人会・防災会・生きいきがい交流事業の内 2 ヶ所) 出前体操利用説明会の場所設定 5 ヶ所・市報掲載・チラシ配架・関係団体紹介・修了証発行・講師紹介</p>
<p>7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)</p>	<p>1) 養成講座 40 名の確保 参加者の 90% 36 名の修了者誕生 2) 修了者で「自立生活体操指ボランティア指導員の会」発足。茨城県の展開及び NPO 法人健康体操指導ワーカーズの実績から自信を持って指導に当たるには 2～3 年かかることからまず一人で指導出来るよう提案団体と一緒に指導できる方を 20 名誕生させます。受け入れ団体先は 7 ヶ所、個人には友人、知人への提供から始めます。</p>
<p>8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果</p>	<p>受講の動機としての講座の社会性・専門性・信頼性が上げられます。市が認めたものであれば勉強する意欲も高まり、自身の健康にも関心ももてます。身体活動は心を開きやすく、市民の多様化する課題を解決する糸口として、多くの現存する修了証を生かすことができます。健康寿命を延ばし、高齢者の力で地域福祉社会の実現が可能になります。</p>
<p>9 事業実施後の展開(事業終了後どのような展望があるか)</p>	<p>この事業の成果は医療や介護に頼らず健康を維持するために身体活動を習慣化することにあります。事業終了後も年間 1 講座は開催し、出前出来る方を増やし、修了者の所属団体や自治会・老人会等の活動の中で修了者のリードで体操を継続する。個人は出前で体験し、慣れたら自主クラブや生きがい事業に参加を促し、仲間との交流の楽しさから健康寿命を延ばし自立する。ボランティア指導員は活動を通して社会貢献し、助成金や寄附で事業化する NPO 法人設立にもつなげられます。</p>

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月～9月
1) 養成講座 プログラム テキスト作成 アンケート 説明会開催(3) 講演会	ボランティア指導員養成 月曜3時間×8日=24時間内容・会 場・実施日(前期・後期) テキスト・レポート案作成 調査表・アンケート作成 ひかり・南町地域センター・ いきいきセンター 講師依頼	団) テキスト案の提案 担) 行政からの情報 団) 試作テキスト作成	団) 印刷・製本 20p 50部(年間) 説明会 5/12・5/19・5/26	前期日程 6/23・30 調査表 アンケート 配布	7/7・14・21・28 7/20(土)講演&説明 団塊世代向け (太田仁史)	8/4・11 (8日間) 欠席者の対応 8/18 午前に追加 アンケート集約 後期説明会 8/17,23
募集要項	・概ね60歳以上 ・修了後「ボランティア指導員の会」 に入会できる方 ・全日参加(欠席1回まで)	申込書・調査表作成				
参加者募集	市報・HPに掲載 チラシ(1万枚) ・公共施設に配架 ・地域にポスターインク ・配布(市民活動センター登録団体・ 自治会・老人会・防災会)	掲載内容作成 養成説明会① A. チラシ 2,000枚 4/末市報 〆切	5/1号 養成募集②前期 B. チラシ 2,000枚 5/末 〆切	6/1号 講演会③ C. チラシ 2,000枚 6/末 〆切	7/1号掲載 養成説明会④後期 A. チラシ 1,000枚 7/末 〆切	8/1号掲載 養成募集⑤ B. チラシ 1,000枚 9/1号掲載
チラシ	A ②説明会 ⑩養成募集 3000 B ②養成募集⑩出前型事業 3000 C ②講演会 ⑩養成募集 2000 D ②利用者 ⑩出前型事業 2000					
2) ボランティア 指導員の会	修了後の活動意欲を高める 国分寺市高齢者福祉計画・第5期介 護保険計画実施状況(担当課) 市民活動登録団体を把握	団) 会の運営組織図・ 会則・活動の場調査 担) 活動団体の紹介				
備品の調達 保険加入 体力測定	テープ・名札・修了書用紙 傷害・個人情報・ボランティア 都老研 握力・5m最大歩行・開眼片足立ち			測定(介護予防ボラタイ アに協力依頼)		
修了式	市長・協働コーディネーター課・福祉計画課・ 担当課・老人会・自治会に参加要請 市長名の修了証書発行	6/23 開講式				8/11 修了式

項目	内容	9月	10月	11月	12月	1月～3月
1) 養成講座 アンケート 説明会開催(3) 募集要項	団塊世代向け土曜・日曜開催 1日6時間×4日=24時間 調査表作成 ひかり・南町 いきいきセンター 申込書・前期と同じ	9/20(土)21(日)28(日) 調査表・アンケート配布	10/4(土) 欠席者の対応 10/13の祭日6h アンケート集約			
参加者募集 市報	前期と同じ 掲載内容作成	利用者公開講座⑥団体 Dチラシ1,000枚 8/末〆切	10/1号掲載 利用者公開講座⑦市 Dチラシ250枚 10/末〆切			
チラシ	個人向けチラシ作成			11/1号掲載 市利用者説明会③市個 Dチラシ250枚	12/1号掲載 利用者公開講座⑨⑩ 12/15〆切	1/15号 Dチラシ500枚
2) ボランティア 指導員の会 利用説明会	参加者の70%(25名)の入会を めざす 修了後の活動展開計画 ボランティア指導員を利用 する仕組みづくり (出前の届け先) ・参加者所属団体公開講座8 -担) 老人会・自治会2 ・利用説明会(個人向け) 団) 9ヶ所(26年度2ヶ所) 担) 11ヶ所(26年度5ヶ所)		団) 運営支援 参加者所属団体公開講座4 福祉センター・西町地域センター 担) 利用説明会2 老人会・自治会・防災会・ 包括支援センター・生きが いの中から2団体	団) 運営支援 参加者所属団体公開講座2 担) 利用者説明会2 包括支援センター (ほんだ・ひかり) 生きがいい(にしまち)	団) 運営支援 参加者所属団体公開 講座2 担) 利用者説明会2 包括支援センター (ひよし・こいがくほ)	1月 担) 利用者説明会1 包括支援センター (いずみ・なみき) 2月 包括支援センター (もとまち)
開講式 修了式 指導員の会	市長・協働コミュニティ課・福祉計 画課・担当課・老人会・自治 会に参加要請 市長名の修了証書発行	9/20(土) 開講式	10/4(土)修了式			1/24 指導員の会発足設立総会 いずみホール
総括	成果・課題の検討					次年度の活動展開

	市報掲載・会場	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	養成説明会 5/12.15.26	① 3/末 毎切	→ 5/1号											
2	養成募集 6/23開講		③ 4/末 毎切	→ 6/1号										
3	講演・説明会7/20 Lホール			④ 5/末 毎切	→ 7/1号	7/20 Lホール								
4	養成説明会 8/17・23(後)				⑤ 6/末 毎切	→ 8/1号	8/17.23							
5	養成募集 9/20開講					⑥ 7/末 毎切	→ 9/1号							
6	利用公開講座 団2 西町・福祉センター						⑦ 8/末 毎切	→ 10/1号						
7	利用公開講座 担2 自治会・老人 会・防災会							⑧ 9/末 毎切	→ 11/1号					
8	利用説明会(個人向け) 担2 まんだ・ひかり		12月中						⑨ 10/末 毎切	→ 12/1号				
9	利用説明会(個人向け) 担2 ひよし・こいがくほ		1月中旬以降								⑩ 12/15 毎切	→ 1/15号		
10	利用説明会(個人向け) 担1 並木・もとまち		1月中旬以降								⑩ 12/末 毎切	→ 2/1号		
11	講座・前期 (9時～12時)				6/23.30	7/7.14.21.28	8/4.11(8日間)	3H×8日=24H						
12	講座・後期 (9時～16時)							9/20.21.28	10/4(4日間)	6H×4日=24H				
13	フォロー						8/4 3H		10/13 6H					
14	養成説明会会場			5/12・19・26 ひかり・夜			7/20 8/17・23 Lホール							
15	ボランティア指導員 の会						8/11 準備会 足・修了式 当日							1/24 ボランティア指導 員の会設立 いすみホール

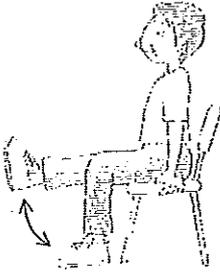
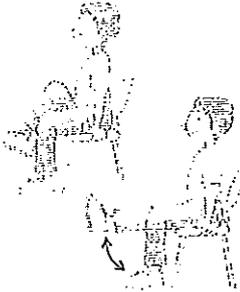
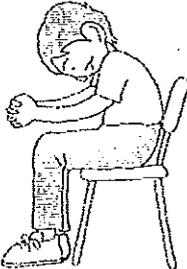
## 自立生活体操ボランティア指導員養成講座スケジュール表(8日間コース)

	9時	10	15	30	45	10時	15	25	30	35	45	50	11時	15	30	35	45	12時
1日				開講式 30		オリエンテーション 30		休憩 10		講義 35		講義 35	ウォーミングアップ		体験 35		レポート15	次回
6/23(月)	受付 15			ボランティア指導員に期待すること(市長)		自己紹介				高齢者の実態と指導の目的 高齢者の身体は生活習慣による 肥満の判定(BMD) 解剖運動学 解剖図の確認 10		実習 40		受講者にあった運動強度				
2日	受付			講義 35		実技 30		休憩 10							検証 20		レポート15	次回
6/30(月)	ガイダンス 10			自立生活体操(PG)の特徴		前脛骨筋・大腿四頭筋・大腰筋									ストレッチ			
3日	受付			復習 35		実技 30		休憩 10				実習 50			検証 20		レポート15	次回
7/7(月)	ガイダンス 10			前脛骨筋・大腿四頭筋・大腰筋		下腿三頭筋・腹筋・腹斜筋									ストレッチ			
4日	受付			復習 35		実技 30		休憩 10				実習 50			検証 20		レポート15	次回
7/14(月)	ガイダンス 10			下腿三頭筋・腹筋・腹斜筋		中殿筋・大殿筋・腰方形筋									ストレッチ			
5日	受付			講義(高齢者相談室) 35		復習 30		休憩 10				実技50			検証 20		レポート15	次回
7/21(月)	ガイダンス 10			認知症について		中殿筋・大殿筋・腰方形筋						ウォーキング			ストレッチ			
6日	受付			講義 35		実技 30		休憩 10				実技 50			検証 20		レポート15	次回
7/28(月)	ガイダンス 10			日常生活を見直す 骨・筋肉をつくる食		胸筋・広背筋・腰方形筋						筋カトレニング			ストレッチ			
7日	受付			説明 35		講義 30		休憩 10				実技 20			検証 20		レポート15	次回
8/4(月)	ガイダンス 10			ボランティア指導者の会		指導の留意点 健康づくりの体操						実習 30			検証 20			
8日	受付			修了判定 20		実技判定 30		休憩 10				ストレッチ			全体復習			
8/11(月)	ガイダンス 10			モデル紹介		修了判定(修了証)						ホラナイ指導者の会20 準備会設立			修了式 25			
															入会手続書(入会2,000円年会費1,200円)			
															公開講座の希望日			

表紙	自立生活体操ボランティア指導員 養成テキスト	1	— 指導員に期待すること— (市長) 目次
2	1.高齢者の実態 国分寺市の現状 2.指導の目的(健康寿命を延ばす) 3.高齢者の健康維持体操 1)自立生活体操とは スウェーデンのPG(年金受給者の体操)	3	2)身体を正しく動かすことの効果 3)加齢による身体の変化とその対応 ①骨・関節・腰椎・筋肉 骨 関節
4	腰椎・筋肉 ②心肺機能	5	③脳の障害(担当課) 認知症
6	4)健康維持のための運動処方 運動強度50%Vo2maxの計算 時間・頻度・期間	7	5)日常生活行動を見直す 4.指導の留意点
8	解剖図(前)	9	解剖図(後)
	5.健康寿命を延ばす体操 1)筋カトレーニング・有酸素運動・ストレッチ 日常動作訓練	11	2)筋カトレーニング① 前脛骨筋・大腿四頭筋・大腰筋 ストレッチ(腰)
12	筋カトレーニング② 下腿三頭筋・中殿筋・大殿筋 ストレッチ(臀部と脚裏)	13	筋カトレーニング③ 大胸筋・広背筋・内転筋 ストレッチ(胸と背中)
14	筋カトレーニング④ 腹筋・腹斜筋・腰方形筋	15	3)ストレッチ
16	4)ウォーキング	17	6.指導の展開方法 7.自立生活体操ボランティア指導員の会
18	資料:関係団体	裏	製作者 国分寺市福祉保健部高齢者相談室 NPO法人健康体操指導ワーカーズ

# Aコース 筋力トレーニング

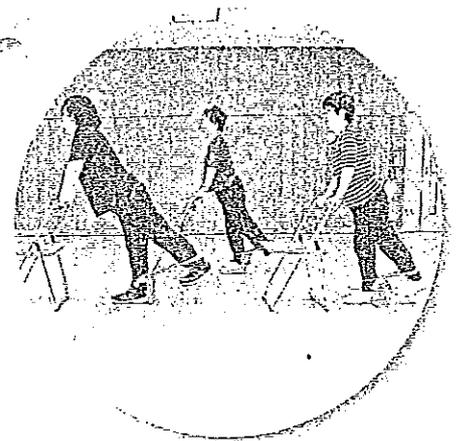
(常にお腹に力を入れ、どの筋肉を鍛えているか意識して行います)

番号	運動名 筋肉名	動きの説明	注意すること	効果
A-①	つま先上げ <b>前脛骨筋</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>椅子に座り両手は椅子の座面を握る</li> <li>背すじを伸ばしお腹に力を入れてゆっくり引き上げる</li> <li>右足の足先をい〜ちで上げて下す</li> <li>に〜いで上げて下ろす(4回行う)左足も4回行う</li> </ul> 	<p>お腹に力を入れて背すじを伸ばして行わないと腰が痛くなります</p> <p>足先を上で止めて前脛骨筋が硬くなることを意識する</p>	<p>つまずかないようになる</p> <p>腹筋も同時に鍛えられる</p> <p><b>腹直筋</b></p>
A-②	片足上げ <b>大腿四頭筋</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>椅子に座り両手は椅子の座面を握る</li> <li>背すじを伸ばしお腹に力を入れてゆっくり上げる</li> <li>つま先は手前に引っ張る</li> <li>右足をゆっくり上げい〜ち・に〜い・さ〜ん(3秒間)と止めて4で下ろす(3秒止める)4回行う</li> <li>左足も4回行う</li> </ul> 	<p>お腹に力を入れて背すじを伸ばして行わないと腰が痛くなります</p> <p>つま先を手前に向けると大腿四頭筋が硬くなること確認しながら行います</p>	<p>大腿四頭筋で体重を支え筋肉を強化することで膝を伸ばし膝関節痛を防ぎます。</p> <p><b>腹直筋</b></p> <p>階段の上がり降りが楽になります</p>
A-③	ももの引き上げ <b>大腰筋(腸腰筋)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>椅子に座り椅子の座面を握る背すじを伸ばしお腹に力を入れて右足を引き上げ踵を押し出すように脚を伸ばしもう一度膝を引き上げて下ろす</li> <li>い〜ちで右足を曲げたまま引き上げに〜いで踵を押し出しさ〜んで膝を引き上げ4で下ろす4回行う</li> <li>左足も4回行う</li> </ul> 	<p>膝を上げる時お腹に力を入れる</p> <p>かがまないこと</p> <p>3の膝を引き上げる時は大腰筋を収縮していることを意識する</p>	<p>腹筋や大腰筋を太くし、膝の屈伸により関節液から栄養を取り膝痛を防ぎます</p> <p><b>腹直筋</b></p>
ストレッチ 1	腰を丸める	<ul style="list-style-type: none"> <li>椅子の背に届くように座り腰が椅子から離れないように両腕でボールを抱え込むようにして息を吐きながらおへそを覗き込む</li> <li>1〜8まで数えて腰を丸める少し緩めてもう一度1〜8まで数えて腰を丸めます</li> </ul> 	<p>腰が椅子から離れないように丸くして腰の筋肉を伸ばす</p> <p>息を吐くことで筋肉は伸びます</p>	<p>腰まわりの筋肉の緊張をほぐします</p> <p><b>腰痛予防</b></p>

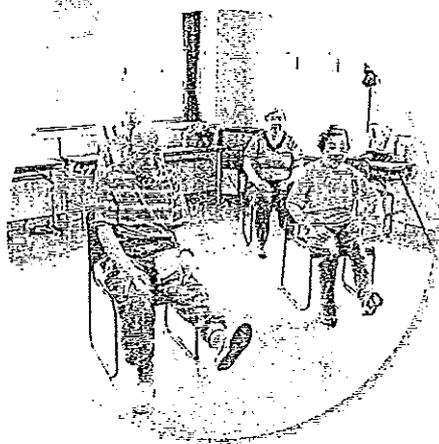
\*筋力トレーニングの数の数え方は、い〜ち・に〜い・さ〜んと伸ばして3秒間止めるとお腹に力が入

高齢者に必要な運動を総合的に取り入れた体操

# 自立生活体操



健康づくりの総合体操  
有酸素運動  
筋力トレーニング  
ストレッチ  
日常動作訓練



NPO法人健康体操指導ワーカーズ

## 健康体操指導ワークスが楽しくレポートします！

私たちは、運動経験の少ない高齢者の方に  
正しく運動してもらうことによって  
社会の一員として自分らしく元気に暮し続けていただくための  
お手伝いをします

### ●NPO法人健康体操指導ワークス6つの事業●

- ・高齢者の介護予防のための自立生活体操
- ・生活習慣病(メタボリックシンドローム)予防の健康体操
- ・子育て支援の親子体操
- ・指導者養成講座の開催
- ・健康づくりの体操に関する研究開発
- ・自主グループづくりの支援

### 指導資格を得るには？

#### ●自立生活体操公認指導員養成講座を受講する

- ・基礎編・応用編・公認編・テストの17時間

テストに合格、現場研修1回を終了、自立生活体操研究会に入会した方に公認登録証を授与します。  
合格出来なかった方は、力に応じて現場研修を重ねることで、希望者全員が合格しています。

- ・3年間ごとに登録更新をします。

### どんな働き方ができるか？

#### ●NPO法人健康体操指導ワークスに入会して働く

- ・自主クラブや協働事業・受託事業の指導

研修・アシスタントを続けながら1時間プログラムの指導をマスターする(3ヶ月~6ヶ月)  
自信がついたら1時間の指導に入り、理事長の認可を得たら指導することができます。

- ・自分の地域に指導するクラブ(働く場)をつくり指導します。(支援体制あり)

#### ●自分の職場や独自に働く場を開拓し、資格を生かす(登録証を提示)

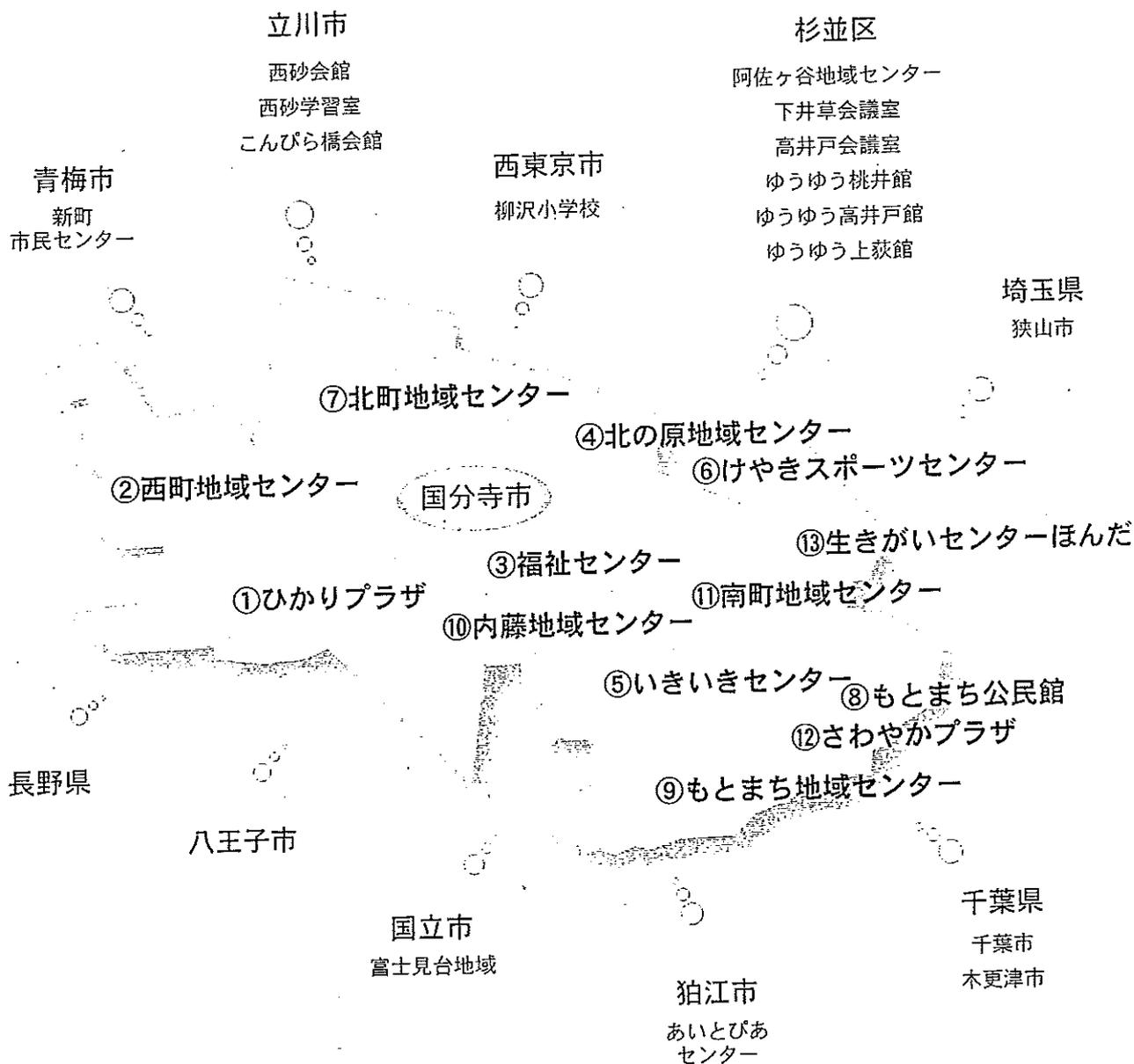
- ・年2回のフォロー研修や研究会でスキルアップができます。

### NPO法人健康体操指導ワークスの会員になるには

- ◆正会員入会金10,000円
- ◆年会費6,000円

- ・趣旨に賛同し活動に参加できる方、希望者は誰でも入会することができます。

「自立生活体操」は  
国分寺市を中心に各地域に広がっています。



指導者の持つ資格

自立生活体操公認指導員

- ・健康運動指導士・介護福祉士
- ・栄養士・准看護師・保育士
- ・保健体育教諭・幼稚園教諭
- ・ヘルパー・精神保健福祉士
- ・エアロビクスインストラクター

特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ

理事長 小川葉子

〒185-0003 国分寺市戸倉4-10-52

TEL / FAX : 042-329-1227

E-mail : taisou.w@home.ne.jp

### ●プログラム

- 1 ウォーミングアップ 13分
- 2 日常生活動作 10分
- 3 有酸素運動 (エアロビクス) 12分
- 4 筋力トレーニング 10分
- 5 クールダウン・ストレッチ (健康チェック、水分補給含む) 5分

### 1 ウォーミングアップ

<腹式呼吸> ♪ A day without rain



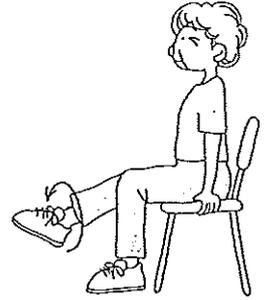
① 口から吐き



鼻から吸う

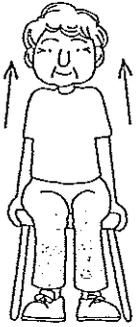


② 手首を回す



足首を回す

<下肢の運動> ♪ Sha la la



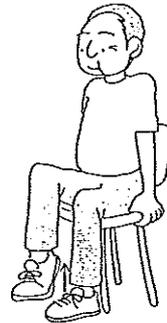
③ 伸び  
息を吸いながら  
背を伸ばす



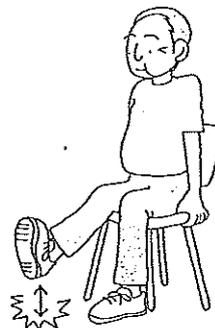
脱力  
息を吐いて脱力



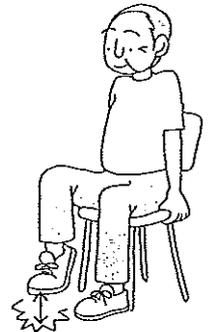
④ つま先上げ  
(前頭骨筋)



⑤ かかと上げ  
(腓腹筋)

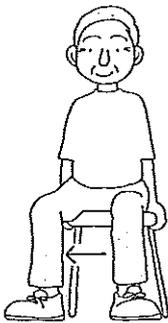


⑥ かかとでタッチ



⑦ つま先でタッチ

<上肢の運動> ♪ YMCA



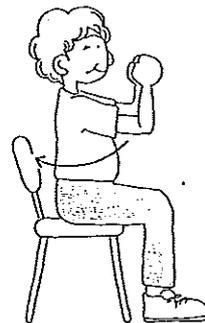
⑧ 脚を横に開く



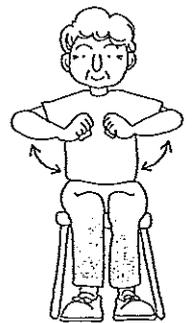
⑨ 足ぶみ



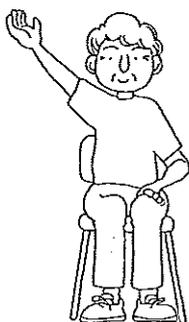
⑩ 膝にタッチ



⑪ 腕を前後に振る



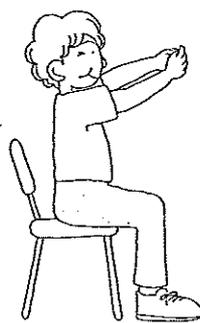
⑫ 肘を上下させる



⑬ Y



M



CA



拍手2つ



⑭ パーで

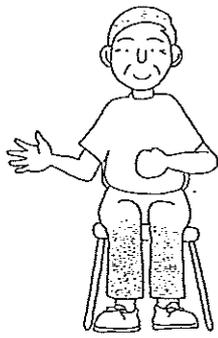


グーで

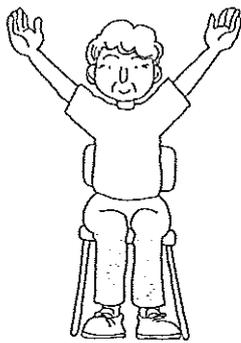
手を左右に開く



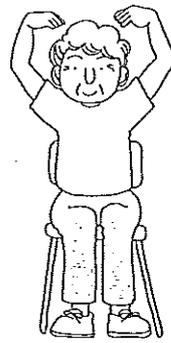
片手をパーに



片手をグーに



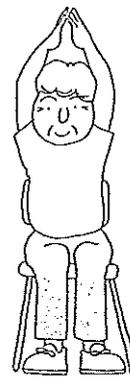
⑮ Y



M



C



A

♪ \_\_\_\_\_ 曲に合わせて \_\_\_\_\_ ♪

<ストレッチ>



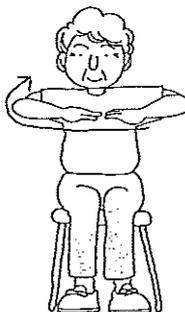
⑯ 膝をかかえ前屈し腰を伸ばす



⑰ 両手を上げて



息を吐きながら片手を上に伸ばす



⑱ 体をねじる



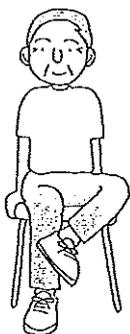
⑲ 斜め前に倒し体側を伸ばす



⑳ 足の後ろ側を伸ばす

2. 日常生活動作とイスを使って行う運動

♪ ADL体操

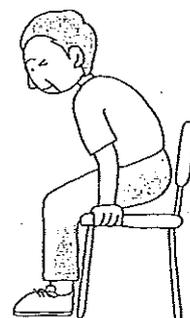


㉑ 足を少しずつ上げる



できる人は膝の上にのせる

- ・イスから立ち上がる
  - ・くつをはく
  - ・バランス
  - ・正しい姿勢
- ※寝る・起きる  
(マットの場合)



㉒ イスをしっかり押して腰だけ上げる



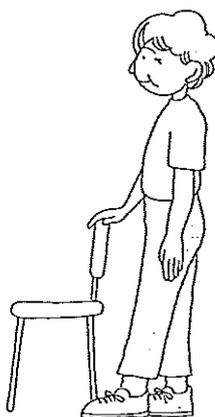
片足をふみ込み立ち上がる



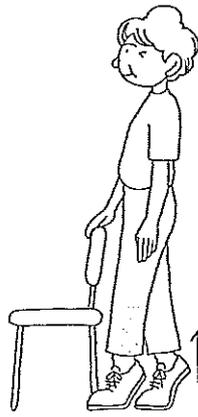
イスの位置を確認し



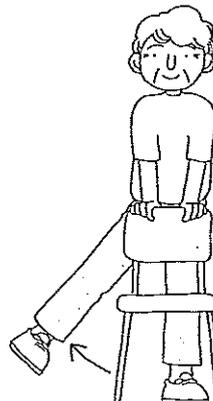
イスをつかんでゆっくり座る



㉓ かかと上げ(腓腹筋)

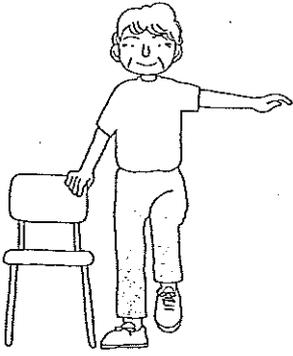


㉔ 足を横に上げる(外転筋)

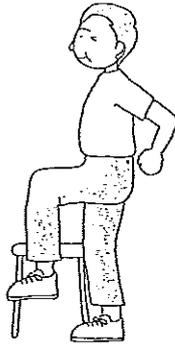


㉕ つま先と膝の方向が同じになるよう斜め前にふみ出す(大腿四頭筋)

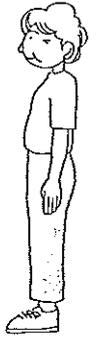
<姿勢のチェック>



②⑥ 片足バランス



②⑦ 足を前後に振り出し  
バランスをとる



②⑧ お互いに姿勢を  
チェックする

3 有酸素運動 (エアロビクス)

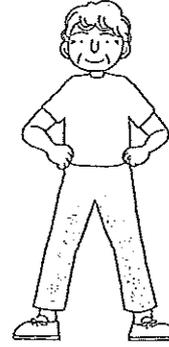
<ウォーキング> ♪ 112~120 (膝の痛い方は座ったままで)

フッフツと息を吐きながら  
少し汗ばむくらいに楽しく  
動きましょう

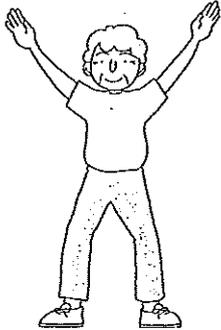
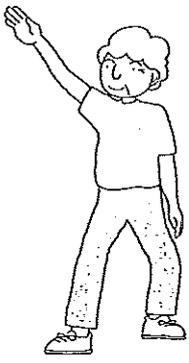
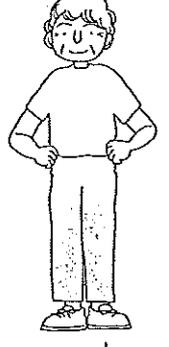
- ♪ 32カウントのエアロビクス用  
112 Marinero  
117 Uncle John from Jamaica  
120 Stand by me



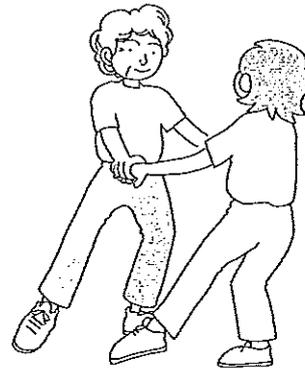
②⑨ 姿勢よく歩く



③⑩ 左右にステップ



③⑪ Vステップ  
膝の痛い方は前に出ない



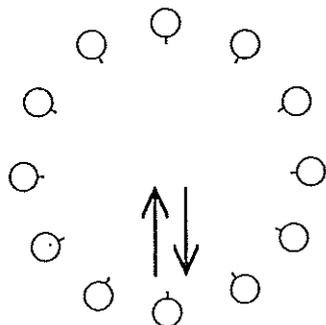
③⑫ 転ばないように手をつなぎ  
左右にバランス



③⑬ 膝上げ



③⑭ かかと上げ



③⑮ 円になって前、後に  
歩く



③⑯ 足ぶみしながら  
自己紹介



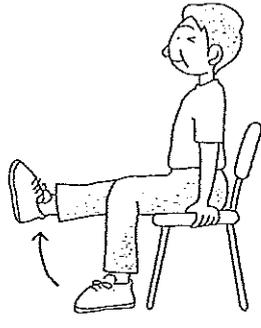
③⑰ ゲーム的となりの  
人を紹介

## 4 筋力トレーニング

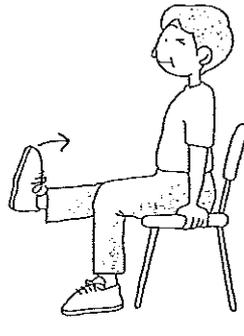
<イスを使ってする運動> ♪ Kamigami no Uta



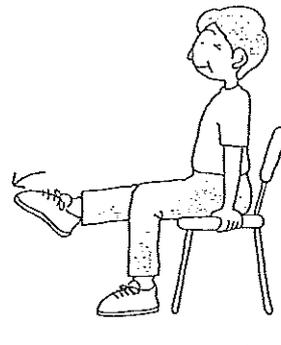
③ つま先を上げ、腕を引く  
(腹筋と前頸骨筋)



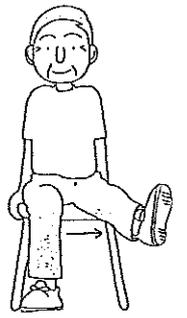
③ 足を上げる  
(大腿四頭筋)



④ つま先を曲げる



つま先を伸ばす



④ 足を外に開く

<ボールを使ってする運動>



② 息を吐きながら  
ギュッとにぎり



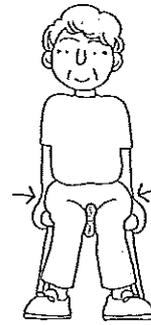
パツと離す



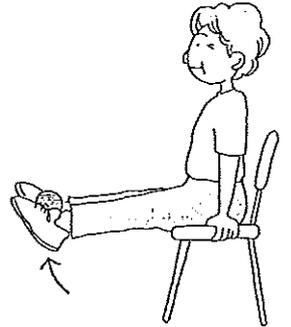
③ にぎりながら  
肘を曲げる  
(上腕二頭筋)



④ 伸ばしたまま  
にぎる



⑤ ボールを膝に  
はさんでつぶす  
(内転筋)



⑥ 足にはさんで  
上げる  
(腹筋、大腿四頭筋)

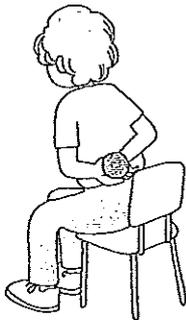
## 5 クールダウン・ストレッチ

ストレッチはウォーミングアップで行った⑩～⑪も取り入れる

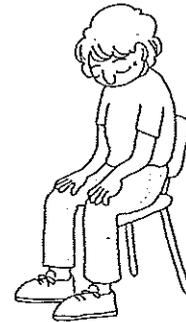
♪ Estrella



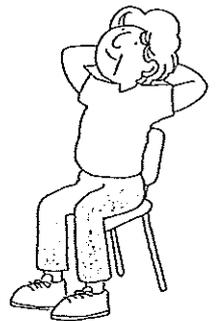
⑦ ボールを足の下に  
くぐらせる



ボールを後ろで  
手渡す



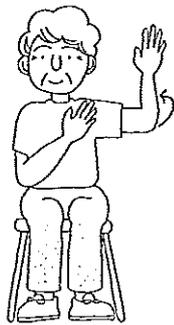
⑧ イスに深く座り  
リラックス



⑧ 手を頭の後ろに  
組んでリラックス



⑩ 肩のストレッチ



⑪ 首のストレッチ



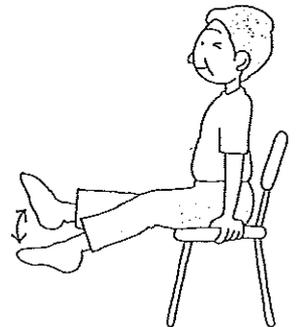
背すぢを伸ばして



⑫ くつを脱ぐ



足先の力を  
ぬいて振る



(市民活動団体提案事業)

自立生活体操ボランティア指導員出前型事業

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	789,700円	
計	789,700円	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
人件費	613,150円	
1) 自立生活体操ボランティア指導員養成事業	(461,550)	企画 1,200円×20h=24,000円 指導 4,500円×23h×2ヶ所=207,000円 フォー 4,500円×3h×3回=40,500円 メール回答 1,200円×15回=18,000円 フォト 1,000円×57h=57,000円 受付事務(設営含む) 870円×15h=13,050円 テキスト作成 1,200円×30h=36,000円 印刷製本/調査/申込/発送 870円×30h=26,100円 発送配布(1h 200枚) 870円×20h=17,400円 説明会 2,500円×1.5h×6回=22,500円(*包括体操指導90分 7,500円)
2) 自立生活体操出前型指導支援事業	(151,600)	企画 1,200円×20h=24,000円 運営会議 1,200円×20h=24,000円 利用者説明 2,500円×7回=17,500円 発送作成 870円×10h=8,700円 発送配布 870円×20h=17,400円 公開講座 4,000円×10回=40,000円 フォー 1,000円×20回=20,000円
報償費	39,000円	医学博士 13,000円×3h=39,000円
消耗品	20,475円	テープ 680円(名札) 108円×50枚=5,400円 修了証用紙 395円 ファイル 150×50=7,500円 事務用品 6,500円
印刷製本	11,710円	発送用紙(5,000枚 3,980円)×2箱=7,960円 コピー用紙(申込・調査・体力測定・メール) (500枚 350円)×3冊=1,050円 テキスト用紙 1,500円 トナー(2,000枚 6,850円=1枚4円)×300枚=1,200円
保険	33,575円	賠償責任 3円×150時間=450円 個人情報 14,000円 傷害 25人×31円×15回=11,625円 ボランティア保険 300円×25人=7,500円
直接経費計	717,910円	
諸経費	71,790円	1円切り捨て
合計	789,700円	

団 体 概 要 書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。  
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ)トクテイエイカクドウホクジン ケンコウカイソウブウ		
	特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ		
所在地	〒185-0003 国分寺市戸倉4-10-52		
設立年月日	平成14年6月 (NPO 法人認証 平成18年2月)		
会員の状況	正会員数 11人・0団体 (内国分寺市民 9人)	年会費	6,000円
	賛助会員数 404人 1団体	年会費	1,200円
活動目的	広く一般市民を対象として、健康維持増進のための体操指導事業及び体操を身近で気軽に行える場としての自主グループをつくる支援事業・健康づくりの総合体操の研究開発事業・身体の発達や加齢に伴う変化に対して正しく楽しく指導する為の指導者養成事業を行い、誰もが健康寿命を延ばし、社会の一員として自立して生き続けられるための生活の質を高めることに寄与することを目的とする。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	高齢者から乳幼児まで、全世代に向けた健康づくりの体操指導 高齢者の自立生活体操指導 23団体 347名・中高年の健康体操 8団体 94名 親子体操 1団体 13組・自立生活体操公認指導員養成 20回 338名受講 受託事業 国分寺市高齢者生きがい創作活動等支援事業 2001.8~2012.3迄 練馬区「転倒予防教室」「筋力向上」2005.7~2008.3 協働事業 国分寺市さわやかシニア体操 2006.10~2008.9 提案型協働事業 「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」2008.4~2011.3		
ホームページ	<a href="http://taisou.tamaliver.jp/">http://taisou.tamaliver.jp/</a>		

担当者連絡先	氏名	██████████	(役職)	██████████
	住所	██		
	電話	██████████	FAX	██████████
	Eメール	██		

## ◆団体概要

〈設立〉 2002年6月…ワーカーズ・コレクティブ健康体操指導ワーカーズ  
2006年2月…NPO法人 健康体操指導ワーカーズ

〈組織〉 本部…国分寺  
支部…青梅 武蔵村山  
グループ…木更津（千葉県）

## 〈事業〉

- 自主クラブ指導
- ・自立生活体操クラブ：国分寺…23 青梅…1 武蔵村山…2
  - ・健康体操クラブ：国分寺…5
  - ・シニアアップクラブ：国分寺…1
  - ・親子体操クラブ：国分寺…1

## 現在までの受託事業

1. 国分寺市提案型協働事業  
「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」  
国分寺市高齢者生きがい創作活動等支援事業
2. 練馬区転倒予防のための体力づくり教室事業
3. 練馬区高齢者筋力向上トレーニング事業
4. 杉並区ゆうゆう桃井・上荻・高井戸西館協働事業
5. 国分寺市さわやかシニア体操協働事業
6. 三多摩医療生協くにとち南診療所
7. 立川二中総合学習（高齢者の健康体操）
8. 生活クラブ・エッソ共済（健康体操・親子体操）
9. ワーカーズ・コレクティブ（腰痛予防体操）東京・埼玉・千葉
10. NPO法人（ACTたすけあい・シニアサイトサービス）

## 指導員の有資格

- ・保健体育教諭免許
- ・健康運動指導士
- ・健康運動実践指導者
- ・介護予防運動指導員
- ・日本体育協会公認スポーツリーダー
- ・ADL対応型高齢者体操公認指導者
- ・介護福祉士・社会福祉士・ヘルパー2級
- ・保育士・看護士・管理栄養士
- ・自立生活体操公認指導員

## 健康体操指導ワーカーズが 楽しくリードします！

健康づくりのためには、身体を動かすことが必要だ  
という情報はあふれています。実際にはどうすれば  
よいのかがわからず、また、一人では長続きしないの  
が実態です。しかし、本来年齢や体力に合った運動は、  
心身をリフレッシュさせる効果があり、生活習慣化さ  
れてこそ、自分のものになります。

私たちは、誰もが身近で気軽に身体を動かす場をつ  
くり出し、仲間と楽しく続けることで生活の質を高め  
るお手伝いをしています。

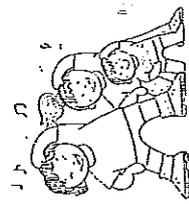
また、自立した高齢者が、高齢者を支える地域福祉  
づくりの活動も広がっています。

## 〇会員の募集

- ・正会員 入会金…10,000円 年会費…6,000円
- ・賛助会員  
〈個人〉入会金…2,000円 年会費…1,200円  
〈団体〉入会金…10,000円 年会費…6,000円  
(1口以上)

NPO法人

# 健康体操指導 ワーカーズ



高齢者から子どもまで  
体力に応じた体操を  
正しく指導し  
健康づくりを応援します

## 特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ

理事長 小川菜子

〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-10-52

TEL/FAX：042-329-1227

Eメール：taisou.w@jcom.home.ne.jp

# NPO法人健康体操指導ワーカース

## 6つの事業

### 1. 高齢者の介護予防のための自立生活体操

自立生活体操は福祉先進国スウェーデンで半世紀前から行われているPG（年金受給者の体操）を基本に、有酸素運動・筋力トレーニング・ストレッチ・日常動作訓練などを総合的に行えるよう健康体操指導ワーカースが独自に考案した体操です。

#### ◎加齢による身体の変化

骨はもろく関節は軟骨が薄くなり、腰椎は柔軟性が失われ筋肉は細くなってきます。また心臓や血管は弾力性がなくなり、肺は酸素を取り入れにくくなることにより、さまざまな病気や障害が出てきます。

- 身体を正しく動かすことの効果  
筋や骨組織の再生能力を高め、栄養と酸素を含んだ血液を全身にいきわたらせることにより細胞の質の低下や萎縮を防ぎ、日常動作能力の回復などでQOL(生活の質)を高めることができます。

#### 〈自立生活体操の特徴〉

- ・椅子やボール、セラバンドを使って無理なく音楽に乗せて誰もが気持ちよく楽しく
- ・一人ひとりの自立度（ADL）に合わせた工夫
- ・吐く息を強調した呼吸法を用いている
- ・高筋音に適さない動きを除いている
- ・グループで行いコミュニケーションを大事に

### 2. 生活習慣病予防の健康体操

過食や運動不足、喫煙などのライフスタイルにより年令を問わず内臓脂肪が高く問題を起こしています。簡単に楽しいエアロビクス（50%VO2max）で無理なく体脂肪を減らし筋力をつけ肥満にならない体質に変えていきます。

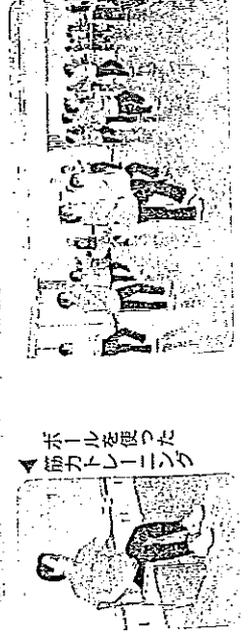
日本は世界の長寿国になりましたが健康で過ごせる年齢は寿命より7才も低いと言われています。

健康を維持するためには身体の変化に対し正しく身体を動かすそれを日常生活の中で習慣化していくことが必要です。

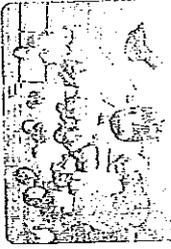
- \* 自主グループの指導をします
- \* 行政からの委託を受けます
- \* 効果の上がる協働事業を提案します
- \* デイサービスなどに出張します
- \* 健康講座の講師を引き受けます



セラバンドを使った筋力トレーニング



ボールを使った筋力トレーニング



### 3. 子育て支援の親子体操

子どもと一緒に遊びながら動き、子ども達が遊び始めたらお母さんはエアロビクスで身体も心もリフレッシュ！

### 4. 指導者養成講座の開催

自立生活体操公認指導者養成講座を開催し、高齢者の健康維持の体操を正しく身につけ、地域に広げる指導者を養成しています。

養成講座（基礎編・応用編・公認編・テスト17時間）  
・スキルアップのフォロー講座も常時開設

介護施設で行う自立生活体操養成講座、自立生活体操ボランティアリーダー養成講座もあります。

### 5. 健康づくりの体操に関する研究開発

健康づくりの体操に関する研究とプログラム開発のため自立生活体操研究会を年2回開催しています。

また、介護予防サービスの筋力トレーニングを機械に頼らず、ボールやセラバンドを使って集団で行える体操や家庭でも出来る「健康づくりノート」、運動機能向上の評価が出せる測定プログラムもつくっています。

### 6. 自主グループづくりの支援

誰もが気軽に健康づくりが出来るように、身近で体操するグループをつくることや、各地に指導者グループの「健康体操指導ワーカース」をつくる支援をしています。

支部設立講座（起業編・地域別編 10月14日）

# 自立生活体操

受託事業

さわやかプラザもとまち (月) 9:45~ 東元町2-5-17

さわやかプラザもとまち (木) 13:15~ 東元町2-5-17

健康づくりのための有酸素運動・筋力トレーニング・ストレッチ

## 健康体操クラブ

セラバンド等で筋力をつけ、有酸素運動で体脂肪を減らします。一人一人の体力に合わせた総合体操を音楽に乗せて楽しく！腰痛や膝関節痛、骨粗鬆症なども防ぎます。



内藤地域センター (火) 10:30~ 内藤2-22

西町地域センター (火) 9:15~ 西町3-22

ひかりプラザ (水) 10:30~ 光町1-46

福祉センター (金) 9:45~ 戸倉4-14

いきいきセンター (金) 15:00~ 泉町トミンハイム2号棟

北町地域センター (金) 13:00~ 北町3-2

入会金 1,000 円・月会費 1,500 円

見学自由 直接会場へ

健康づくりのためのやさしいエアロビクス

## シェイプアップクラブ

メタボリックシンドローム予防として、有酸素運動（エアロビクス）・筋力トレーニング・ストレッチ等の健康維持増進の体操を楽しく行います。（1時間プログラム）

西町地域センター (木) 14:30~ 西町3-22

入会金 1,000 円・月会費 2,000 円

見学自由 直接会場へ

親子で体操、子ども達が遊び始めたらエアロでストレス解消！

## 親子体操クラブ

子どもの正常な発育発達には運動遊びがかかせません。親子で腹筋運動、ボール投げ、電車ごっこ、なわとび、キッズエアロ、手遊び歌、後は思い切りエアロビクス！



ひかりプラザ (木) 10:00~ 光町1-46

入会金 500 円・月会費 1,500 円

(1回払いも有ります)

見学自由 直接会場へ

指導 NPO 法人健康体操指導ワーカーズ・理事長 小川葉子 (健康運動指導士) 他

問い合わせ 健康体操をひろめる会 TEL/FAX 042-329-1227

高齢者の方に必要な運動を取り入れた総合体操

# 自立生活体操クラブ

いくつになっても自立して生活が続けられるように一人一人の自立度に合わせた体操（有酸素運動・筋力トレーニング・ストレッチ・日常動作訓練）を音楽に乗せて椅子やボールを使って楽しく行います。

運動が苦手な方・腰痛や膝関節痛、骨粗鬆症や高血圧の方でも医師の勧めがあれば、どなたでも参加できます。（1時間プログラム）



1	いきいきセンター	(月)	9:15~	泉町トミンハイム6-2号棟
2	北町地域センター	(月)	9:30~	北町3-2
3	西町地域センター	(月)	13:00~	西町3-22
4	内藤地域センター	(火)	9:30~	内藤2-22
5	西町地域センター	(火)	10:45~	西町3-22
6	もとまち地域センター	(火)	13:00~	西元町3-18
7	福祉センター	(火)	13:15~	戸倉4-14
8	ひかりプラザ	(水)	9:30~	光町1-46
9	スポーツセンター	(水)	9:45~	小平市上水本町6-22
10	いきがいセンターほんだ	(水)	9:30~	本多5-29-3
11	いきいきセンター	(水)	13:15~	泉町トミンハイム6-2号棟
12	多喜窪公会堂	(木)	9:15~	泉町3-5-16
13	もとまち地域センター	(木)	9:45~	西元町3-18
14	西町地域センター	(木)	13:15~	西町3-22
15	スポーツセンター	(金)	9:15~	小平市上水本町6-22
16	北の原地域センター	(金)	9:45~	東恋ヶ窪6-9
17	福祉センター	(金)	9:45~	戸倉4-14
18	北町地域センター	(金)	14:00~	北町3-2
19	もとまち地域センター	(金)	13:15~	西元町3-18
20	市民プール 会議室	(金)	13:15~	西恋ヶ窪3-32-6
21	本町南町地域センター	(土)	9:45~	ブロードアベニュー101

体験無料、直接会場へ

服装 動きやすい服装・運動靴・飲料水

会費 入会金500円・月会費1500円

指導 NPO法人健康体操指導ワーカーズ・理事長 小川葉子（健康運動指導士）他

問い合わせ 自立生活体操をひきよめる会 TEL/FAX 042-329-1227

# 「協働でつくる介護予防」

— 来る超高齢化社会を明るく元気な社会にするために—  
茨城県に学ぶ「高齢者が自分を生かせる仕組み」をつくろう！

介護予防には加齢に伴う身体の変化に対し身体を正しく動かす運動(体操)が不可欠で、生活の中に習慣化することが必要です。私達は平成20～22年度の3年間で国分寺市内を一巡する「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」協働事業を実施し、120名目標のところ208名の方が受講され128名の方が現在も継続し、自分らしく元気に生活を続けておられます。

今年度は国分寺市高齢者保健福祉計画・第5期国分寺市介護保険事業計画が示され、事前のアンケート調査から高齢者の力を生かした地域づくり・健康維持と介護予防への取り組みが示されました。茨城県では「シルバーリハビリ体操指導士養成事業」を官民一体で進め、現在4765名のボランティアが誕生し、県内の様々な場所で効果のある体操が実施されています。来る超高齢社会を元気に明るい社会にするために、高齢者が自分を生かせる仕組みが今こそ必要です。皆の力でつくりたいと思います。是非ご参加下さい！

日時 6月17日(日) 13:15～15:00

場所 国分寺ビルホール JR国分寺駅ビル8階



コーディネーター 山本和彦 (NPO 法人市民テーブルこくぶんじ事務局長)

パネラー 小川葉子 (NPO 法人健康体操指導ワーカーズ理事長)

提案型協働事業「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」の成果

白石忠志 (国分寺市福祉保健部長)

国分寺市高齢者福祉及び第5期介護保険事業の介護予防事業計画

大森葉子 (茨城県立健康プラザ介護予防推進部長)

シルバーリハビリ体操指導士養成事業の概要

荒木忠臣 (シルバーリハビリ体操1級指導士・利根町シルバーリハビリ体操指導士の会長)

資格取得の動機と現在の活動

主催 特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ

共催 自立生活体操をひろめる会・自立生活体操研究会

問い合わせ NPO 法人健康体操指導ワーカーズ TEL/FAX 042-329-1227

## 提案型協働事業「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」の成果

NPO 法人健康体操指導ワーカーズ

理事長 小川菜子

**目的** 介護予防は身体を正しく動かし、生活の中に習慣化されなければ効果がないことから市内の高齢者が気軽に歩いて参加できる場を用意し、専門のプログラムに沿って楽しく指導することにより健康を維持する。更に運動習慣で体力がつき、グループ体操の楽しさから自分らしく自立し、他の方をお誘いするなど市民自治力の向上をはかります。

**内容** 加齢に伴う身体の変化に対応した有酸素運動・筋力トレーニング・ストレッチ・日常動作訓練などの総合体操を音楽に乗せて椅子やボールを使って楽しく（1時間プログラム）

1クール：20名（週2回の6ヶ月間×6クール） 4回×2×6×6=288回

**対象** 運動経験の少ない概ね70歳以上の方

**期間** 平成20年4月～23年3月の3年間

**場所** 市内を一巡 1期：西町地域センター(子ども家庭支援センター) 2期：福祉センター(生きがいセンター戸倉) 3期：生きがいセンター恋ヶ窪 4期：スポーツセンター 5期：いきいきセンター(多喜窪公会堂) 6期：もとまち地域センター

**費用** 3年間 予算3,396,000円 決算3,421,629円 団体負担33,784

(委託料2,676,000円→2,666,545円 返金9,455円) (参加負担720,000円→721,300円)

**準備** 詳細な工程表の提示・市報に募集の掲載12回(支援者・参加者)・募集のチラシまき(2万枚)

支援組織「おげんき会」6グループ設立(93名) 血圧測定・体操中の見守り・体力測定補助

継続の意識を高める対策→開講式・修了式・体力測定(開始時・3ヶ月・修了時) 修了証書発行

**結果** 参加者 120名目標→208名(修了者198名) 平均年齢75.5歳 出席率78.6%

自主クラブ設立 6ヶ所目標→10ヶ所設立 自主クラブへの移行者 126名(現在151名)

支援組織おげんき会→おげんきクラブを開催(3回) 自主クラブ移行者が目標120名を上回ったことで満足度を得られたと判断、審査会からも高い評価を得た。

### 協働で行う成果

- ・運動の苦手な高齢者への動機付けのひとつには、事業の信頼性と費用が余りかからないことがあげられます。この点で特に男性の参加を得、さらに近所の知り合いの方や老人会、民生委員、自治会、介護保険サポーターズなどからなる支援組織「おげんき会」からの呼び掛けなどで市民全体の高齢者層から参加を得られた。
- ・市民が参加し易い場所の確保はとても難しいが、担当課で行ってくれた事により市内全域で実施することが出来た。
- ・担当課と実施団体で蓄積した効果測定(体力測定・SF8)の分析結果を提示出来た事により継続に向けて勧奨の根拠となった。
- ・常に市民の目がある中での展開と1年に1度の審査会での報告などで成果を常に求められるため、両者共に緊張感が増し双方の特性の力を更に高めることが出来た。また、市民も同じ方が繰り返し参加することのない効果も得られた。



市長・行政9・議員4名を含め206名参加

# 特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市戸倉四丁目10番地52に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、健康維持増進のための体操指導事業及び体操を身近で気軽に行える場としての自主グループをつくる支援事業・健康づくりの総合体操の研究開発事業・身体の発達や加齢に伴う変化に対して正しく楽しく指導する為の指導者養成事業を行い、誰もが健康寿命を延ばし、社会の一員として自立して生き続けられるための生活の質を高めることに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の介護予防のための自立生活体操指導事業
- (2) 生活習慣病予防の健康体操指導事業
- (3) 子育て支援の親子体操指導事業
- (4) 健康づくりの体操に関する研究開発事業
  - ① 身体の発達の変化に応じた健康づくりの研究
  - ② 健康づくり体操の総合プログラム開発
- (5) 指導者養成事業
  - ① 自立生活体操指導資格基準の策定及び公表並びに認定事業
  - ② 講習会などの開催
- (6) 自主グループづくりの支援事業

(7) その他法人の目的を達するための事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び  
団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
  - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する

る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において議決された者に譲渡するものとする。

#### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

### (組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

### (細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から19年5月31日までの通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から18年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人)	10,000円		
	賛助会員 (個人)	2,000円	(団体)	10,000円
(2) 年会費	正会員 (個人)	0円		
	賛助会員 (個人、団体)	0円		

別表 設立当初の役員

役職名	氏	名
理事長	小川	葉子
副理事長	小林	眞理
理事	周詞	昌子
同	佐藤	雅代
同	長谷部	光代
同	中野	ますみ
同	山田	利香
監事	山本	道子
同	一戸	里美

平成25年度 活動予算書  
平成25年度 4月 1日から 平成26年 3月31日まで

特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ  
(単位:円)

科 目	24年度予算	24年度決算	25年度予算	備考
I 経常収益の部				
1 受取会費				
正会員受取入金	20,000	0	10,000	入会金 @10,000× 1名
正会員受取年会費	66,000	66,000	72,000	年会費 @ 6,000× 12名
賛助団体会員受取入金	0	0	0	入会金 @10,000× 0件
賛助個人受取入金	260,000	220,000	240,000	個人入会金 @ 2,000× 120名
賛助団体会員受取年会費	6,000	6,000	6,000	団体年会費 @ 6,000× 1件
賛助個人会員受取年会費	564,000	568,800	588,000	個人年会費 @ 1,200× 490名
受取会費 計	916,000	860,800	916,000	
2 受取寄附金				
支援事業受取寄附金		0	300,000	ホームページ作成・ボランティア・プログラム
その他受取寄附金		822,150	630,000	自主グループより
受取寄付金 計		822,150	930,000	
3 受取助成金等				
受取民間助成金		100,000	0	
4 事業収益				
①体操指導事業	7,393,100	6,541,970	6,828,000	35グループ
②研究開発事業	60,000	201,400	75,000	健康づくりノート150冊
③指導者養成事業	180,000	160,000	180,000	養成講座・公認指導員登録更新
④支援事業	225,400	302,540	459,900	ボール・セラバンド
事業収益 計	7,858,500	7,205,910	7,542,900	
5 その他収入				
受取利息		260		郵便貯金・多摩信普通預金利息
雑収益		10,000		
その他収益 計		10,260		
経常収益計 (A)	8,774,500	8,999,120	9,388,900	
II 経常費用の部				
1 事業費				
(1)人件費				
給料手当		7,250,191	6,919,700	
人件費計		7,250,191	6,919,700	
(2)その他経費				
旅費交通費		37,560	48,560	
会場費		5,100	6,200	養成講座会場費
教材費		345,098	345,550	ボール・セラバンド仕入等
活動推進費		12,186	220,000	ホームページ作成・コピー用紙等
関係先負担金		132,500	136,100	東京W.CO試験課金・あおぞら年会費等
会議費		24,038	0	
保険料		6,540	7,000	賠償責任保険
家賃		292,320	291,600	28,000円×12か月 管理費と按分
その他経費計		855,342	1,055,010	
事業費 計	7,730,670	8,105,533	7,974,710	
2 管理費				
(1)人件費				
事務局人件費	1,009,000	1,048,034	1,113,000	
福利厚生費	36,000	36,000	36,000	東京W.CO共済会費
人件費計	1,045,000	1,084,034	1,149,000	
(2)その他経費				
旅費交通費	5,000	5,330	8,000	東京W.CO、その他外部会議等交通費
通信費	142,000	138,166	140,000	電話代、インターネット通信料
会議費	3,000	1,880	2,000	総会費用
消耗品費	20,000	31,166	20,000	文房具、プリンタトナー等
什器備品費	30,000	0	10,000	電気スタンド・扇風機
維持費	10,000	0	10,000	デッキ・パソコン・電話修理
家賃	336,000	43,680	44,400	28,000円×12か月 事業費と按分
光熱水費	60,000	60,000	60,000	5,000円×12か月
支払い手数料	3,000	1,825	2,000	振込手数料等
租税公課	50,000	700	50,000	国分寺市市民税均等割り50,000円
教育費	3,000	8,729	3,000	書籍代
雑費	1,000	1,575	2,000	
その他経費計	663,000	293,051	351,400	
管理費 計	1,708,000	1,377,085	1,500,400	
経常費用計 (B)	9,438,670	9,482,618	9,475,110	
当期正味財産増減額(A)-(B)	-664,170	-483,498	-86,210	
前期繰越正味財産額(C)	603,794	603,794	120,296	
次期繰越正味財産額(A)-(B)+(C)	-60,376	-49-	34,086	

特定非営利活動法人  
健康体操指導ワーカーズ

貸借対照表

平成25年3月31日現在

単位:円

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
普通預金	554,923	
郵便貯金	346,316	
未収入金	10,200	
仮払金	8,000	
流動資産合計		919,439
2. 固定資産		
出資金 (東京ワーカーズ・コレクティブ協働組合)	30,000	
固定資産合計		30,000
資 産 合 計		949,439
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払費用	801,830	
預り金	26,063	
仮受金	1,250	
流動負債合計		829,143
負 債 合 計		829,143
<b>III 正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産		603,794
当期正味財産増減額		-483,498
正味財産合計		120,296
負債及び正味財産合計		949,439

活動計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

単位：円

科 目	金 額		備考
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		入会金 @10,000× 0名
正会員受取会費	66,000		年会費 @ 6,000× 11名
賛助団体会員受取入会金	0		入会金 @10,000× 0件
賛助個人会員受取入会金	220,000		個人入会金 @ 2,000× 110名
賛助団体会員受取会費	6,000		団体年会費 @ 6,000× 1件
賛助個人会員受取会費	568,800	860,800	個人年会費 @ 1,200× 474名
2. 受取寄附金			
受取寄附金		822,150	自主グループより
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		100,000	東京W. CO支援基金
4. 事業収益			
(1) 自立生活体操指導事業収益	4,977,500		26グループ
(2) 健康体操指導事業収益	1,495,370		7グループ
(3) 親子体操指導事業収益	69,100		1グループ
(4) 研究開発事業収益	201,400		健康づくりノート
(5) 指導者養成事業収益	160,000		養成講座・公認指導員登録更新
(6) 支援事業収益	302,540	7,205,910	ボール・セラバンド
5. その他収益			
受取利息	260		郵便貯金・多摩信普通預金利息
雑収益	10,000	10,260	10周年お祝金
経常収益計		8,999,120	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	7,250,191		
人件費計	7,250,191		
(2) その他経費			
旅費交通費	37,560		
会場費	5,100		養成講座会場費
教材費	345,098		ボール・セラバンド仕入等
活動推進費	12,186		コピー用紙等
関係先負担金	132,500		東京W. CO賦課金・あおぞら年会費
会議費	24,038		10周年フォーラム
保険料	6,540		賠償責任保険
家賃	292,320		28,000円×12か月 管理費と按分
その他経費計	855,342		
事業費計		8,105,533	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,048,034		
福利厚生費	36,000		
人件費計	1,084,034		東京W. CO共済会費
(2) その他経費			
旅費交通費	5,330		東京W. CO、その他外部会議等交通費
通信費	138,166		電話代、インターネット通信料
会議費	1,880		総会費用
消耗品費	31,166		文房具、プリンタトナー等
家賃	43,680		28,000円×12か月 事業費と按分
光熱水費	60,000		5,000円×12か月
支払い手数料	1,825		振込手数料等
租税公課	700		登記印紙代
教育費	8,729		書籍代
雑費	1,575		茨城手土産
その他経費計	293,051		
管理費計		1,377,085	
経常費用計		9,482,618	
当期正味財産増減額		-483,498	
前期繰越正味財産額		603,794	
次期繰越正味財産額		120,296	

計算書類の注記

今事業年度よりNPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協会)に準拠して財務諸表を作成することとしました。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、当事業年度より、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正NPO法人会計基準協会)によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位：円)

科目	自立生活体 操指導事業	健康体操指 導事業	親子体操指 導事業	研究開発事業	指導者養成 事業	支援事業	事業部門計	管理部門	合計
I. 経常収益							788,800	72,000	860,800
1. 受取会費	603,200	131,200	54,400				822,150		822,150
2. 受取寄附金	658,750	163,400					100,000		100,000
3. 受取助成金等							7,205,910		7,205,910
4. 事業収益	4,977,500	1,495,370	69,100	201,400	160,000	302,540	0	10,260	10,260
5. その他収益	0	0	0	0	0	0	0	82,260	82,260
経常収益計	6,239,450	1,789,970	123,500	201,400	160,000	302,540	8,916,860	82,260	8,999,120
II. 経常費用									
(1) 人件費									
給料手当	5,163,381	1,369,000	152,580	379,880	128,100	57,250	7,250,191	1,048,034	8,298,225
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	36,000	36,000
人件費計	5,163,381	1,369,000	152,580	379,880	128,100	57,250	7,250,191	1,084,034	8,334,225
(2) その他経費									
旅費交通費	4,140	0	0	33,420	0	0	37,560	5,330	42,890
会場費	0	0	0	0	5,100	0	5,100	0	5,100
教材費	51,080	0	0	41,555	1,046	251,417	345,098	0	345,098
通信費	0	0	0	0	0	0	0	138,166	138,166
活動推進	0	0	0	0	0	12,186	12,186	0	12,186
関係先負担金	0	0	0	0	0	132,500	132,500	0	132,500
会議費	24,038	0	0	0	0	0	24,038	1,880	25,918
保険料	6,540	0	0	0	0	0	6,540	0	6,540
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	31,166	31,166
家賃	208,132	55,248	6,139	15,200	5,262	2,339	292,320	43,680	336,000
光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	60,000	60,000
手数料	0	0	0	0	0	0	0	1,825	1,825
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	700	700
教育費	0	0	0	0	0	0	0	8,729	8,729
雑費	0	0	0	0	0	0	0	1,575	1,575
その他経費計	293,930	55,248	6,139	90,175	11,408	398,442	855,342	293,051	1,148,393
経常費用計	5,457,311	1,424,248	158,719	470,055	139,508	455,692	8,105,533	1,377,085	9,482,618
当期経常増減額	782,139	365,722	△ 35,219	△ 268,655	20,492	△ 153,152	711,327	△ 1,294,825	△ 483,498

3. 使途等が制約された助成金等の内訳

使途が制約された助成金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。  
当法人の正味財産は120,296円ですが、そのうち100,000円は、下記のように使途が特定されています。  
したがって使途が制約されていない正味財産は20,296円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
体操指導事業	0	100,000	0	100,000	翌期に使用予定のホームページ 作成資金
東京ワークスコレクション支援基金					
合計	0	100,000	0	100,000	

4. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、家賃については従事割合に基づき按分しています。

5. その他

当事業年度よりNPO法人会計基準に準拠して財務諸表を作成する事としましたが、前事業年度以前から発生主義に基づいて財務諸表を作成してきましたので影響額はありません。

従来公表していました収支計算書に代えて活動計算書を公表することとしましたので、ご注意願います。

特定非営利活動法人  
健康体操指導ワーカーズ

財産目録

平成25年3月31日現在

単位:円

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0	0	
普通預金			
多摩信用金庫/恋ヶ窪支店	554,923		
郵便貯金	346,316		
未収入金			
国分寺 指導料	6,500		
国分寺 おげんき会・西町	3,700		
仮払金 ADL対応型高齢者体操研究会25年度分年会費	8,000		
流動資産合計		919,439	
2. 固定資産			
出資金			
(東京ワーカーズ・コレクティブ協働組合)	30,000		
固定資産合計		30,000	
資 産 合 計			949,439
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用			
①3月分給料	768,830		
②家賃等	33,000		
預り金 源泉税預り金	26,063		
仮受金 自立生活体操をひろめる会	1,250		
流動負債合計		829,143	
負 債 合 計			829,143
正 味 財 産			120,296



平成 25 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成 25 年 9 月 11 日

国分寺市長 井澤 邦夫 様

事務所の所在地 国分寺市東恋ヶ窪 4-1 7-2 5

団 体 名 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺

代表者氏名 山越 邦夫



次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	コアラッコ・Club 事業
2 提案事業予算	753,054 円
3 提案理由	<p>市内「親子ひろば」事業において、内藤地域は最寄りの日吉親子ひろばまでは、中央線によって分断されており、サービスの届きにくい地域となっている。また日吉親子ひろばは学童内で行なわれているため、3期休業中は利用できず、内藤地域だけでなく日吉や戸倉地域を含めた地域全体で親子の居場所が減少。児童館も図書館も公民館もなく、乳幼児と保護者が集い、育児ストレスを解消する場が不足していることは明らかである。私たちは24年から内藤地域センターでコアラッコ・Clubと称し、親子ひろばを展開してきたところ、これまで40組の親子が登録し、毎回7～8組の利用者がある。市と協働できれば、利用者の増加とともに、地域センターの方々との交流効果を見込めると考え、提案する。</p>
4 事業概要 (400字程度で記入してください)	<p>内藤地域センターの和室(24畳)を利用し、週2回午前中2時間の親子ひろばを運営する。事業内容は、1) おおむね0才から3才までの乳幼児とその保護者、及び妊娠期の方が安全に過ごせるひろばづくり、2) 育児に関する市内サービスの情報提供と育児不安解消のための相談及び必要な機関連携、3) 地域子育ての仲間づくり、の3点を中心とする。スタッフは、保育士や教員有資格者などの2人を配置し、施設の準備及び片付け、利用者の受け入れ、各種サービスの情報提供と相談や連携を直接・間接に支援する。ひろば運営時間外にも、各種相談・育児サービス施設と連携し、国分寺子ども・子育て支援円卓会議など市内の子育て支援ネットワークの一員として、育児不安層への適切な育児サービスの連携を担う。また異世代交流を目途として、内藤地域センター利用者協議会に参加し、イベントなどの機会に交流の場づくりを試みる。</p>

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>①内藤地域での乳幼児の子育て支援が不足している。②妊娠期の方と、乳幼児(0才から3才ぐらいまで)とその保護者。③親子ひろば運営。赤ちゃんが楽しく過ごせて、保護者も育児の疲れをリフレッシュできるよう、子育てなかまづくりを働きかける。妊娠期の方も含め、育児についての情報提供や相談を受け、適切な連携を行なう。相談については、記録し、必要な連携をする。また、季節ごとにイベントを企画し、広報と異世代交流も含めた仲間づくりを行なう。④イベント時以外の毎回の平均利用者数を20人程度。年間利用者数のべ2,000人。</p>
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>1) 毎週月曜日、木曜日、午前10時から12時の親子ひろばをスタッフ2名体制で開設。以下、1日の流れ： 9時30分：室内清掃、受付、乳幼児用おもちゃの準備、打合せ 10時：開所、受け入れ。乳幼児の遊びに目を配りながら、保護者とコミュニケーションをとる。必要に応じて、市内育児支援サービスの紹介、また育児相談を受ける。 12時：閉所、相談内容等打合せ、記録、室内清掃。 12時30分：業務終了。 2) 開設時以外の事業としては、月次報告を作成、担当課に提出し、相談内容や子どもの発達等に応じて、子ども家庭支援センターや健康推進課、及び子育て支援課と連携する。また、国分寺子ども・子育て支援円卓会議等、市内子育て支援ネットワークに参加する。他に年4回、土曜日または日曜日の午後に「パパと一緒にあそぶDAY」を開催し、異世代の方々もお誘いして、子育て仲間づくりを応援する。</p>

<p>3 事業計画案 (事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<p>26年3月、人員確保と打合せ  26年4月、月曜と木曜の8回実施  26年5月、月曜と木曜の8回実施(5月5日月曜日は休み)  ○5月10日(土) パパと一緒にあそぶDAY  26年6月、月曜と木曜の8回実施(6月30日月曜日は休み)  26年7月、月曜と木曜の8回実施(7月21日月曜日は休み)  ○7月20日(日) パパと一緒にあそぶDAY  26年8月、月曜と木曜の8回実施(8月14日木曜日は休み)  26年9月、月曜と木曜の8回実施(9月15日月曜日は休み)  26年10月、月曜と木曜の8回実施(10月13日月曜日は休み)  ○10月19日(日) パパと一緒にあそぶDAY  26年11月、月曜と木曜の8回実施  26年12月、月曜と木曜の8回実施(12月29日月曜日は休み)  27年1月、月曜と木曜の8回実施(1月1日木曜日はは休み)  ○1月24日(土) パパと一緒にあそぶDAY  27年2月、月曜と木曜の8回実施  27年3月、月曜と木曜の8回実施(3月30日月曜日は休み)  ◎ 通常ひろば運営96回、土・日イベント4回、合計100回  ◎ 子育て応援イベント「パパと一緒にあそぶDAY」は、普段参加できないお父さんたちが集って、お子さんとあそびながら、お父さん同士の仲間づくりを企画する。また子育て中以外の方にも参加してもらい、地域子育て環境をつくる。</p>
---	--

<p>4 事業の対象 (地域、対象者、対象総人数等を具体的に)</p>	<p>内藤、日吉地域在住の0才から3才の乳幼児とその保護者、及び妊娠期の方。1回2時間の参加人数は20人、年間100回実施で2,000人。</p>
<p>5 事業の実施場所</p>	<p>内藤地域センター1階和室 子育て応援イベントは2階集会室・学習室の利用も含む。</p>
<p>6 役割分担 (具体的に)</p>	<p>&lt;提案団体が担う役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひろばスタッフ (2名) 及び事務事業。</li> <li>・ 月次報告書の作成、担当課に提出。</li> <li>・ 子育て相談・子育て支援サービスの連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 子育て相談～子どもの健康・発育、しつけ、養護相談。</li> <li>2) 子育て支援サービスの連携：上記子育て相談以外については、機関連携を担う。主な連携機関は、子ども家庭支援センター (支援サービス全般と心理相談)、つくしんぼ (発達)、健康推進課 (健康、発達)、社会福祉協議会 (ファミリーサポート) などの公的機関。</li> </ul> </li> <li>・ 「パパと一緒にあそぶDAY」等イベントの企画、実施。</li> <li>・ 利用者アンケートを実施。</li> </ul> <p>&lt;市が担う役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 場所の確保～内藤地域センター和室、及びイベント時の集会室。</li> <li>・ 相談連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 保護者の精神疾患や育児ノイローゼが心配される場合</li> <li>2) 虐待が心配される場合</li> <li>3) 日常的アドバイス及び各種サービスの情報提供</li> </ul> </li> <li>・ 事業の広報</li> <li>・ スタッフ研修会</li> </ul> <p>以上、子どもの健康な発育が保証されるべく必要な連携と補助。</p>
<p>7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 当該ひろばの利用者数が毎回20名程度、のべ2,000人を見込む。</li> <li>2) お子さんが安全に遊べ、睡眠し、ゆっくり過ごせる空間を作ること、保護者が他の保護者やスタッフとのコミュニケーションをとれる。これらを通して、保護者の育児不安やストレスを解消できること。</li> <li>3) 育児支援が必要な場合には、市内の育児支援サービスへの連携がとれる。</li> <li>4) 利用者の声をアンケート等によってモニターし、上記(2)と(3)の成果を確認する。</li> </ul>

<p>8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果</p>	<p>1) 2007年より、スポーツセンター親子ひろばを市と共同運営して来たコアラッコは、保育士や教諭などの資格者の他に、ファミリーサポート援助会員、おもちゃコンサルタント、精神社会福祉士、市内民生主任児童委員など、育児支援に熟練したスタッフを有している。内藤地域でひろば運営を市と協働することで、子育て支援の隙間を埋められ、市内の子育て支援ネットワークはより密度と専門性のある連携を発揮できるだろう。</p> <p>2) 土曜日、日曜日の「パパと一緒に遊ぼう」企画や、祭日のひろば運営は、男性も参加し易いひろばが可能となる。</p> <p>3) 地域センター利用（利用者協議会に参加）により、異世代交流が可能となり、より広範な地域子育て支援を目指せる。</p>
<p>9 事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）</p>	<p>今回の事業実施の結果、積み上げられる人材と運営経験を生かし、内藤地域以外でも地域センターや空き店舗などを利用し、さらなる子育て支援ネットワークの密度を高めていきたい。将来的には、現在の子育て支援課の親子ひろば構想をより身近かな規模と異世代交流の観点を加えて構想したい。例えば子育て中の親子が集い、自分たちでさまざまな活動ができ、また地域の高齢者と交流できるサロン運営である。そこでは、おもちゃや絵本が借りられ、子育て情報などが得られる。また育児相談に乗ってくれるスタッフや子育て経験者、いわゆる「おばあちゃんの知恵袋」をもった高齢者がいる。妊娠前の人から子育て中の方、高齢者の方まで、誰もが気軽に立ち寄れる子育てリソースの拠点をめざしたい。</p>

提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
市負担	753,054 円	協働事業運営費
合 計	753,054 円	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
人件費	628,800 円	1) 保育士、教諭等有資格者のスタッフ2名(時給1,000円)×3時間×100回 2) 月次報告書作成(時給1,200円×2時間×12ヶ月)
消耗品	21,000 円	事務用等
印刷製本費	20,795 円	事務報告等作成コピー用紙(25,000枚)1,175円、チラシ色コピー用紙(500枚772円×4袋=3,088円)、インクカートリッジ(5色)4,133円×4=16,532円
保険料等	14,000 円	子育てひろば総合保障 6,000円 子育てひろば全国協議会加入費 8,000円
事務経費	68,459 円	直接経費の10%
合 計	753,054 円	

団 体 概 要 書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。  
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ) コアラッコ・オヤコヒロバサポートコクブンジ		
	コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺		
所在地	〒 185 - 0014 国分寺市東恋ヶ窪4-17-25		
設立年月日	平成19年7月		
会員の状況	正会員数 10人・ 団体 (内国分寺市民 10人)	年会費	活動目的の項参照
	賛助会員数 人 団体	年会費	
活動目的	親子ひろばでのさまざまな支援活動を通して、国分寺地域での子育て、子育てに寄与することを目的とする。 ※会費については、会則第5条「会費は、必要に応じて会員の承認を得て集める。」としており、毎年、負担金として決算している。平成24年度実績は35,581円である。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	1) 毎週、月、水、第4土開催の「スポーツセンター親子ひろば」を国分寺市子育て支援課と共同運営、各種イベントのボランティア手配等。 2) 国分寺子ども・子育て支援円卓会議(第1火曜日)に参加し、市内子育て支援の連携をはかる。 3) 子育て仲間フェスタ開催:5月と10月の年2回 4) コアラッコClub(週1回)を内藤地域センターにて開催。 5) 国分寺であそぶKAIに参加し、特に乳幼児の外遊びの環境づくりをサポート。		
ホームページ	<a href="http://members3.jcom.home.ne.jp/koalakko.info/index.html">http://members3.jcom.home.ne.jp/koalakko.info/index.html</a>		

担当者連絡先	氏名	██████████	(役職)	██████████
	住所	██		
	電話	██████████	FAX	██████████
	Eメール	██		

24年度 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 事業報告

- 1) スポーツセンター親子ひろばを国分寺市子育て支援課と共同運営。日常運営をサポート(月、水、第4土)、きのおもちゃひろば、手遊び、わらべ歌、お誕生会、エプロンシアターなど手配。
- 2) 国分寺子ども・子育て支援円卓会議(第1火曜日)、研修会(のべ8人参加)参加。
- 3) 「おもちゃひろば@内藤」17回(内藤地域センターにて)。のべ69組参加。登録親子数19組。
- 4) 東京ピクニック、10月6、7、8日に「おもちゃひろば」参加。
- 5) 北町でワイルドにあそぼう!11月23日(国分寺であそぶKAI主催)「おもちゃひろば」参加。KAIに団体として参加。
- 6) 子育て仲間フェスタ2回(5/26、10/27。国分寺市子育て支援課、社協と連携)。
- 7) 国分寺市民活動フェスティバル参加、11月より第4月曜日の実行委員会等参加。

フェスタについて

	春・子育て仲間フェスタ	秋・子育て仲間フェスタ
日程	5月26日(土)1時~4時	10月27日(土)1時~4時
参加人数	参加者23人(幼児11人) スタッフ5人、講師2人	参加者64人(幼児32人) スタッフ6人、講師2人
内容	ファーストサイン 絵本スタート 木育寺子屋 子育てグッズ・リサイクル ティー&トーク	マタニティ&ママさんヨガ ファーストサイン 木育寺子屋 子育てグッズ・リサイクル 子育てトーク
経費	講師料3,000円、茶菓代2,000円 チラシ制作費200円	講師料8,000円、茶菓代3,000円 チラシ制作費200円

秋・子育て仲間フェスタの様子(①オープニング、②ベビーサイン)、おもちゃひろば③



### コアラッコ Club 4月～7月報告

開催日：毎週月曜日（前月の月初めに予約）10時～12時（部屋が取れない場合、13時～15時）

開催場所：内藤地域センター1階和室、ただし予約が取れない場合に2階集会室および園庭を利用したことも数回あった。

スタッフ：山越（教諭）と藤巻（保育士）を中心に、佐藤（おもちゃコンサルタント）、斉藤（精神保健福祉士）、賀来（おもちゃコンサルタント、保育士）、岡本（保育士）が担当。

スタッフ	山越	藤巻	斉藤	佐藤	岡本	賀来	合計
のべ回数	18	15	6	2	2	1	44

#### 利用者統計

期間報告	0才	1才	2才	3才以上	子供	保護者 (母以外の内訳)	利用 合計	開催 回数	平均利 用者数
4月	18	8	4	3	33	33(父2、祖母1)	66	5	12.8
5月	12	10	2	1	25	27(父4)	52	4	13
6月	19	12	0	0	31	30(父2)	61	4	15.25
7月	21	18	3	2	44	42(父3)	86	5	17.2
累計	70	48	9	6	133	132(父11、祖母1)	265	18	14.7

平成25年6月1日号 国分寺市報「行ってみよう親子の遊び場」掲載記事

# コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺

2013年4月1日

2011年9月 NPO法人日本グッド・トイ委員会

「赤ちゃん木育ひろば・木育寺子屋」  
採用。

活動を通して、国分寺地域での子育て、子育てに寄与することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を実施する。

- (1) 親子ひろばの運営、協力・支援活動
- (2) 子育て支援のためのイベント
- (3) その他

2012年2月 「おもちゃひろば@内藤」開催。同時に利用者のコアラッコ Club 発足。

## 2013年度事業予定

1) 毎週、月、水、第4土開催の「スポーツセンター一親子ひろば」を国分寺市子育て支援課と共同運営、各種イベントのボランティア手配等。

代表 山越 邦夫 042-406-0839

koalako.info@jcom.home.ne.jp

〒185-0014 国分寺市東恋ヶ窪 4-1 7-2 5

副代表 長谷部 豊子 042-325-6547

会計監査 賀来 聖子 042-321-2838

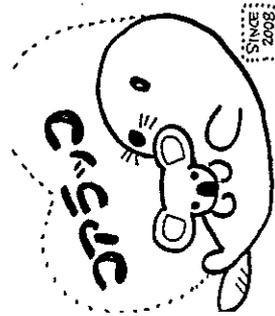
<発足等>

2007年7月 けやきスポーツセンター親子ひろば

開設、子育て支援課と共同運営する市民グループとして発足。国分寺子ども・子育て支援円卓会議に参加。

2010年9月 国分寺市市民活動センターに市民活動団体として登録。

2011年4月 国分寺市社会福祉協議会より地域福祉活動助成取得。(現在に至る)



第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会したものとす。

第5条 会費は、必要に応じて会員の承認を得て集める。

第6条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

第7条 この会には、次の役員をおく。

- (1) 代表・・会を代表し、その活動を統括する。
- (2) 副代表・・代表を補佐し、必要に応じて代表の任務を代行する。
- (3) 会計監査・・適正な会計がなされているかを監査する。

第8条 この会則に定めのないこと、またこの会則の改定は、会員の3分の2の賛成をもって議決し、これを定め、またこれを改定する。

附則 この会則は、2010年9月22日から施行する。

## コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 会則

第1条 この会は、コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺と称する。

第2条 この会は、親子ひろばでのさまざまな支援

25年度 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 当初予算

収入		前年度実績	支出		前年度実績
社協助成金	60,000 円	30,000 円	おもちゃ購入 (消耗品含む)	45,000 円	43,841 円
カンパ	2,500 円	0 円	フェスタ 2 回 (講師)	15,000 円	11,000 円
寄付金	12,500 円	1,000 円	茶菓、食材等	12,000 円	10,178 円
玩具貸与等	5,000 円	0 円	通信費	2,000 円	0 円
会負担金	0 円	35,581 円	チラシ用紙、文具等	6,000 円	1,562 円
合計	80,000 円	66,581 円	合計	80,000 円	66,581 円

25年度 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 事業計画

- 1) スポーツセンター親子ひろばを国分寺市子育て支援課と共同運営。日常的運営サポート (月、水、第4土)、およびボランティア (手遊び、わらべ歌、お誕生会、エプロンシアター) の手配。毎月第4土曜日に「コアラッコおもちゃひろば」提供。クリスマス会実施。
- 2) 国分寺子ども・子育て支援円卓会議出席 (第1火曜日) 及び研修会参加。
- 3) コアラッコ Club (内藤地域センターにて毎週月曜日実施)、玩具有料貸与実施。
- 4) 子育て仲間フェスタ 2 回、国分寺市子育て支援課の後援による。
- 5) 国分寺であそぶK A I 事業参加。外遊びイベントへのおもちゃひろば提供。
- 6) 国分寺市民活動フェスタ (4月21日) 参加。

年間活動予定日

◎ けやきスポーツセンター内親子ひろば (子育て支援課と共同運営)

月曜 (第3休み) と水曜日、第4土曜日にひろば運営サポート。ボランティア手配等。

◎ コアラッコ Club (内藤地域センター)

毎週月曜日 (10時~12時) に乳幼児と保護者のひろばを自主運営。おもちゃの有料貸与を行なう。

- ◎ イベント予定 ①市民活動フェスタ 4月21日 (日)、②春・子育て仲間フェスタ 5月25日 (土)、③5月19日 (日) 北町公園でワイルドにあそぼう! ④10月26日 (土) 秋・子育て仲間フェスタ、⑤クリスマス会 (内藤) 12月23日

コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 24年度会計報告

24年度の活動経費について、以下の通り報告します。

収入 66,581円 支出 66,581円

2013年3月18日  
コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺  
代表 山越 邦夫

収入	金額	備考
国分寺市社会福祉協議会	30,000円	口座JAバンク 5087-011 0031420
コアラッコ負担金	35,581円	
寄付金	1,000円	口座JAバンク 5087-011 0031420
合計	66,581円	

領収書#1~#23

支出	金額	内訳等
春・子育て仲間フェスタ (5月26日、土曜日)	5,200円	講師(高野幸子#1)謝金3,000円、チラシ200円#22、クッキー(ともしび#2)2,000円
秋・子育て仲間フェスタ (10月27日、土曜日)	11,200円	講師(桜井#3、高野#4)謝金8,000円、ハーブティ(松崎#5)1,000円、チラシ200円#22、クッキー代(ともしび#6)2,000円
「北町公園でワイルドにあそぼう!」、クリスマス会	5,000円 178円	芋煮用肉代(#7) 菓子代(#8)
おもちゃ購入(細目下記)	43,841円	#9~#20
消耗品等	1,162円	メモ帳#21、サインペン#21、コピー用紙298円#22、布テープ#23、オシロフキ#23、ノート#23
合計	66,581円	

以上、報告の通りです。

2013年3月18日

会計監査

賀来 聖子

購入おもちゃリスト

#9	ドングリパパ	1,197円	comaam	#15	木琴	1,995円	
#9	ドングリママ	1,097円	comaam	#16	びよんびよんウサ	995円	エド・インタ
#10	Tuminy	6,284円	comaam	#12	手持ちカー2ヶ	1,000円	
#11	メロディカー	4,987円	平和工業	#17	ベビードラム	2,280円	セシリアムジ
#12	スターごま	949円	ハイメス	#18	はじめてのおまま	2,727円	Woody Puddy
#13	くるくるチャ	3,790円	KUMON	#19	大工さん	5,700円	ニック社
#14	ドレミパイプ	3,280円		#20	ドクイ 2個	7,560円	



平成25年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成 25年 7月 31日

国分寺市長 井澤邦夫 様

事務所の所在地 国分寺市日吉町1-40-46

団体名 西国図書室

代表者氏名 篠原 靖弘

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1 提案事業名	本がつなぐ人とまち—国分寺ブックタウン事業
2 提案事業予算	434,360 円
3 提案理由	<p>これまで西国図書室では、市民が本を持ち寄ってつくる図書室の運営を行ってきた。市内のカフェ・パン屋の3カ所での地域に分散した図書室を実現している。こうした活動により、本をきっかけにした異世代の交流拠点となっている。孤立しがちな社会において、異世代・異分野の交流による多様な関係性を生みことが求められていると考えている。</p> <p>本のもつ異分野・異世代をつなぐ力に着目して、地域の人、店、街とのつながりをつくる。この関係性の構築は、「市民参加」を促し、地域の商店との新たな関係を生み「商業活性」につながる。このことは、会の目的と市の施策に合致することから提案型協働事業として提案するに至った。</p>
4 事業概要 (400字程度で記入してください)	<p>公共施設の一角、住宅の一部、店、商店街などを市民の参加により、「顔の見える本」をもちよったブックスポットとする『地域分散型もちより図書室』を国分寺市内に点在させることで、本がつなぐ「ブックタウン」を創造する事業を、以下の2つの事業を柱に実施する。</p> <p><u>1・ブックタウン・モデルエリア事業</u> ブックタウンの舞台となるモデルエリアを商店街および周辺エリアを対象にて選定して、市民参加型ワークショップにてブックスポットとなる場所やブックタウン実践の仕組みを構想・実践する。</p> <p><u>2・国分寺ブックフェスティバル事業</u> モデルエリアを中心としたブックフェスティバルを開催する。</p> <p>1、2の事業実施後に、モデルエリア地域の主要住民を交えた事業評価・課題の抽出を行う。</p>

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>①人との関係性が希薄となり、孤立した暮らしが当たり前となっているなか、町内会などの地域コミュニティへの加入率は減少し、活動自体も停滞している問題に対し、②これまで地域活動への関心がなかった層を含む一般市民を対象に、商店街などの普段暮らしている場を舞台にして、③本を通じた、気軽に参加しやすい地域コミュニティへの入り口としてのブックスポットを設けることで、④「顔の見える本」を通じた、まちの人相互の関係を構築する事を1年間の到達目標とする。さらに、本による「顔の見える個人商店」を増やすことで商業活性化、地域振興を図る。</p>
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>1・ブックタウン・モデルエリア事業 モデルエリアでのブックタウン実践へと導く連続ワークショップを行う。 第1回 ブックタウンを知る 国内外の事例を、講師を招いて紹介する 第2回 ブックタウンをデザインする ブックスポットのテーマおよびデザインの検討を行う。 第3回 ブックタウンをつくる 実際に、ブックスポットを住民参加でつくる</p> <p>2・国分寺ブックフェスティバル事業 モデルエリアを中心とした「まち歩き」「古本市」「本の交換会」を行うブックフェスティバルを開催する。</p>
<p>3 事業計画案 (事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<p>4月 契約締結、担当課との事業計画の詳細協議 5月 モデルエリアの選定 モデルエリア商店会、町内会との事前打合せ 6月 ブックタウンモデル事業 連続ワークショップ広報 7月 連続ワークショップ告知・準備 8月 連続ワークショップ第1回 9月 連続ワークショップ第2回 10月 連続ワークショップ第3回 11月 国分寺ブックフェスティバル開催 12月 事業の成果・課題の検討および内部評価 1月 モデルエリア地域の住民参加による事業評価ワークショップ 2月 事業評価ワークショップをふまえて翌年度以降の活動について協議</p>

<p>4 事業の対象 (地域、対象者、対象総人数等を具体的に)</p>	<p>連続ワークショップ参加者 40～50名程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域との関わりを潜在的には必要としているが、地域活動に積極的に参加することのできない層</li> <li>・ 本好き</li> <li>・ 商店主、事業主</li> </ul> <p>【ブックタウンモデルエリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店会および商店など地域の店舗</li> <li>・ NPO などによる地域拠点</li> <li>・ 公的施設</li> </ul> <p>モデルエリアでのブックスポットを5カ所程度設置を目標とする。 ブックフェスティバルは1000名の集客を図る。</p>
<p>5 事業の実施場所</p>	<p>1・ブックタウン・モデルエリア事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●連続ワークショップ実施は市内の公的施設にて実施</li> <li>●モデルエリアの選定については、担当課と協議の上決定</li> </ul>
<p>6 役割分担 (具体的に)</p>	<p>&lt;提案団体が担う役割&gt;</p> <p>1・ブックタウン・モデルエリア事業・・・ワークショップの運営・記録の作成・報告、広報用のチラシ案の作成・印刷</p> <p>2・国分寺ブックフェスティバル事業・・・運営事務局、広報用のチラシ案の作成・印刷</p> <p>&lt;市が担う役割&gt;</p> <p>1・ブックタウン・モデルエリア事業・・・チラシ配架、商店会・町内会への通知、ワークショップ対応(同席)、ワークショップ会場の確保</p> <p>2・国分寺ブックフェスティバル事業・・・チラシ配架、実施会場の確保</p>
<p>7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで市民活動に参加していなかった層の参加(アンケート結果の分析による)</li> <li>・ 新たな市民活動の創出</li> <li>・ 「公」と「民」の相互浸透による場づくりの実践</li> <li>・ ブックタウンとしてのメディアへの掲載</li> </ul>
<p>8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果</p>	<p>つながりを求める時代背景があるが、地域への関わりを望みながらも、「まちづくり」への参加はハードルが高いと感じる人が多い。1冊の本を通じて、気軽にまちとの関わりをつくることで市の目標である「市民活動の活性化」を図る。</p>
<p>9 事業実施後の展開(事業終了後どのような展望があるか)</p>	<p>継続した活動へつなげるため、モデルエリアを中心とした事業を行う。また、モデルエリア以外への波及を促すことで国分寺全体が「ブックタウン」として認知されることを目指す。</p>

(市民活動団体提案事業)

## 提案事業収支予算書

## (収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	434,360円	
合計	434,360円	

## (支出の部)

区分	予算額	摘要
(人件費)	(230,800円)	人件費計
ブックタウンモデルエリア事業	120,900円	WS企画 1200×8h×2人×3回=57,600円 WS実施 1200×3h×2人×3回=21,600円 870×3h×2人×3回=15,660円 WS実施準備 870×10h×3回=26,100円
国分寺ブックフェスティバル事業	85,380円	企画 1200×10h×2人×1回=24,000円 実施 1200×6h×2人×1回=14,400円 870×6h×4人×1回=20,880円 実施準備 870×30h=26,100円
	24,600円	事業振返りのWS 1200×3h×2人=7,200円 報告書作成 870×20h=17,400円
(報償費)	(78,000円)	WS(第一回) 講師謝礼 13,000×3h×2名=78,000円
(消耗品費)	(20,000円)	事務用品費 20,000円
(印刷製本費)	(26,000円)	チラシ 1000部×2回×10円=20,000円 報告書作成 20頁×10部×10円=2,000円 インク代 インクジェットプリンタ4色 4,000円
(交通費)	(10,000円)	
(保険料)	(30,000円)	イベント保険
直接経費計	394,880円	
(諸経費)	(39,480円)	
合計	434,360円	

団体概要書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。  
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ)ニシコクトショシツ		
	西国図書室		
所在地	〒 185-0032 国分寺市日吉町1-40-46		
設立年月日	2012年 1月		
会員の状況	正会員数 80 人・ 団体 (内国分寺市民 30 人)	年会費	500円
	賛助会員数 - 人 団体	年会費	-
活動目的	<p>国分寺市にて実践している「本が旅する」をテーマにした持ち寄りで作る『西国図書室』の運営を行う。</p> <p>運営の仕組み</p> <p>【①図書室の会員に自分の大事な本を持ち寄ってもらう】</p> <p>【②最低1年図書室に本を預ける】</p> <p>【③他の人が預けた「大事な本」を借りられる】</p> <p>【④借りた人は感想を書き込み返す】</p> <p>【⑤1年間旅した本は、出会いの感想を携えて元の持ち主のところに戻る】</p> <p>住宅の一部、店、商店街など街の一角に「図書室」を分散して設けることで、まちぐるみで「図書室」をつくることを行い、1冊の本を通じて、地域の人、店、街との顔がみえる関係をつくることを目指している。</p>		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	<p>メディアへの掲載（補足資料参照）</p> <p>「西国図書室」の活動の革新性から下記メディアへ取り上げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シェアする暮らしのポータルサイト</li> <li>・ 朝日新聞朝刊多摩版 2013.5.5</li> <li>・ ソトコト 2013.9月号 特集「つながる家」に掲載予定</li> <li>・ フジテレビ「アゲルテレビ」、「めざにゅ〜」にて取材</li> </ul>		
ホームページ	<a href="https://www.facebook.com/nishikokutosho">https://www.facebook.com/nishikokutosho</a>		

担当者連絡先	氏名	██████████ (役職) ██████████
	住所	██
	電話	██████████ FAX ██████████
	Eメール	██

西国分寺駅から徒歩9分のちいさな家に、日曜日の昼下がり、だいじな本をたずさえた人があつまります。ここは西国図書室。本好きの夫婦がはじめた図書室です。

はじめるにあたって決めたのはひとつ。あなたのだいじな本とわたしたちのだいじな本を交換することでした。ちいさな家からはじまった図書室は、まちにひろがり、みんなの持ち寄りで作る、まちに開かれた図書室へと歩んでいます。

西国図書室の本棚はだれかのだいじな本が詰まったみんなの本棚。ここから本の旅がはじまります。あなたのだいじな本を旅させることで、ほかのだれかのだいじな本と、いままで知らなかっただれかと、いままで知らなかったまちとの出会いが待っているかもしれません。

だれかのだいじな本の思い出の一部です。  
あなたの本との思い出はありませんか？

### 「諦めない限り、希望はある」という言葉が好き。

2 時間目の数学の時間から読み始めて 3 時間目の現国の時間にまだ読んでいたら、国語の先生に見つかり「最近の子も幸田文なんて読むのねえ」と言われて、見ないふりをしてくれて。私はその時間に、涙ポロポロしながら読み終わりました。「おとうと」

『昆虫』

さあ、勇気を持って、ゆっくり行こう！

『フェスティナレンテ』

ちゃんと働いてる、って  
なんですかね？

『はたらきたい。』

36才の今、いつかのために仕事を選んできたように思う。  
いつかではなく、「今」のために動き出すことが始まった。  
『自分をいかして生きる』

「違い」は「豊かさ」であり「楽しみ」。  
でも、それが容易に差別のきっかけ  
にもされてしまう。 『もの食う人びと』

悲しいもののな  
に、心にはなぜ  
か希望が生まれ  
るところ。

『サーカス物語』

常識、あたり前と思われていること  
を疑うことをこの本で教えてもらい  
ました。20代前半、やんちゃして  
いた頃に出会いました。

『黒くぬれ』

一冊の本は旅と人生をくれました。

『カフェの扉をあける 100 の理由』

さあ！本を旅させよう

# 西国図書館

## 旅のはじめかた

旅の期間は  
1~3年のあいだで  
自由に決められるよ!

**1** 誰かのだいいじな本を  
西国図書館/分室まで  
お持ちください

お持ちになった本の題名を  
誰かから知っていて  
お持ちください



**2** あなたのお名前、  
ご連絡先を教えてください  
(会員登録)

**3** 誰かの本に刺し紙を  
書いて、誰かの本棚へ  
(本の背表紙の裏)

旅先であなたの本の旅先が  
誰かの元へ届くかも!

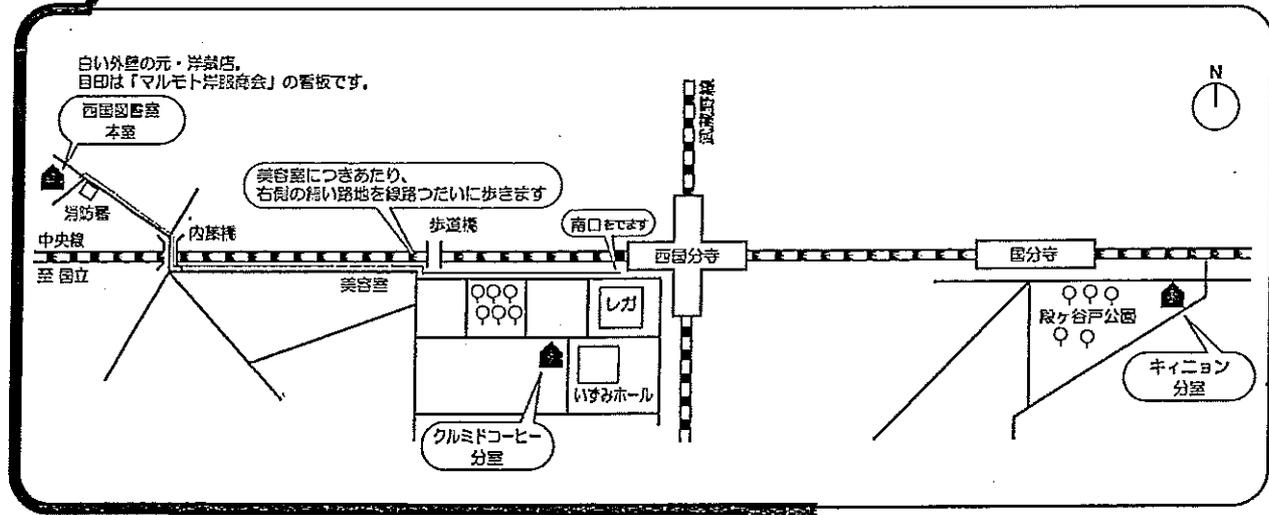


**4** 誰かのだいいじな本を  
手にとってみてください  
(誰かの本と交換)

もしかしたら  
本のもちぬしとの  
出会いがあるかも!

貸出期間は1ヵ月です

年会費：1口 500円  
貸出料：100円 (もしくは地域通貨 100ぶんじ) / 1冊  
(中学生以下は、年会費貸出料ともに無料です)



**西国図書館**  
本室

東京都国分寺市日吉町 1-40-46  
JR 西国分寺駅南口より徒歩 9 分  
開室日：日曜 13:00~17:00  
休室日：不定休 \*facebook で告知  
[www.facebook.com/nishikokutosho](http://www.facebook.com/nishikokutosho)

本がとりもつ不思議な出会いの詰まった  
図書館で待っています。(室長：棟原)  
本を手にとると、世界が広がるようなわく  
わくを増やしていきたい。(副室長：知花)

**西国図書館**  
クルミドコーヒー分室

東京都国分寺市泉町 3-37-34  
JR 西国分寺駅南口より徒歩 1 分  
開室日： 平日 10:30~22:30  
\*会員登録は 平日 10:30~12:30  
休室日：毎週木曜  
[kurumed.jp](http://kurumed.jp)

大きな木の根元の喫茶店。あなたの中の  
あなたに届く本が集まったならと楽しみ  
にしています。(室長：影山)

**西国図書館**  
キニヨン分室

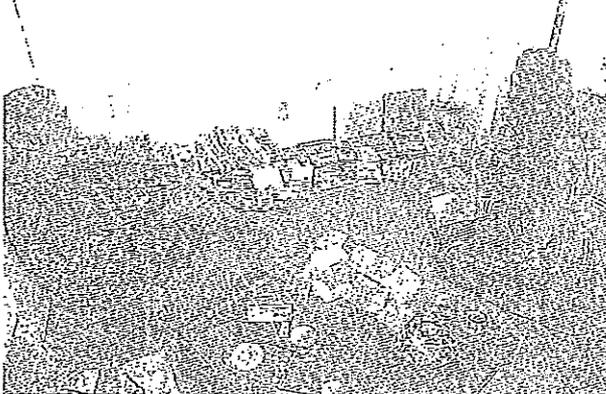
東京都国分寺市南町 2-11-19  
JR 国分寺駅南口より徒歩 3 分  
開室日： 平日 10:00~19:00  
日曜・祝日 10:00~18:00  
休室日：不定休 \*HP で告知  
[www.quignon.co.jp](http://www.quignon.co.jp)

たくさんの絵本に囲まれたカフェスペース  
のあるパン屋です。思いがけぬ、ひろ  
がっていく、そんな図書館を一緒ににつくっ  
ていきましょう。(スタッフ：奈良部)

# 「住み開き」つながる心

## 「住み開き」の地域も仲間も開成

「住み開き」という言葉を知っていますか。自宅を地域や仲間へ開く生活スタイル。プライベート空間の一部を「公」にします。都内でじわじわと広がっている現場を訪ねてみました。



自宅1階の「西国図書室」で、本や街の話題を語り継ぐ徳原さん(左)と同分寺司

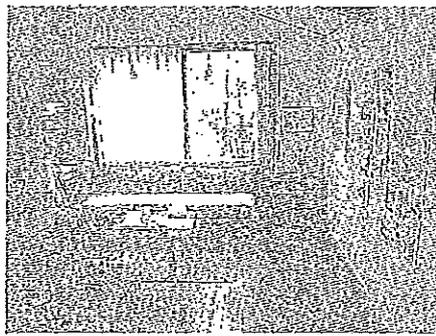
## 蔵書を共有「本を旅に」

JR西国分寺駅から徒歩10分ほどの住宅街。「マルモト洋服商会」と書かれたガラス戸を開けると、土間の向こうから徳原靖弘さん(37)が笑顔で迎える。築約40年、かつて洋裁店だった2階建て住宅。昨年1月に妻の知花里華さん(37)と引っ越してきた時から、2人で「住み開き」をしようと決めていた。2階に住み、1階を「西国図書室」として仕事や休みの日曜午後には「開く」。最初、10畳ほどのスペースに2人の蔵書を並べていた。でも、ちょっとおもしろくない。仲間と話している「本を旅に出す」というテーマをみつめた。図書室の会員に、自分のお気に入りの本を持ち込んでもらい、なれそめや推薦のポイントを書いた紙を貼って最低1年、図書室に預ける。借りた人は、本に貼



## 街の歴史語り継ぐ場

祖父の代から世田谷区羽根木2丁目に住む在塚礼子さん(68)は、亡き母が晩年を過ごした部屋を「在塚館」と名付けた。毎週木曜日の午後、ギャラリーとして地域に開く。大学で居住



母親が晩年を過ごした家をギャラリーにした在塚さん=世田谷区羽根木2丁目

み、返す。1年間旅した本は出会の感想を携えて戻ってくる。「開いて1年、普通なら出会えない人たちが出会えた」と徳原さん。「開いたことで、この街に暮らしているという実感があふれている」という。市内の喫茶店やパン店には分室ができ、徳原さんたちの試みは街に広がっている。

学を教えていた在塚さんは日本の住宅が外から隔離され、内側でも個室化し閉じていくことに疑問を感じてきた。昔の集落には家の前に「休み石」という大きな石が置かれ、地域の人が座

って休んでいた。「休み石のように、地域の人が足を止め、くつろげる場になりたい」と開くことを決めた。この地に居をかまえて80年。家に保存していた写真や資料をもとに「34番地は80歳」と題して、昭和初期に分譲された自宅周辺の歴史を紹介している。思わぬ出会いにつながり、5日の午後も開く。「高齢化が進む現代は地域の力が頼り。地域のことを語り継ぐ場にした」と。

世田谷区の外郭団体「世田谷トラストまちづくり」には「地域共生のいえ」制度があり、自宅を地域に開く支援をしている。地域共生のいえは1月の在塚館で12軒になった。



なぜ、いま「住み開き」なのか。この言葉の提唱者で「住み開き 家から始めるコミュニティ」(筑摩書房)の著作があるアーティストのアサダワタルさん(34)に聞いた。

## アイデア広がる可能性

提唱者のアサダワタルさん

住み開きの定義は緩い。世代に関係なく、好きなことをきっかけにして、無理なく自分発信で自宅を地域や仲間へ開くこと。住み開きが注目されるのは、一つには「8・11以降、地域のきずなが注目されたこと。もう一つ大事な点は、働き方を考えることに逼る点だ。仲間とクリエイティブにつながることで、これ若い世代

若い世代にとって「開く」のは自然な感覚だ。馬淵かなみさん(25)と坂上翔子さん(24)は大学の同級生。ともに建築を専攻し住み開きを研究した。2月から、豊島区の椎名町駅近くに借りた戸建ての居間を「Jessica」(ジェシカ)と名付けて開いた。家は開く前提で借りた。ドアを開けるとすぐ居間がある。「これだっ」と思っ

「若い人が集まる場所を作りたい。ぐるぐる」と渦巻きのようになっているものを書き込み、発信したい」と住人の1人、塚本奈さん(26)。知人が知人をよび、1年で300人もの人が訪れる場になった。(桑山敬成)

## 広がる輪 1年で300人

ている実感があるという。東京メトロ千代田線湯島駅近くのマンション。20代の女性3人が住む3LDKの部屋は「2人のうっこのいえ」と呼ばれ、2年半前に開いた。アート系のチラシがたかさん置いてある。昨年6月には部屋を舞合にした展覧会も開いた。

# 国分寺市内の地域拠点『西国図書室本室』

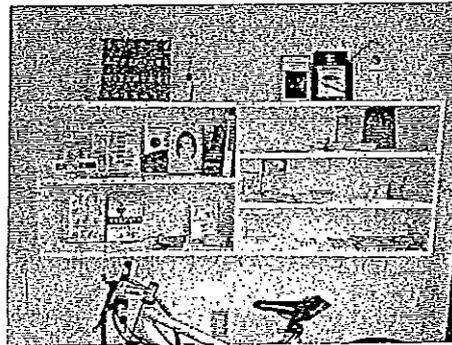
元洋装店を図書室として活用



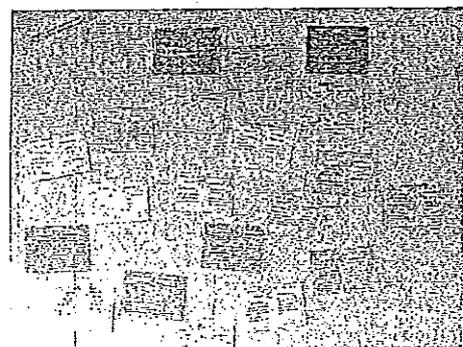
自宅の一部を地域へひらく暮らし方を実践



子どもからおとなまで多世代がつどう



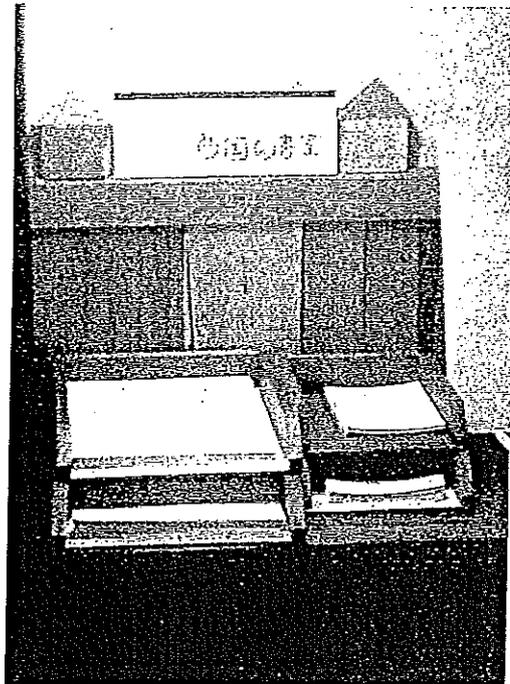
もちよった本と他のだれかの本を交換



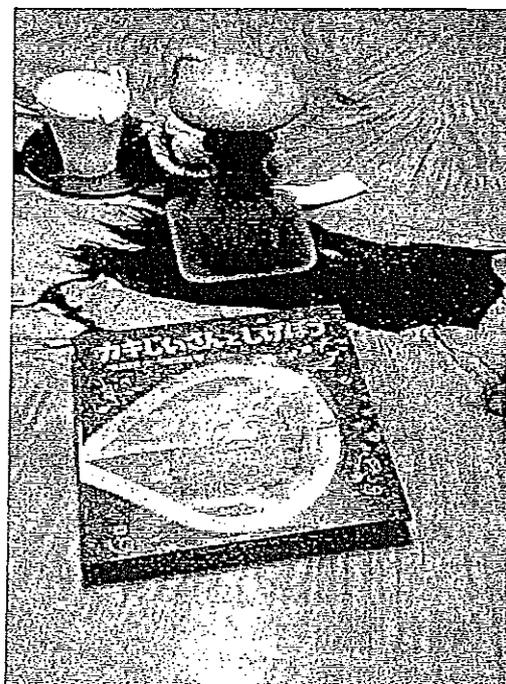
本の交換の記録

## 国分寺市内の地域拠点『クルミドコーヒー分室』

カフェの一角に本棚を設置

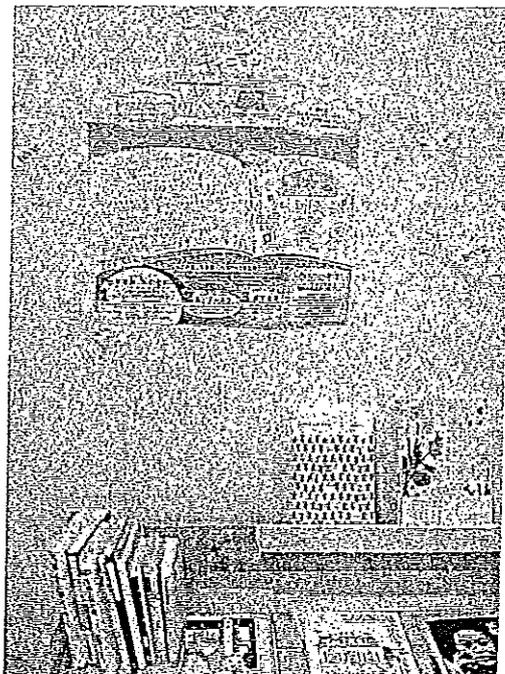


店内での閲覧、本の交換を実施

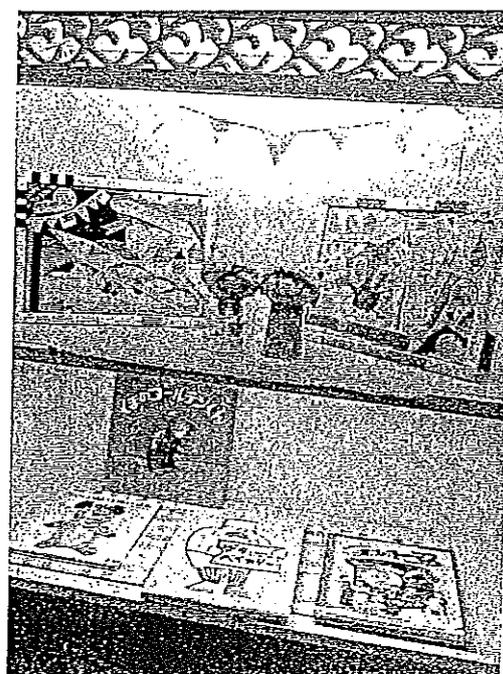


## 国分寺市内の地域拠点『キニヨン分室』

パン屋の一角に本棚を設置



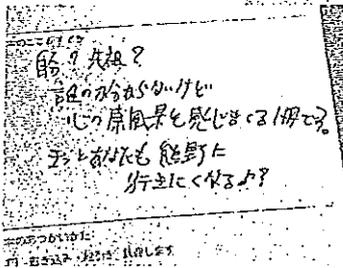
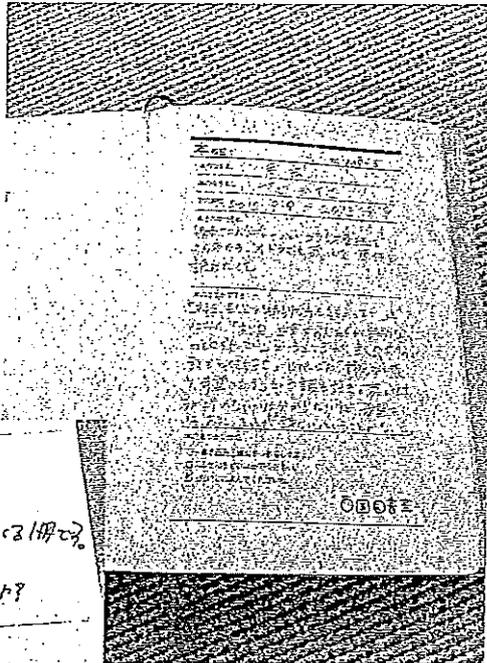
元々所有していた絵本の蔵書も活用



# 『本の旅』の仕組み

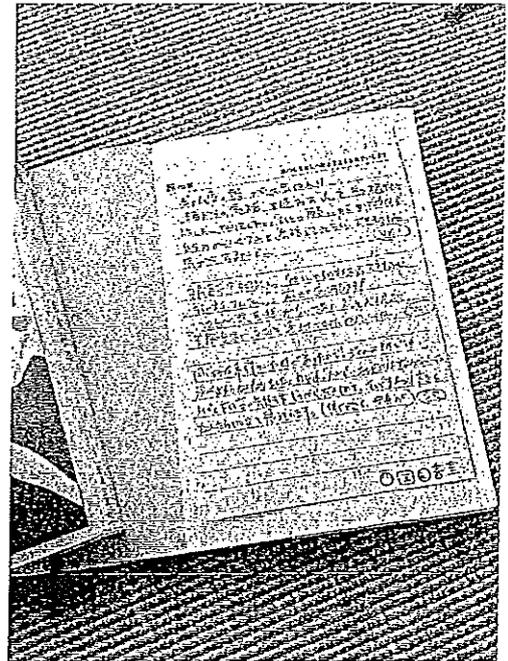
もちよられた本には  
『本籍証』を貼る

「本とのなれそめ」「本のこ  
こが素敵」を持ち主に書き  
込んでもらっている。



読み終わったら、本のもちめしにあてて  
『旅の記録』に感想を記入

1年～3年後、旅の記録が添えられた本が手元にもどる。

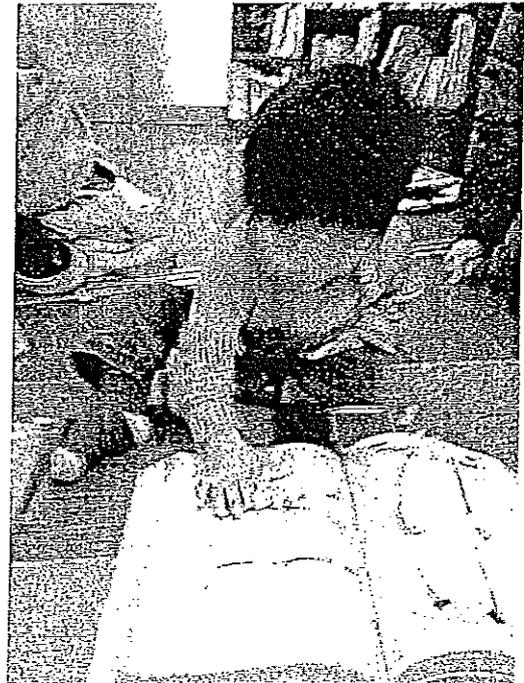
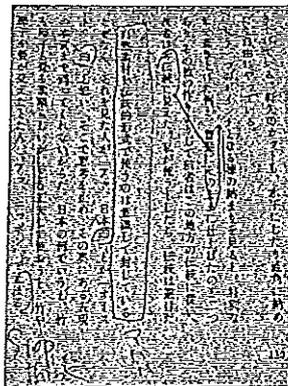


ふせんがたくさん貼られた本も。

感想にくわえて、  
本の気になる箇所にふせんを  
はってもらうことも選べる。



本のもちめしの選択で、  
感想を自由に書き込める本もある。  
思い出のつまった一冊がうまれるかも？



書き込み自由の本のひとつ。  
手形をつけたり、やぶったりしてもよい画集。

## 「西国図書室」規約

### 第一条 (名称)

本会の名称を「西国図書室」と称す。

### 第二条 (事務所)

本会の事務所を、国分寺市日吉町1-40-46に置く。

### 第三条 (入会資格)

本会は、「自分の大事な本」をもちよることを入会資格とする。

### 第四条 (目的及び事業)

本会は、「本が旅する」をテーマとした本の交換を通じて、人のつながりのある暮らしを創造することを目的とした事業を行う。

### 第五条 (役員)

本会運営のために、次の役員を置く。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

室長 1名

副室長 1名

会計 1名

監事 1名

作戦会議メンバー 10名程度

### 第六条 (会議)

本会の会議は、年1回開かれる総会と、前期の役員による作戦会議を月1回行うものとする。

### 第七条 (定足数)

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

### 第八条 (運営)

本会の運営は、会員から徴収する年500円の会費をもってあてる。

### 第九条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

### 第十条 (変更)

この会則は、総会において、出席者の三分の二以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、平成24年4月1日から施行する。

# 2013 年 西国図書室 収支予算書

期間：2013.1.1～2013.12.31

## 収入の部

項目	金額	備考
1・会費収入	50,000	500円×100名
2・事業収入		
1) 本の旅 事業 保管料	30,000	100円/冊×300冊
2) イベント事業		
①西国図書室ライブ	40,000	会費2000円×20名
②科学教室	20,000	会費2000円×10名
小計	140,000	
前期繰越金	27,000	
合計	167,000	

## 支出の部

項目	金額	備考
1・事業支出		
1) 本の旅事業		
印刷費	30,000	案内チラシ、各種書式 印刷費
2) イベント事業		
①西国図書室ライブ 謝礼	20,000	
茶・菓子代	2,000	
②科学教室 謝礼	10,000	
2・雑費		
文具代	10,000	
3・管理費	50,000	
4・本の破損紛失補填費	30,000	
5・予備費	15,000	
合計	167,000	

# 2012 年 西国図書室 収支決算書

期間：2012.1.1～2012.12.31

## 収入の部

項目	金額	備考
会費収入	0	年会費による会員制を2013年より開始
事業収入		
1) 本の旅 事業 保管料	10,000	100円/冊×100冊
2) イベント事業		
①西国図書室寄席	60,000	参加費2000円×30名
②ぶんぶんウォーク	0	
小計	70,000	
前期繰越金	0	
合計	70,000	

## 支出の部

項目	金額	備考
事業支出		
1) 本の旅事業		
印刷費	5,000	パンフレット印刷コピー代 500枚
2) イベント事業		
①西国図書室寄席 謝礼	20,000	
チラシ印刷費	5,000	
茶・菓子代	3,000	
②ぶんぶんウォーク チラシ印刷費	5,000	
雑費		
文具代	5,000	模造紙、テープ、ハンコ等
合計	43,000	



## 平成25年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成25年9月13日	
国分寺市長	様
事務所の所在地 東京都国分寺市西恋ヶ窪 3-3-15-105	
団 体 名 NPO 法人 ArrowArrow	
代表者氏名 堀江 由香里	
<p>次のおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。</p>	
1 提案事業名	ママインターン事業
2 提案事業予算	1,352,381 円 (税込)
3 提案理由	<p>① 現状と課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の調査によると、平成22年に出産した母親が出産前後に仕事を辞めた割合は54.1%。そのうち仕事を辞めた理由で「仕事を続けたかったが、両立が難しいのでやめた」が35.3%となっている。また、日経ウーマンオンラインの調査では、子育てと仕事の両立と再就職を希望する女性の68.0%が仕事と子育ての両立のイメージがつかず、不安を抱えているという数値も出ている。</li> <li>一度離職した女性は、家事育児と両立することの難しさを痛感したうえで、ブランクを感じ自信喪失してしまうケースや、希望するような勤務先や保育先が見つからないといった理由によって、働きたくても働くことができず一歩が踏み出せない状況。</li> </ul> <p>② 対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフイベントを抱える女性を活用するには、フルタイムでの復帰という今までの働き方ではなく、週3日や短い時間でも成果を出すことの出来る、新しい働き方が必要となる。本提案プロジェクトを実施することにより、短い時間でも働くことで成果を出し成功体験を積んだ女性の再就職へのステップを構築していきたい。</li> <li>また、受入側も、フルタイムでなくても働くことができる環境を社内に組み込むことで様々な働き方が可能な企業形態を増やし、新しい雇用創出への一歩をつくっていく。</li> </ul>

<p>4 事業概要 (400 字程度で記入 してください)</p>	<p>&lt;目的&gt; 女性が働く事への自信を取り戻し、再就職までのステップを具体化していくことで女性が働く選択肢を増やしていくこと。</p> <p>&lt;対象&gt; 結婚・妊娠・出産を機に離職しているが働きたいと思っている女性</p> <p>&lt;内容&gt; 再就職に挑戦したいが自信が持てず行動に移せない女性に対して、不安を払拭する為のカリキュラムを実施。複数回の講義を託児付きで実施することで、定期的に子どもと離れた環境を体験すると同時に、講義内容もより復帰後に生きてくる実践的な課題に取り組んでいく。また、復帰後に働く際に国分寺市で利用できる保育所や一時保育の案内など、働くことへのイメージを持つこと、疑似体験を通じて受講生自身のキャリアへの肯定感を醸成し、再就職への行動を起こせる女性を増やしていく。</p> <p>&lt;実施場所&gt; 国分寺市内のセミナー会場及び国分寺市のNPO 団体等</p> <p>&lt;成果指標&gt; 講義受講生：15名×3期=45名、受講生の成果発表会の参加者=50名、再就職に挑戦する受講生10名</p>
---	--

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>① 女性の再就職、潜在的労働力の発掘                  ② キャリアの再構築に自信を持たず、再就職に不安を感じている女性                  ③ キャリアに対する肯定感を高める複数回講義を実施。託児付きの講義とすることで、子どもと離れる時間も体験し、再就職への不安を払拭していく。                  ④ 肯定感を高めて、再就職に踏み出した女性、講義の中で学んだことを成果発表する。最初は不安を抱えていた女性が、不安を払拭し、行動したプロセスを伝えることで、参加した女性がロールモデルとなっていく。</p>
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>様々な形で「仕事と子育ての両立」を実現している先輩女性の話を聴き、選択肢を拡げる講義、実際に企業が抱える課題をケーススタディとし、自分がどう課題を解決するか考えるワークショップ、地域の NPO への一日職業体験、再就職する際の国分寺市の保育サービスや利用方法のアナウンスなど、実際に再就職することを具体的にイメージし、肯定感を高める複数回講義を実施。託児付きの講義とすることで、子どもと離れる時間も体験し、再就職への不安を払拭していく。                  講義実施時期：平成 26 年 9 月から 3 期に分けて講義を実施                  講義受講生：15 名×3 期=45 名                  講義実施場所：国分寺市内の会場、NPO での実習 (半日から 1 日程度)                  講義実施日時：3 時間程度の講義×4 回 (約 1 ヶ月の講義)                  2 時間程度のフィールドワーク×2 回                  託児先：イベント託児実施先 (会場及び託児手配は市に依頼)</p>
<p>3 事業計画案 (事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<p>4 月 契約締結、協働の詳細打ち合わせ                  5 月 再就職希望女性の募集・受入 NPO の募集                  6 月 NPO 法人側 1DAY ママインターン説明会                  7 月 ママインターン第 1 期生 候補者の選定                  受入先の選定                  8 月 第 1 期生マッチング                  ママインターン第 2 期生 候補者の選定                  9 月 ママインターン第 1 期生の実施                  10 月 第 2 期生マッチング                  ママインターン第 3 期生 候補者の選定                  11 月 ママインターン第 2 期生の実施                  12 月 第 3 期生マッチング                  1 月 ママインターン第 3 期生の実施                  2 月 成果発表準備                  3 月 成果発表</p>

4 事業の対象 (地域、対象者、対象 総人数等を具体的に)	国分寺市内の結婚・妊娠・出産を機に離職してしまったが再就職を希望している女性を対象として実施する。対象総人数：45人
5 事業の実施場所	1. 受入先企業：国分寺市内企業・NPO法人等 2. 講義実施場所：国分寺市内の会議室等（託児も出来る場所）
6 役割分担 (具体的に)	<p>&lt;提案団体が担う役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再就職希望女性のメンター</li> <li>● 受入先企業と託児場所とのマッチング・コーディネート</li> <li>● 成果発表会の企画・広報・運営 ※らぶんじの運営事務局や商店街振興事業のメンバーにも協力を仰ぎ、広報活動に力を入れていく</li> <li>● 成果報告資料の作成。</li> </ul> <p>&lt;市が担う役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 告知・募集・広報のサポート</li> <li>● 講義実施の際の託児の手配</li> <li>● ママインターン説明会・企業説明会としての会場提供（こくぶんじ市民交流センター等、公共施設）</li> <li>● 国分寺市内の企業紹介？</li> </ul> <p>※作成した各種（案）について両者協議のうえ内容を確定する。</p>
7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)	1. ママインターン説明会時にヒアリングした不安や自信喪失が本事業をきっかけに自信に変化していること。 2. 託児場所や企業など社会とのつながりを再認識し、本事業以降再就職へステップアップする女性が増加すること。
8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果	市の総合計画にも経済施策と雇用創出といった重点施策として挙げられているように、国分寺市内の新しい雇用を創出していくためには、子育て中の女性活用・女性雇用を発展させていく必要がある。この事業を協働することによって、新しい雇用の創出、女性雇用の創出だけに留まらず、国分寺市内の世帯収入が増加する流れを呼び込み、ひいては「子育てしやすいまち、住み続けたいまち」として人口増加に寄与するものとする。
9 事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）	本事業を実施すること働くことについて肯定感を持った女性が再雇用への自信をつけると共に、短時間勤務者を雇用して新しい雇用体系を身につけた企業・会社・組織が増加し、国分寺市内で新しい雇用が自立的に増えていくこと。 このサイクルができることで、本事業を継続的に実施していくための多様な財源確保策を検討していく。

(市民活動団体提案事業)

## 提案事業収支予算書

(収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	1,352,381円	
合計	1,352,381円	

(支出の部)

区分	予算額	摘要
1. 人件費		
1) プロジェクトデザイン	52,900円	A:10時間 C:16時間 D:10時間
2) ママインターン実施	728,808円	A:277.4時間 C:240.6時間 D:79.5時間
3) 事業報告書の作成	81,700円	A:10時間 C:40時間 D:10時間
2. 報酬費	286,200円	託児費の謝礼金 {(1,060円 ×3h×4回)×5人}×3期= 190,800円(講義) {(1,060円 ×2h×2回)×5人}×3期= 63,600円(フィールドワーク) {(1,060円×2h×1回)×15 人}=31,800円(成果発表会) 計=286,200円
3. 消耗品費	25,000円	
4. 印刷費	54,830円	A4用紙代 8830円 インク代 (カラー・黒) 14000円
直接経費計	1,229,438円	
諸経費	122,943円	
合計	1,352,381円	

直接人件費内訳

平成25年9月19日

作業項目	A 870円	B(託児費) 900円	C 1,200円	D 2,500円	金額(円)	備考
1 プロジェクトデザイン	10.0		16.0	10.0	52,900	
2 ママインターン実施	277.4	0.0	240.6	79.5	728,808	
1) ワークショップ準備	178.9	0.0	145.1	32.0	409,763	
① ファイールドワーク受入先の選定	10.5		31.5		46,935	企業10社程度
② ワークショップの作成	32.0		64.0	32.0	184,640	講義、フィールドワークの内容作成
③ ママインターン講義生の選定(第1回)	31.0		31.0		64,170	参加希望者15名を想定
④ ママインターン講義生の選定(第2回)	43.4		18.6		60,078	"
⑤ ママインターン講義生の選定(第3回)	62.0		0.0		53,940	"
2) インターン講義実施	88.0	0.0	88.0	40.0	282,160	
① ワークショップ(第1回)	16.0		16.0	16.0	73,120	講義:3時間×4セット フィールドワーク:2回程度
② ワークショップ(第2回)	36.0		36.0	12.0	104,520	"
③ ワークショップ(第3回)	36.0		36.0	12.0	104,520	"
3) 報告会の企画・運営	10.5	0.0	7.5	7.5	36,885	
① 報告会の企画	7.5		4.5	4.5	23,175	
② 報告会の実施	3.0		3.0	3.0	13,710	
3 事業報告書の作成	10.0		40.0	10.0	81,700	
合計					863,408	

団体概要書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。  
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ)エヌピーオーハウジン アローアロー		
	NPO 法人 ArrowArrow		
所在地	〒 185 -0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪 3-3-15-105		
設立年月日	2010年 7月		
会員の状況	正会員数 10 人・ 団体 (内国分寺市民 1 人)	年会費	10,000 円
	賛助会員数 9 人 団体	年会費	1,000 円
活動目的	仕事をしたいから結婚・育児を諦める、結婚・育児をしたいから仕事を諦めるという形ではなく、仕事か結婚か二者択一を迫られる社会から、望んでいる人が両立しながら自分の進みたい道を進められるような社会を目指すべく「子育てや介護等の理由に左右されない選択肢あふれる社会の創造」というビジョンを掲げて活動しています。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	<p>「仕事を当たり前続けられる企業」を増やすため、主に中小企業に対して「産育休取得前から復帰前後までの一括サポート」として産育休に伴う業務整理及び改善、女性に対するメンタリング、基本的な産育休制度設計、それらに伴う助成金手続きのアドバイスなどを行う「産休!Thankyou!」というプロジェクトを提案・実施しています。また、ライフイベント別に課題を抱えている個人を対象に、ArrowArrow 個人会員制度を設け、当事者同士が集い話す場の提供や課題をもつ当事者へインタビューを掲載する冊子制作、ライフイベント前後の女性が関わる家事育児サポート等を実施しています。</p> <p>2012年9月 全国商工会議所主催「第11回女性起業家大賞」 スタートアップ部門(創業5年未満) 審査委員会委員長賞(特別賞受賞)</p> <p>2012年10月 ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京2012年度投資・協働先選出</p>		
ホームページ	<a href="http://arrowarrow.org/">http://arrowarrow.org/</a>		

担当者連絡先	氏名	██████████	(役職)	██████████
	住所	██		
	電話	██████████	FAX	██████████
	Eメール	██		

# NPO法人ArrowArrow団体説明資料

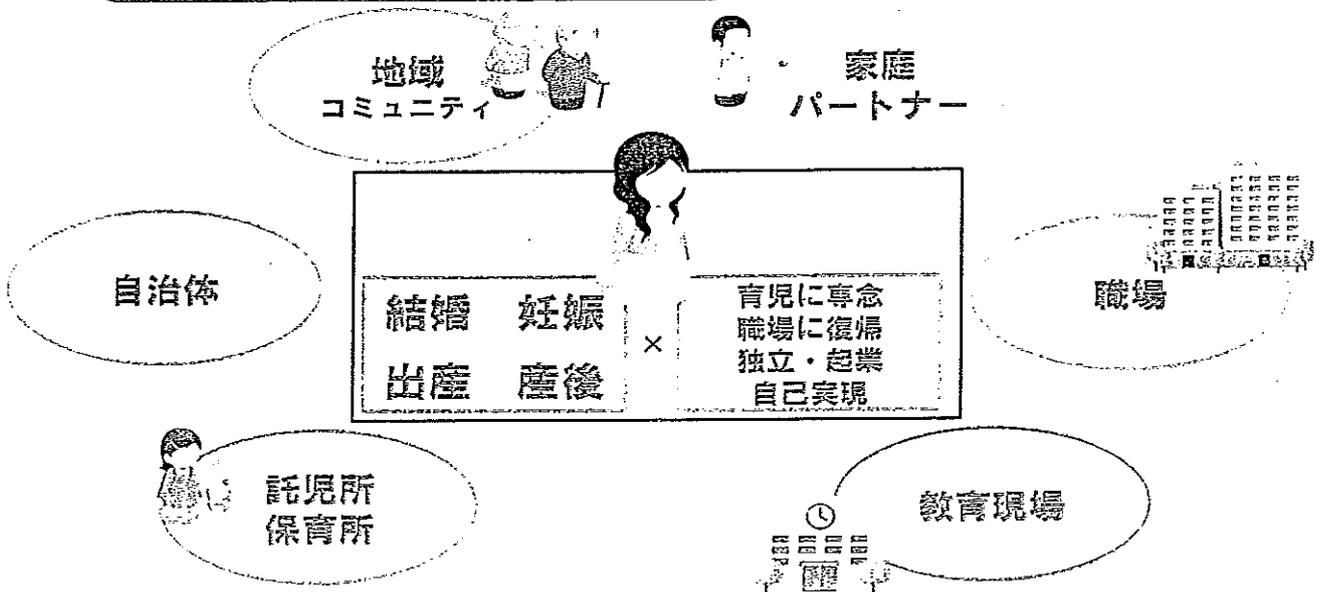
NPO法人ArrowArrow



子育てや介護等の理由に左右されず、仕事が進み前に進められる社会の創造

## ArrowArrowが目指す社会

子育てや介護等の理由に左右されない、  
選択肢の溢れる社会の創造



## 目指す社会の実現に向けたレバレッジポイント

フランクを「キャリア」へ転換すること！

妊娠期

育児期

産育休or育児専念期間

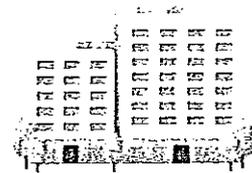
後任への  
引継ぎ

育児休業復帰  
または  
再就職

例)  
家事育児で鍛えられたマルチタスクスキル  
復帰に向けてスキルアップ  
育児を通じての人としての成長

## ArrowArrowの活動内容

出産や育児を迎えた女性の「自分らしい生き方」と  
「活用できる働き方」を実現するサポートを実施



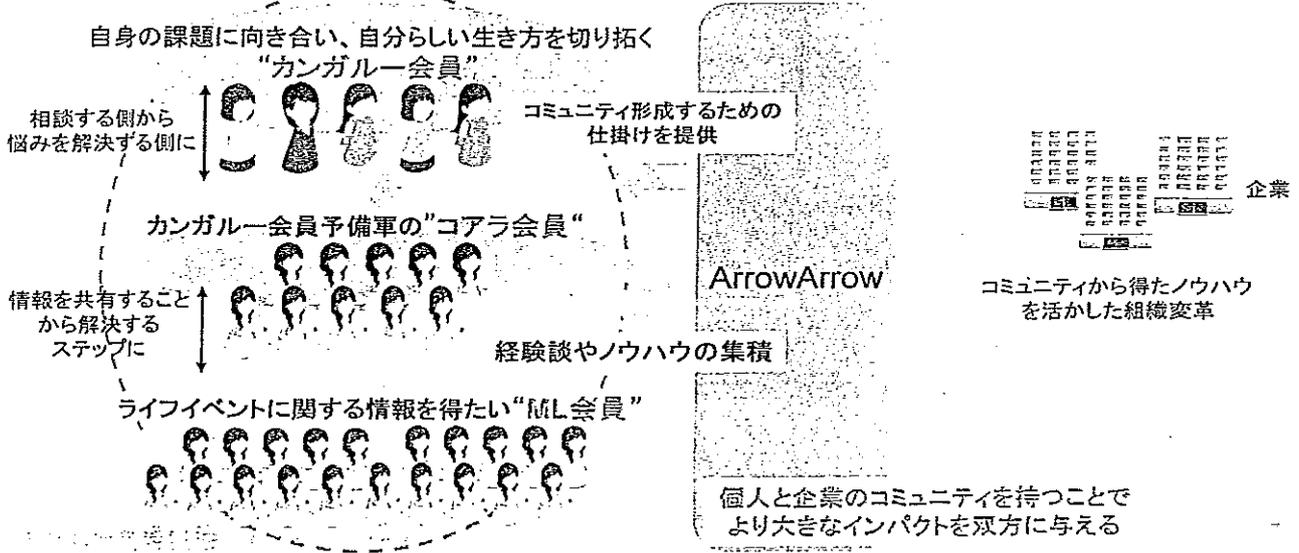
- 可能性を拡げて自由になる。個人向けキャリア講座「生き方デザイン学」
- 様々な価値観や生き方を繋いで拡げる「ArrowArrow個人会員制度」

- 様々な職種や働き方でも活躍できる働き方の実現「産休！Thankyou！」
- 女性社員の不安を解消し、自発的に組織に貢献できるコミュニティを創造「社員！Shine！」

## ArrowArrowが提供するサービスの特徴

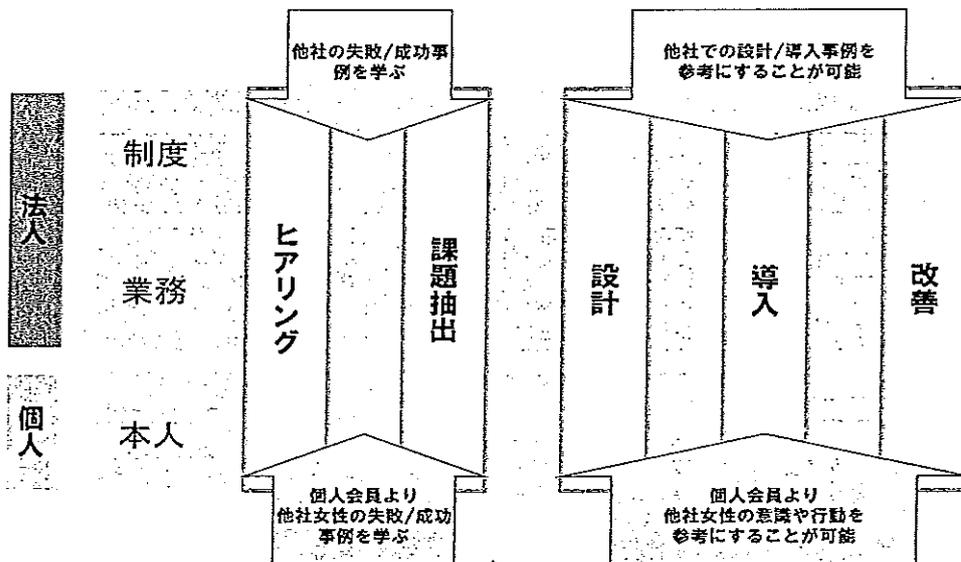
個人と個人、個人と企業を繋ぎ、ライフイベントを  
「プランク」から「キックオフ」に変革!

ライフイベントを迎える迎える個人ネットワーク



## ArrowArrowが提供する法人サービスの特徴

様々な業界や職種で働く女性の事例を共有することで  
企業独自の女性の働き方の最適解をつくることが可能

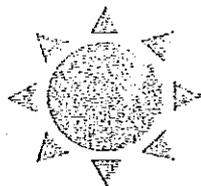


ArrowArrowの個人コミュニティを利用することによって  
メンタリング・意識改革が実施され、当事者自身での問題解決が可能

## ArrowArrowの事業内容 -法人向けサービス-

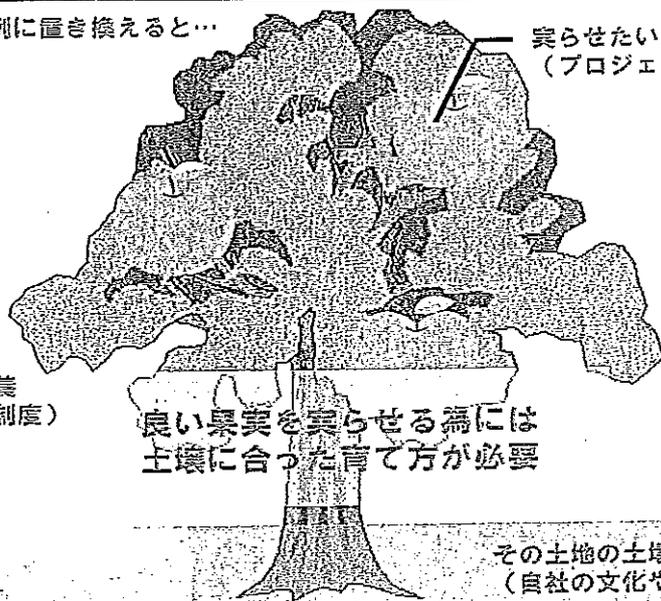
制度を止手く活用し、成果を出すためには、現状や  
成果までのギャップを理解することが重要!

成功するフローを身近な例に置き換えると...



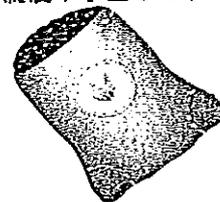
その地域の気候  
(同業界や他社の事例)

水などの最低限必要な栄養  
(就業規則など基本的な制度)



実らせたい果実  
(プロジェクト実施後に出したい成果)

肥料や栄養素など  
(更に成果を上げるための  
制度や手当など)



良い果実を実らせる為には  
土壌に合った育て方が必要

その土地の土壌  
(自社の文化や職場環境)

得意先様へのご挨拶

## ArrowArrowの事業内容 -法人向けサービス-

### ◎女性社員向け研修事業『社員! Shine!』

—実施プログラム及び実施後の女性社員の変化—

#### 研修内容

子育てと仕事の両立  
に対して漠然と不安  
を感じている...

保育所等の待機児童  
問題が気になる...

ロールモデルが会社  
におらず、仕事を続  
けるイメージができ  
ない...

妊娠発覚から育児休業復帰ま  
でのスケジュールを作成。復  
帰までの流れを確認すると共  
に自分が何に対して不安を感  
じているのかを明らかに!  
また具現化された不安をどう  
解消するかアドバイスすると  
共に、社員自らアクションプ  
ランに落とし込みます。  
※スケジュールは次ページ参照

同じような環境で働く先輩  
ワーキングマザーをゲストに  
迎えた座談会を実施。  
生の声を聞くことで、働き続  
けるイメージを持てるよう  
になります。

いつ、何が起きるの  
か、全体像がイメ  
ジできた!自分が何  
に不安を感じてい  
るのが分かった!

自分が感じている不  
安を解決するための  
アクションプランが  
できた!

完璧ワーキングマ  
ザーの働き方を知る  
ことで、出産後も仕  
事を続けるイメ  
ジができた!



## ArrowArrowの事業内容 -法人向けサービス-

### ◎女性社員向け研修事業『社員！Shine！』

#### 一実施プログラム概要

研修実施時間：半日程度

実施人数：5名以上

※貴社の社員のみで実施する研修形式と、他社と合同でご参加頂ける形式がございます。

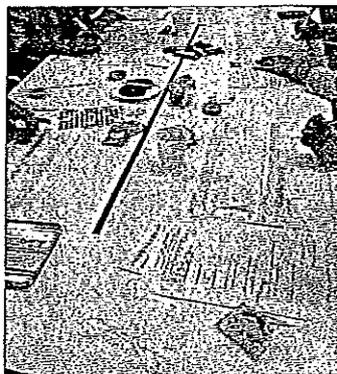
研修費用：25,000円+5,000円/1名（テキスト代含む）

対象社員：社会人2年目～3年目、ライフイベントを迎える女性社員（20代後半から30代前半）

#### 一こんな企業にオススメです

- ・女性社員が3年程度で退職してしまう
- ・女性社員がライフイベントを迎えつつあるが、産育休取得実績がない
- ・女性社員採用に力を入れたいが、何を実施すべきが分からない

妊娠発覚から復帰までのスケジュール



## ArrowArrowの事業内容 -法人向けサービス-

### ◎企業向け産育休取得サポートプログラム『産休！Thankyou！』

#### 一産育休取得施策における企業の悩みや課題

産育休取得実績がなく、何をすればいいのかわからない...

産休！Thankyou！は妊娠発覚から育児休業復帰後までのトータルサポートを実施致します！

#### プログラム内容の内訳

時期	内容
妊娠発覚から産前まで	① 両立研修 および 業務に関する課題の洗い出し ② 社員インタビュー および 対象者に関する実務マニュアル作成 ③ 取得前準備、代務委員についてのアドバイス、貴社企業との紹介
産後から復帰まで	④ 休業中プログラムについてのアドバイス および プログラム作成 ⑤ 育児休業復帰前後の面談設計、復帰後の職場配置に関するアドバイスおよびサポート ⑥ 育児休業中両立施策に関する助成金取得アドバイス

#### ◎妊娠発覚後から産育休取得までの具体的なサポートサービス

- ① 対象社員の業務引継ぎに必要な業務の棚卸しと業務のマニュアル作成
- ② 対象社員が安心して産育休を取得する為の産前面談の仕組み作り
- ③ 出産育児一時金や出産手当金等の社内手続きの仕組み作り
- ④ 社内の制度を分かりやすく社員に伝える為のパンフレット作成

#### ◎産育休取得から復帰までの具体的なサポートサービス

- ① 対象社員復帰後の短時間勤務を見据えて、生産性アップの為の業務改善サポート
- ② 対象社員の復帰後の職種決定及び業務分配サポート
- ③ 対象社員が安心して復帰するための産后面談の仕組み作り
- ④ 企業が取得できる助成金取得のためのアドバイス

対象社員の悩みや課題を把握し、具体的なサポートプログラムを構築することで、より安心して産育休を取得し、復帰することが可能になります。

## ArrowArrowの事業内容 -法人向けサービス-

### ◎企業向け産育休取得サポートプログラム『産休！Thankyou！』

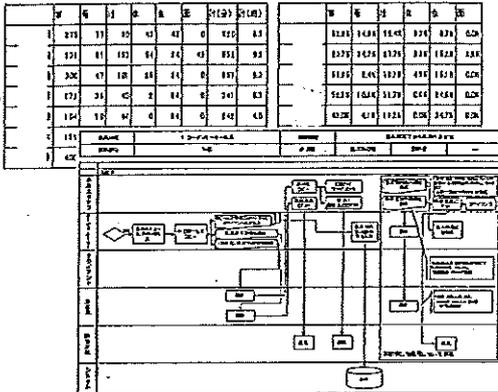
一産育休取得施策における企業の悩みや課題



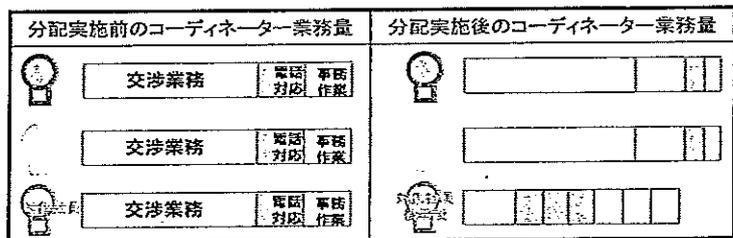
現職に復帰させたいが、残業が多く、現職復帰できるイメージが持てない…

産休！Thankyou！は現職での復帰が出来るよう、業務改善や職務分限を実施し、  
現職での復帰も可能にします！

#### ・業務時間分析及び改善実施イメージ



#### ・業務改善後の業務分限イメージ



対象社員及び関係社員の業務時間を測定し、業務を可視化することで、業務改善を実施し、復帰後の現職で復帰することが可能になります。

## ArrowArrowの事業内容 -法人向けサービス-

### ◎企業向け産育休取得サポートプログラム『産休！Thankyou！』

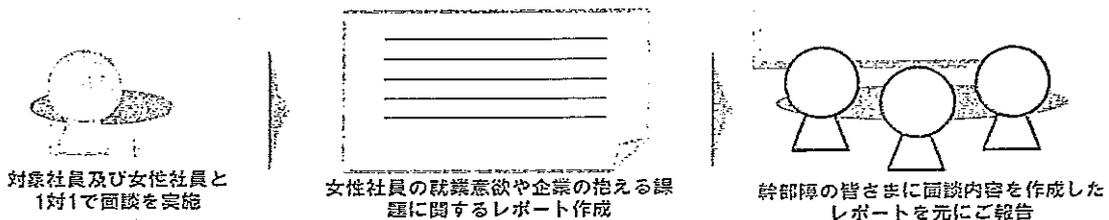
一産育休取得施策における企業の悩みや課題



男性社員ばかりで、女性社員の気持ちを理解することができない…

対象社員のライフステージと同じフェーズにいる当法人のメンバーがプログラムを実施することで、女性社員のメンター的役割を担います！

#### 一女性社員との定期的に実施する面談フロー例



社員一人一人の現状を把握し、課題をアタリつけ、その課題を解決するための具体的なアクションプランを作成し、サポートさせていただきます。

## ArrowArrowの事業内容 -法人向けサービス-

### ●企業向け産育休取得サポートプログラム『産休！Thankyou!』

一産育休取得施策における企業の悩みや課題



女性社員活用の為の予算が無い…

産育休取得実績が出来ることで企業が取得できる助成金の取得アドバイスと、サポートを実施するので、負担を少なく導入することが可能です！

一企業が取得できる助成金の一例

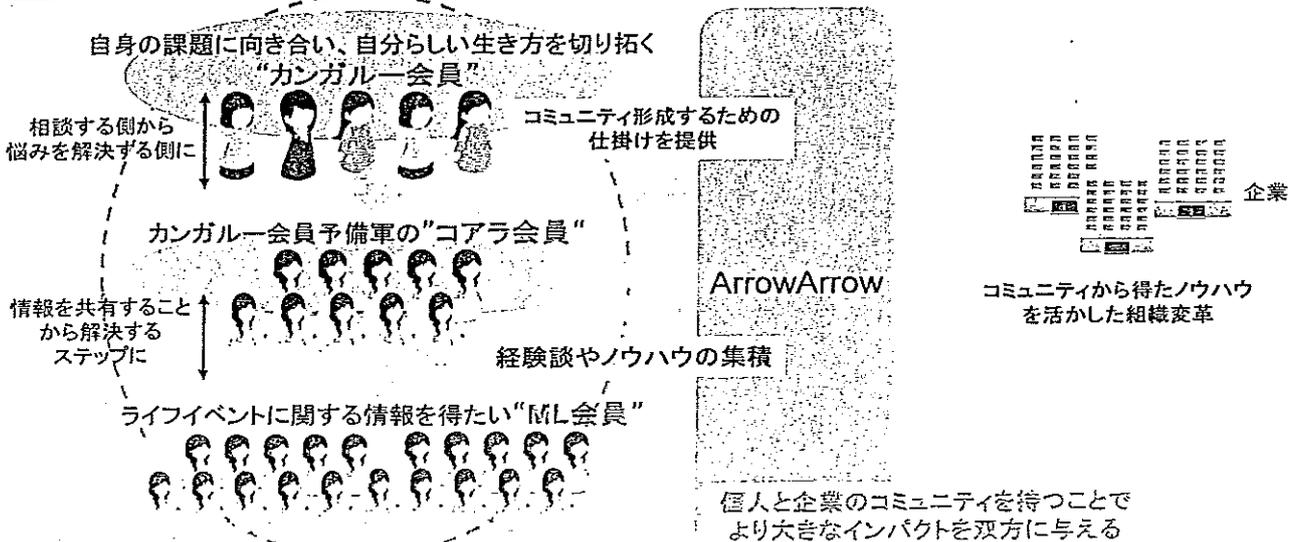
	産育休取得前のプログラム	産育休取得後のプログラム
	① ② ③	④ ⑤
	※プログラム価格：15万円～	
	子育て期の短時間勤務支援コース	継続就業支援コース
1人目	71,000円	
2～5人目	50,000円	

当法人への支払額を、産育休取得支援で取得した助成金で相殺することが可能です！

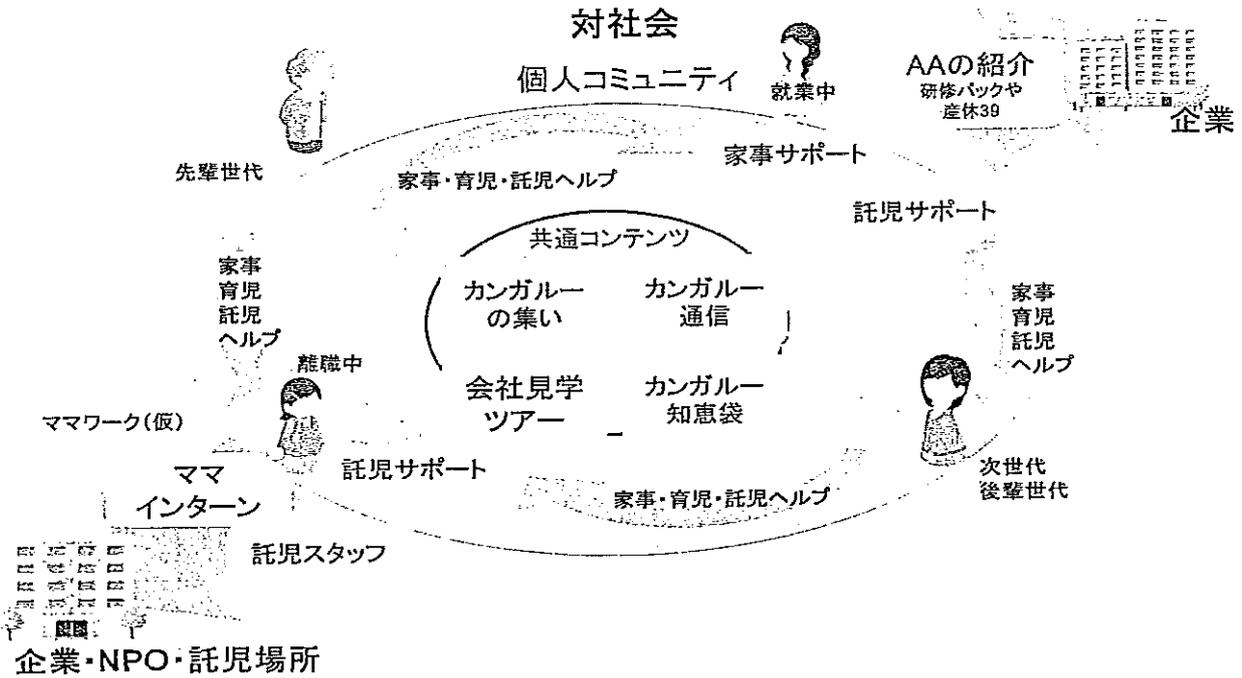
## ArrowArrowの事業内容 -個人向けサービス-

個人と個人、個人と企業を繋ぎ、ライフイベントを  
プランクからキックオフするチャンス！

ライフイベントを迎える個人を個人のパトナー



# ArrowArrowの事業内容 -個人向けサービス-



# ArrowArrowの事業内容 -個人向けサービス-



ArrowArrowの事業内容 -個人向けサービス-



ママインターンプロジェクト

再就職希望の女性

インターン日は  
子どもを預ける



インターンとして  
就業体験

キャリア相談や  
受入先の紹介

受入NPO



保育  
を委託



インターン  
を紹介



ArrowArrowの事業内容 -個人向けサービス-

託児の様子



ママインターンの様子

## ArrowArrowの事業内容 -個人向けサービス-

### ①カンガルー通信の編集・製作・発信

半年に一度、カンガルー通信をカンガルー会員を中心に、編集・製作し、発信します。普段会えないカンガルー会員の想いや活動内容を知る機会に。

### ②カンガルーの集いの中継、情報の共有

カンガルーの集いの際にゲスト講演を行う際、当日参加できない方にも情報共有できるよう、会員限定のWeb配信を実施。会員専用のメールリストを使い、活動の案内や、情報などを共有します。

### ③カンガルーの集いへの参加、見学

毎回設定されたテーマに沿って、カンガルー会員同士が「私」を主人公にして語る場。自分の経験や想いを共有することにより、誰かのロールモデルとなると共に、様々な働き方や価値観を「イイトコドリ」して、自分だけのロールモデルを創っていきましょう。

### ④成功事例を持つ会社見学ツアーへの参加

女性がいそいそと働く会社の仕組みを知りたい！そんな会社で働く女性社長や経営者の話を聞きたい！成功事例を聞いて、自分のキャリア自身に活かす見学ツアーを実施します。

### ⑤カンガルー知恵袋を信じて悩みを解決

自身が抱えている悩みや、働いている企業の課題を共有し、皆で知恵を出し合い解決する場を提供します。それぞれが持つ知恵や知識を共有することで、具体的な解決策を見つけましょう。また、コミュニティ内でサポートできる場合は、分科会を設置し、コミュニティ内で解決していきましょう！

### ⑥産後復帰インターン＆育児インターンへの参加

ArrowArrowのコンサルティング事業「産休！Thankyou！」の導入のサポートを実施。働きやすい組織を創るノウハウ、スタートアップの組織運営ノウハウを吸収して、産後に復帰する感覚を掴み、復帰のチャンスを増やします！

### ⑦企業が抱える課題解決に向けての協力

例えば、働きやすい環境づくりに向けて、ヒアリングを実施したい、生の声を聞きたいなど、企業が抱える課題を、カンガルー会員として協力。企業がより良くなる為のアドバイスや、解決策を提案します。

### ⑧他団体との交流

企業やワークライフバランス関連団体等、お互いに学べる機会や、メリットを活かせる協働プロジェクトに向けてのアイデア出しなど、積極的に交流できる場を創ります。

## ArrowArrowにご協力頂いている皆様

SVP  
TOKYO



success  
board



Supported by  
日本財団  
THE NIPPON  
FOUNDATION

ニッカケラまれる、テナメの関係  
KATARIBA

cococi  
Coworking Space

ウラサカのおさち



自由大学

## メディア掲載履歴一例

掲載日	掲載メディア	詳細
2011年6月	日本経済新聞夕刊	『中小企業、育休促進に挑む』
2011年7月	greenz.jp (Webマガジン)	結婚しても、子どもを産んでも、オンナの人生は選べる！女性が働き続ける環境作りを支援する「Arrow Arrow」
2011年10月	日経WOMANオンライン	働き女子の妊活2011
2012年1月	株式会社マイナビescala cafe (Webマガジン)	「産休が取りづらい職場ならどうする？営業ウーマンが復職した方法」
2012年2月	日経WOMAN	注目の人 キャリア
2012年4月	現代ビジネス (Webマガジン)	最近の子育て支援取り組みのまとめ
2012年6月	bizmom	『産休育休中に「やってよかった！」体験談』特集ページ
2012年8月	greenz.jp (Webマガジン)	greenz.jpの記事がキツカケで“教授”になりました！「Arrow Arrow」堀江由香里さんに聞く1年の歩み
2012年12月	ソトコト	連載「ソーシャル系大学」
2012年12月	bizmom	「スムーズ復帰ができる やることリスト」という特集記事監修

## 団体概要

**団体名** 特定非営利活動法人ArrowArrow  
**所在地** 〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪3-3-15-105  
**設立年月日** 2010年7月1日  
**法人化** 2011年5月18日  
**事業内容** 産育休取得サポートプログラム『産休！Thankyou！』  
 若手女性社員向け研修プログラム『社員！Shine！』  
 講演事業  
**代表理事** 堀江 由香里 (日本ワーク/ライフ・バランス研究会 事務局長)  
**理事** 松山 亜紀 (認定コーチ)  
**理事** 松藤 智美 (日本ワーク/ライフ・バランス研究会 事務局)  
**監事** 高田 憲治 (株式会社ウィルホールディングス 取締役)  
**協賛協力**

- 内閣府地域社会雇用創造事業 ソーシャルビジネスエコシステム創出プロジェクト
- ソーシャルベンチャースタートアップマーケット第1期生
- NPO法人ETIC.主催 イノベーショングラント第5期フェロー
- 株式会社花王主催 社会起業塾2011年度 第9期生
- ソーシャルベンチャーパートナーズ東京 2012年度協働先
- 日本商工会議所主催 女性起業家大賞 特別賞受賞

**メディア掲載** 日本経済新聞社/WEBマガジン greenz.jp/日経WOMANオンライン  
 日経WOMAN/bizmom/ジャパンタイムズ/その他

# 特定非営利活動法人ArrowArrow定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ArrowArrowという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市西恋ヶ窪3丁目3番15号ヴィラリベルテ105号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、活動地域の働く母親・父親たち及び対象者を雇用する企業に対して、子育てと仕事の両立を可能とする組織形成に関する事業を行い、職場環境の向上、雇用の拡大、働きやすい社会形成についての啓発、またこれによる子育てと仕事の両立可能な社会に寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 育休取得前から復帰前後までのサポートを行うコンサルティング事業
- (2) 女性のキャリア形成をサポートする為の研修事業
- (3) 上記事業に関する情報提供事業
- (4) 女性の再就職をサポートする為の人材紹介事業
- (5) 育児中の女性をサポートする為の家事援助事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進するために入会した個

人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。
- 2 賛助会員が前項各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上8人以内
  - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、また1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

ない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 監事の解任

(5) 正会員の除名

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から理事長が選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(社員総会の決議の省略)

第29条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事

長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決によって決定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局及び職員)

第56条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 三木 由香里

理事 渡部 信吾

同 栗田 佳典

監事 高田 憲治

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2012年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2012年3月31日までとする。

#### 附 則

この定款は、平成 年 月 日から施行する。

## 平成25年度 活動予算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人ArrowArrow

(単位:円)

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入金収入		
入金収入	60,000	
会費収入	80,000	140,000
2 事業収入		
(1) 育児取得前から復帰前までのサポートを行うコンサルティング事業収入	600,000	
(2) 女性のキャリア形成をサポートする為の研修事業	400,000	
(3) 女性の再就職をサポートする為の人材紹介事業	200,000	
(4) 育児中の女性をサポートする為の家事援助事業	200,000	1,400,000
3 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入	0	
民間助成金収入	400,000	400,000
4 寄付金収入	100,000	100,000
5 その他収入		
利息収入	0	
任意団体からの繰入金	0	0
6 その他の事業会計からの繰入	0	
経常収入合計		2,040,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 育児取得前から復帰前までのサポートを行うコンサルティング事業費	500,000	
(2) 女性のキャリア形成をサポートする為の研修事業費	500,000	
(3) 女性の再就職をサポートする為の人材紹介事業	200,000	
(4) 育児中の女性をサポートする為の家事援助事業	200,000	
(5) 上記事業に関する情報提供事業	100,000	1,500,000
2 管理費		
役員報酬	0	
給料手当	100,000	
什器備品費	50,000	
光熱水費	60,000	
消耗品費	12,000	
通信運搬費	12,000	
印刷製本費	18,000	
租税公課	70,000	322,000
経常支出合計		1,822,000
経常収支差額		218,000
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入	0	
その他の資金収入合計		0
IV その他資金支出の部		
1 固定資産取得支出	0	
その他の資金支出合計		0
当期収支差額		218,000
前期繰越収支差額		-207,000
次期繰越収支差額		11,000

平成24年度 活動計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

特定非営利活動法人 Arrow Arrow

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	44,000	
賛助会員受取会費	11,250	55,250
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
受取補助金	1,155,000	1,155,000
4 事業収益		
<small>育児取得時から使用前後までのサポートを行うコンサルティング事業収入</small>	580,310	
<small>女性のキャリア形成をサポートする為の研修事業</small>	459,765	
<small>女性の再就職をサポートする為の人材紹介事業</small>	0	
<small>育児中の女性をサポートする為の家事援助事業</small>	0	1,040,075
5 その他収益		
受取利息		0
経常収益計		2,250,325
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,400,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	1,400,000	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	189,435	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	10,497	
.....		
その他経費計	199,932	
事業費計	1,599,932	
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	100,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	100,000	
(2) その他経費		
消耗品費	6,743	
水道光熱費	0	
通信運搬費	33,000	
地代家賃		
旅費交通費		
減価償却費		
.....		
その他経費計	39,743	
管理費計		1,739,675

經常費用計		1,739,675
当期經常増減額		510,650
III 經常外収益	0	
經常外収益計		
IV 經常外費用	0	
經常外費用計		
税引前当期正味財産増減額		540,250
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		540,250
前期繰越正味財産額		-207,000
次期繰越正味財産額		333,250

平成24年度 貸借対照表

平成25年3月31日現在

特定非営利活動法人ArrowArrow

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	540,250	
未収金	0	
流動資産合計		540,250
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
車両運搬具	0	
什器備品	0	
有形固定資産計	0	
(2)無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産		
敷金	0	
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		540,250
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	0	
短期借入金	207,000	
流動負債合計		207,000
2 固定負債		
長期借入金	0	
退職給与引当金	0	
固定負債合計		0
負債合計		207,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		-207,000
当期正味財産増減額		540,250

正味財産合計			333,250
負債及び正味財産合計			540,250



平成 25 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成 25 年 9 月 13 日

国分寺市長 井澤 邦夫 様

事務所の所在地 国分寺市東元町 3 - 5

団 体 名 特定非営利活動法人

くらしの安  ター

代表者氏名 中村 八郎

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

<p>1 提案事業名</p>	<p>『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する基礎的調査・研究事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る実態把握と対策の方向性に関する検討）</p>
<p>2 提案事業予算</p>	<p>716,100円</p>
<p>3 提案理由</p>	<p>当法人は、これまで市民の身近な安全安心に関わる防災及び防火・防犯問題などの啓発・普及活動を独自に、あるいは市との協働事業等を通じて取り組み、一定の成果を上げてきた。しかしながら、中高層集合住宅の地震防災については社会問題化しているが、本市ではその実態が把握できておらず、対策の普及状況も不明である。</p> <p>中高層集合住宅の防災対策の普及は行政にとっても欠かせない課題であり、市民生活の安全確保は当法人の事業目的でもあることから、今般、提案型協働事業として提案するものである。</p>
<p>4 事業概要 (400 字程度で記入してください)</p>	<p>中高層集合住宅の防災課題は住棟の形態、管理状況によって大きく異なることから、以下の実態把握と整理分析に関する事業を実施する。</p> <p>1) 基礎的調査</p> <p>A 市内の中高層集合住宅について建物及び管理、住民活動に係る実態をアンケート、聞き取り調査等を通じて把握・整理。</p> <p>B わが国で発生した地震による中高層集合住宅の被害、トラブルを文献調査等により把握し、防災上の問題と傾向を整理。</p> <p>C 現状における対策の内容について先進自治体へのヒアリング調査等を通じて把握・整理。</p> <p>2) 防災対策の方向性と対策の内容</p> <p>上記の基礎的調査を踏まえて、中高層集合住宅の防災対策の方向性（課題及び方策）を検討し整理する。</p>

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>①地域社会における住宅に係る防災上の社会問題について、②市内の中高層集合住宅及び先進自治体等を対象に、③防災的観点からその実態(住棟及び管理等、被害実績、施策など)を調査・把握し、④地震時等に備えた防災対策のあり方(対策事項と方向性)を整理することにより、今後における当該住宅居住者・管理者等への防災対策の啓発と普及に資するとともに、行政による中高層集合住宅に対する防災施策の検討に寄与する。</p>																																																																					
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>1) 基礎的調査  <u>A 市内の中高層集合住宅に係るアンケート(聞き取り調査も)等</u>                  ア)住棟の形態、規模等、イ)住戸数、推定居住者数、ウ)管理形態、居住者組織及びコミュニティ活動、エ)防災対策への取組状況  <u>B 近年の地震による中高層集合住宅で発生した被害の文献調査等</u>                  ア)地震による被害・トラブル、イ)負傷者等の発生状況、ウ)住棟被害を受けた際の対応など  <u>C 先進自治体の対策内容についてのヒアリング調査等</u>                  ア)先進自治体の防災対策の内容と実施状況、イ)事前対策(耐震、EV対策、ライフライン停止、家具転倒防止など)と災害時対応の啓発等                  2) 防災対策の方向性と対策の内容                  ・本市の中高層集合住宅の実情に沿った防災上の重要事項(具体的な対策)、及びその啓発・普及の方向性を検討し整理</p>																																																																					
<p>3 事業計画案(事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A 事業</th> <th>B 事業</th> <th>C 事業</th> <th>まとめ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td colspan="4">契約締結、担当課との事業計画協議(調整・決定)</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>● 調査準備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>↓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>■ アンケート実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>● 回収及び追回収</td> <td>● 阪神震災他の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>● 聞き取り調査</td> <td>↓ 被害調査</td> <td>● ヒアリング調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>● 集計整理等</td> <td>● 3.11震災の</td> <td>↓ の準備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>● 調査結果まとめ</td> <td>↓ 被害調査</td> <td>■ ヒアリング調査</td> <td>● (報告書作成)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td></td> <td>● 調査結果整理</td> <td>● 調査結果の整理</td> <td>● 防災課題</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>● 対策事項</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>● 推進方策</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>市との調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>*) 事業A:アンケート調査、事業B:被害状況調査、事業C:ヒアリング調査</p>						A 事業	B 事業	C 事業	まとめ	4月	契約締結、担当課との事業計画協議(調整・決定)				5月	● 調査準備				6月	↓				7月	■ アンケート実施				8月	● 回収及び追回収	● 阪神震災他の			9月	● 聞き取り調査	↓ 被害調査	● ヒアリング調査		10月	● 集計整理等	● 3.11震災の	↓ の準備		11月	● 調査結果まとめ	↓ 被害調査	■ ヒアリング調査	● (報告書作成)	12月		● 調査結果整理	● 調査結果の整理	● 防災課題	1月				● 対策事項	2月				● 推進方策	3月				市との調整
	A 事業	B 事業	C 事業	まとめ																																																																		
4月	契約締結、担当課との事業計画協議(調整・決定)																																																																					
5月	● 調査準備																																																																					
6月	↓																																																																					
7月	■ アンケート実施																																																																					
8月	● 回収及び追回収	● 阪神震災他の																																																																				
9月	● 聞き取り調査	↓ 被害調査	● ヒアリング調査																																																																			
10月	● 集計整理等	● 3.11震災の	↓ の準備																																																																			
11月	● 調査結果まとめ	↓ 被害調査	■ ヒアリング調査	● (報告書作成)																																																																		
12月		● 調査結果整理	● 調査結果の整理	● 防災課題																																																																		
1月				● 対策事項																																																																		
2月				● 推進方策																																																																		
3月				市との調整																																																																		

<p>4 事業の対象 (地域、対象者、対象総人数等を具体的に)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市内の中高層集合住宅</li> <li>・4,710 棟の非木造の住宅・アパート (平成 24 年時点) のうち中高層集合住宅 (3 階建以上の共同住棟) の居住者団体 (A)</li> <li>・但し、被害実績 (B)、現行対策に関する調査 (C) 対象は全国各地</li> </ul>
<p>5 事業の実施場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アンケート調査→市内対象住棟 (分譲 180 棟、賃貸約 20 棟を予定) *) 別記 1</li> <li>○地震被害調査 →過去の被害地震 (阪神震災、3.11 大震災の被害)</li> <li>○ヒアリング調査→都心数区</li> <li>□調査結果分析と報告書作成 →NPO 事務所</li> </ul>
<p>6 役割分担 (具体的に)</p>	<p>&lt;提案団体が担う役割&gt;</p> <p>A 調査: 市内の該当住宅管理者 (団体) へのアンケート調査等事業 →アンケート案設計、調査票の回答集計、聞き取りの結果分析と整理</p> <p>B 調査: 中高層集合住宅の地震被害調査事業 →対象被害地震の選定、文献等の調査、まとめ</p> <p>C 調査: 先進自治体ヒアリング調査事業 →ヒアリングの実施、記録作成、資料収集、まとめ</p> <p>□ 対策の方向性と対策内容のとりまとめ→調査結果の分析、報告書作成</p> <p>&lt;市が担う役割&gt;</p> <p>A 調査: 市内の該当住宅管理者 (団体) へのアンケート調査事業 →調査対象住宅の抽出 (名簿作成)、依頼文作成、票の送付・回収窓口</p> <p>B 調査: 中高層集合住宅の地震被害調査事業 →必要に応じ関係文献の提供依頼</p> <p>C 調査: 先進自治体ヒアリング調査事業 →対象団体 (都心数区を想定) への調査依頼</p> <p>□防災対策の方向性と対策内容のとりまとめ →報告書案の検討 (調整)</p>
<p>7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における中高層集合住宅の防災面の実態が明らかにできること。 (今後庁内でデータ管理を行なうことにより、データベースとして防災対策その他の施策に活用できる)。</li> <li>・防災体制面で相対的に遅れている当該住宅居住者・管理者への防災啓発や防災対策の普及について、重要事項と方向性 (目標) が整理できること。</li> </ul>
<p>8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果</p>	<p>当 NPO の目的とする災害等からの市民生活の安全安心の確保は、市の防災対策と共通する。本協働事業による調査結果は市の防災対策の推進にとって不可欠なデータであり、また今後、中高層集合住宅の防災普及にとって NPO と市が連携して対応できる共通の基盤が形成できる。</p>
<p>9 事業実施後の展開 (事業終了後どのような展望があるか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当 NPO として、増大する中高層住宅の実態に即した居住者向け防災講習会等の啓発、防災対策の普及活動が可能になる。</li> <li>○市は、国分寺市の実態を踏まえ、中高層住宅の管理者あるいは居住者を対象とした具体的な防災啓発。及び必要に応じて対策の普及支援施策の実施が可能になる。また災害時における (地域防災計画の) 応急対策の充実を図ることができる。</li> </ul>

\*) 別記1

■ アンケート方式による実態調査 (A 調査) について

・中高層集合住宅 (3階建以上の共同住棟) の実態調査については、実存する全住棟を対象とすべきであるが、今後の施策普及の効果や把握の難易性を考慮し、今回は、分譲住宅 (約 180 棟又は団地) 及び賃貸住宅のうち住民組織が結成されている住棟又は団地を対象として実施する。

・実施方法

- ① アンケート実施対象：分譲住宅約 180 棟又は団地、都営等賃貸住宅約 20 棟又は団地の計約 200 棟又は団地
- ② 上記対象住宅 (200 票) へのアンケート票の送付・回収 (郵送)
  - ・これによる有効回収率は約 65% (130 票) を見込む
- ③ 未回収の 35% (70 票) に対して、再度、回答依頼書を送付 (郵送)
  - ・再依頼による有効回収票 50% を見込む： $(70 \times 0.5) = 35$  票
- ④ ③の未回収住棟又は団地 (35) について、訪問聞き取り調査を実施する。  
また、回収されたアンケート票で、すでに何らかの防災対策への取組みを行なっている団体から約 10 団体を抽出し、取組みの状況等についてヒアリングを実施する。：35 団体 + 約 10 団体 = 45 団体

(市民活動団体提案事業)

## 提案事業収支予算書

## (収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	716,100円	
合計	716,100円	

## (支出の部)

区分	予算額	摘要
(人件費)	(484,600円)	人件費計
A. アンケート調査事業	260,800円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査住棟抽出：@1,200×8h×2人=19,200、</li> <li>・対象住棟の現状整理（地図、整理表作成）：@1,200×8h×2人=19,200、</li> <li>・調査票の設計：@2,500×8h×2人=40,000、</li> <li>・調査票印刷、送付：@1,200×3h×4人=14,400</li> <li>・未回収団体、活動団体ヒアリング調査（日程調整・訪問調査）：@1,200×2h×45団体=108,000</li> <li>・調査結果の集計整理：@2,500×6h×2日×2人=60,000</li> </ul>
B. 既往被害の調査事業	105,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の文献調査：@2,500×5h×2回×3人=75,000、</li> <li>・調査結果のまとめ：@2,500×4h×3人=30,000</li> </ul>
C. 団体ヒアリング調査事業	48,800円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進団体視察：@1,200×4h×3回×2人=28,800、</li> <li>・調査結果まとめ：@2,500×4h×2人=20,000</li> </ul>
□方向性及び対策分析事業	70,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災課題と対策事項の検討：@2,500×5h×2人=25,000、</li> <li>・対策の推進方策検討 @2,500×5h×2人=25,000、</li> <li>・報告書作成：@2,500×4h×2人=20,000</li> </ul>
(消耗品費)	(50,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品費：10,000、</li> <li>・文献（書籍、報告論文、住宅地図）購入費 40,000</li> </ul>

(印刷製本費)	(19,800円)	・コピー用紙 (A4版) : @500 (500枚) ×10=5,000、・コピー機インク : @4,500 (4色) ×2セット=9,000、・ファイル (薄 紙、ハード) : @150×20部+@400×7部 =5,800
(郵送費)	(37,600円)	・票郵送料 (約200団体 (棟、往復) : @ (80+80) ×200票=32,000、・再依頼 書送付 (70団体) @80×70=5,600
(交通費)	(54,000円)	・アンケート関係聞き取り調査 (45団体) : (バス・電車) @500×2人×45=45,000 ・都心3区に出張 (2人×3回、電車) 鉄道 : @1,500×2人×3回=9,000
(通信費)	(5,000円)	・電話料 (聞き取り調査調整、45団体)
直接経費計	651,000円	
—	—	—
(諸経費)	(65,100円)	
合計	716,100円	

団体概要書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。  
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ)トク化エイカツドホクジン クラシアンゼンアンソウポーター		
	特定非営利活動法人 暮らしの安全安心サポーター		
所在地	〒 185-0022 国分寺市東元町3-5-13		
設立年月日	平成19年 12月 13日		
会員の状況	正会員数 14 人・ 団体 (内国分寺市民 11 人)	年会費	3,000 円
	賛助会員数 人 団体	年会費	
活動目的	広く一般市民を対象として、「住まいとまちの安全・安心」を目指して啓発活動を推進すると共に、住まいとまち(地域社会)の防災対策、防犯対策、バリアフリー化に取り組み、広く地域住民の安全・安心な暮らしづくりに貢献することを目的とする。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策事業 木造住宅の耐震相談、家具転倒防止器具の設置及び相談 火災警報器の販売及び設置、</li> <li>・ 防犯対策事業 相談及び防犯対策工事</li> <li>・ バリアフリー化事業 相談及び手すりなど設置</li> <li>・ 国分寺市耐震診断士創設に係る診断士の養成・認定事業 平成21年4月1日～平成23年3月31日 契約先：国分寺市</li> <li>・ 木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業 平成23年4月1日～平成24年3月31日 契約先：国分寺市</li> <li>・ 「国分寺市家具転倒防止器具助成事業」に係る器具取り付け作業委託 平成21年5月8日～平成24年3月31日 契約先：国分寺市</li> </ul>		
ホームページ	www.anan-spt.com		

担当者連絡先	氏名	██████████	(役職)	██████████
	住所	██		
	電話	██████████	FAX	██████████
	Eメール	██		

# 特定非営利活動法人 暮らしの安全安心サポーター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人暮らしの安全安心サポーターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市東元町三丁目5番13号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、「住まいとまちの安全・安心」を目指して啓発活動を推進するとともに、住まいとまち(地域社会)の防災対策、防犯対策、バリアフリー化に取り組み、広く地域住民の安全・安心なくらしづくりに貢献することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 「住まいとまちの安全・安心」に関する市民啓発事業
- (2) 防災対策事業(災害危険の低減化)
- (3) 防犯対策事業
- (4) バリアフリー化事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (提出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の提出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
  - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又

は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

#### (種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第

49条において同じ。)

- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

#### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(随機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(総務及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 細則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法

- 人の成立の日から平成21年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	1000円
	賛助会員 (個人・団体)	1000円
(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	3000円
	賛助会員 (個人・団体)	103000円 (10以上)

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	保坂 光枝
副理事長	中村 八郎
副理事長	戸塚 一直
理事	井上 四郎
理事	大島 佑介
理事	池藤 吉美
理事	竹下 範子
理事	保坂 和男
監事	龍神 瑞徳
監事	末高 秀郎



平成25年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日

特定非営利活動法人  
くらしの安全安心サポーター

単位:円

科目	金額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1. 会費収入		
入会金収入	3,000	
会費収入	45,000	48,000
2. 事業収入		
① 市民啓発事業収入	120,000	
② 防災対策事業収入	650,000	
③ 防犯対策事業収入	150,000	
④ バリアフリー化事業収入	150,000	
3. 補助金等収入	100,000	1,165,000
4. 寄付金収入		
5. その他収入		
利息収入		
保険金還付金		
経常収入合計 (A)		1,213,000
II 経常支出の部		
1. 事業費		
① 市民啓発事業費	90,000	
② 防災対策事業費	440,000	
③ 防犯対策事業費	120,000	
④ バリアフリー化事業費	120,000	770,000
2. 管理費支出		
給料手当	50,000	
水道光熱費	5,000	
什器備品費	10,000	
保険料	20,000	
事務所家賃	60,000	
消耗品費	10,000	
通信運搬費	20,000	
印刷製本費(コピー)(リーフレット)	70,000	
旅費交通費	10,000	
支払手数料	5,000	
会議費	5,000	
広報費(ホームページ)	10,000	
決算	10,000	
租税公課	80,000	
雑費	5,000	370,000
経常支出合計(B)		1,140,000
経常収支差額 (A) - (B) = (C)		73,000
III その他資金収入の部 (D)		0
IV その他資金支出の部 (E)		0
当期収支差額 (C) + (D) - (E) = (F)		73,000
前期繰越収支差額 (G)	170,624	170,624
次期繰越収支差額 (F) + (G)		243,624
(正味財産増減の部)		
V 正味財産増加の部		
1. 資産増加額		
当期収支差額(再掲)		0
2. 負債減少額		
増加額合計		0
VI 正味財産減少の部		
1. 資産減少額		
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)		0
減価償却費		0
2. 負債増加額		
減少額合計		73,000
当期正味財産増加額または減少額		170,524
前期繰越正味財産		243,624
当期正味財産合計		243,624

平成24年度 特定非営利活動に係る事業会計収支決算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日

特定非営利活動法人  
くらしの安全安心サポーター

単位:円

科目	金額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1. 会費収入		
入会金収入		
会費収入	42,000	
2. 事業収入		
① 市民啓発事業収入	30,000	
② 防災対策事業収入	58,200	
③ 防犯対策事業収入		
④ バリアフリー化事業収入		
⑤ 提案型協働事業収入		
⑥ 国分寺市委託事業収入		
3. 補助金等収入		
4. 寄付金収入	139,750	
5. その他収入		
利息収入	23	
保険金還付金		
経常収入合計 (A)	269,973	269,973
II 経常支出の部		
1. 事業費		
① 市民啓発事業費	27,603	
② 防災対策事業費	50,200	
③ 防犯対策事業費		
④ バリアフリー化事業費		
⑤ 提案型協働事業費		
⑥ 国分寺市委託事業費		77,803
2. 管理費支出		
給料手当	54,000	
水道光熱費		
什器備品費		
保険料	14,139	
事務所家賃		
消耗品費	6,156	
通信運搬費	10,616	
印刷製本費(コピー)(リーフレット)		
旅費交通費		
支払手数料		
会議費		
決算(税理士)	20,000	
租税公課	70,000	
雑費	6,100	181,011
経常支出合計 (B)		258,814
経常収支差額 (A) - (B) = (C)		11,159
III その他資金収入の部 (D)		0
IV その他資金支出の部 (E)		0
当期収支差額 (C) + (D) - (E) = (F)		11,159
前期繰越収支差額 (G)	159,465	159,465
次期繰越収支差額 (F) + (G)		170,624
(正味財産増減の部)		
V 正味財産増加の部		
1. 資産増加額		
当期収支差額(再掲)		
2. 負債減少額		
増加額合計		0
VI 正味財産減少の部		
1. 資産減少額		
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)		
減価償却費		
2. 負債増加額		
減少額合計		
当期正味財産増加額または減少額		11,159
前期繰越正味財産		159,465
当期正味財産合計		170,624



平成25年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成25年9月13日

国分寺市長 様

事務所の所在地 国分寺市東戸倉2-10-29コーポ恋ヶ窪201

団体名 市民テーブルこくぶんじ/冒険遊び場の会

代表者氏名 特定非営利活動法人市民テーブルこくぶんじ代表理事

富田 潔

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します

1 提案事業名	協働を進めるための市職員・NPOスタッフの実践的育成研修事業
2 提案事業予算	216,480円
3 提案理由	<p>国分寺市提案型協働事業が本格的に施行されるのを受け、提案2団体の呼びかけにより、本年4月下旬から7月初旬までの7回、「協働プレスト」という名称のワークショップが開かれ、のべ76名、市民活動団体(以下NPOと略)数にして10団体の参加があった。目的は、行政・市民双方が抱える悩みごとや課題を、市民感覚あふれるプランで解決していこう、というものであった。</p> <p>本提案は、その協働プレストのなかから生まれた「協働のタネ」のひとつを、協働事業として結実させたものである。</p> <p>議論の中で多くの参加者から「市職員がNPOや協働事業についての知識がないこと」、また、「NPO、市民も行政の仕組みを理解していないこと」、さらに「市職員でさえ、縦割りの中で市全体の仕事が見えていないこと」などが議論された。協働を推し進める上で必要不可欠な、協働のパートナーへの理解不足は、国分寺市の協働事業の発展を大きく阻む大きな要因であると思われる。そこで、「行政がNPOを正しく理解すること」及び「NPOが行政の仕組みを理解すること」の二つを、職員とNPOとの共同研修という提案型協働事業案として提案するものである。</p> <p>パートナー同士がともに研修することで、今まで見えなかったお互いの長所や弱点を知り、新しい協働のアイデアを生み出す起爆剤になると確信している。本提案は、協働事業の生まれる過程そのものが、協働事業の本質をとらえたものともいえ、協働事業のありかたへの新たな挑戦といっても良いと思われる。</p>
4 事業概要 (400字程度で記入してください)	<p>本提案は、国分寺市において協働事業をもっと拡大させるために、市職員やNPOのスタッフを実践的に育成研修させるためのプログラムである。</p> <p>特徴の一つは、職員によるNPOの活動現場での体験研修が含まれていることである。また、体験的研修のふりかえりを職員とNPOが同じテーブルを囲んで行うことで、協働だからこそ成し得る事業成果を知ったり、協働におこりがちな問題点の把握、協働事業の長所・弱点などを確認していくものである。</p> <p>市職員のなかには協働やNPO活動に関する理解不足があり、一方でNPO側にも行政実務に関する知識不足は否めない事実である。両者の相互理解やNPO同士の横の連携を深めることも目的としてあげられる。</p>

<p>1 事業目的 (①解決する社会問題, ②事業の対象, ③何を実施するか, ④到達点を記入してください)</p>	<p>①解決する社会問題 これまで行われている協働に関する職員研修があまり充実していないこと。及びNPOスタッフも行政の実務や仕組みについて理解が進んでいないこと。ゆえに協働のパートナーの相互理解が不足し、協働事業の停滞がみられること。</p> <p>②事業の対象 市職員及びNPOのスタッフ(またはこれから協働事業を始めたいと希望する市民)</p> <p>③何を実施するか 実習、講義、ワークショップからなる研修</p> <p>④到達点 行政・NPO双方が参加し、お互いの活動や実態、仕組みなどを理解し、協働事業立案へのモチベーションがあがること。 新たな協働事業が行政・NPOより発案されること。</p>
<p>2 事業内容 (当該事業で具体的に何を行うか記入してください。)</p>	<p>1. 協働概論(講師は行政・NPO双方から)</p> <p>2. 現場実習ガイダンス</p> <p>3. 市職員はNPOの活動現場において体験・実習、NPOスタッフは行政の実務について市の担当よりレクチャーを受けるか、または所属する団体以外のNPOの活動現場にて体験・実習 * NPOサイドの受け入れ先としては提案2団体の他、「協働プレスト」の参加団体でもあるNPO法人健康体操指導ワーカーズ、NPO法人ワーカーズ風ぐるま、NPO法人まちづくりサポート国分寺等を協力団体として予定している。 当該業務の内容は、事務局作業やイベント進行、企画会議など様々である。</p> <p>4. 受講者と受け入れ先でのふりかえり/レポート提出</p> <p>5. ワークショップ「協働事業を創ろう」</p> <p>6. まとめ・成果発表</p> <p>* プログラムの前後で理解度を計るための効果測定を行う。 * なお、対象外の市職員やNPOをオブザーバーとして加えた課外プログラムも実施予定。</p>
<p>3 事業計画案 (事業の実施スケジュールを記入してください)</p>	<p>2014年6月～11月を予定 (実習受け入れ先の都合により変更することもあり)</p> <p>1. 協働概論 (2. とあわせ3時間)</p> <p>2. 現場実習ガイダンス</p> <p>3. 活動・実務現場における体験・実習 (4. とあわせ約半日) (または、市担当者からの行政実務レクチャー)</p> <p>4. 受講者と受け入れ先でのふりかえり/レポート提出</p> <p>5. ワークショップ (6. とあわせ3時間)</p> <p>6. まとめ・成果発表</p>

<p>4 事業の対象 (地域、対象者、対象総人数等を具体的に)</p>	<p>おおむね入職7～10年くらいの国分寺市職員10～20名および市内で活動するNPOのスタッフ10～20名を受講生とする。市職員については市が対象者を選考し、NPOスタッフ(またはこれから協働事業を始めたいと希望する市民)については、こくぶんじ市民活動センターを通じて公募する。</p>
<p>5 事業の実施場所</p>	<p>国分寺市内の公共施設、市庁舎、NPOの活動現場</p>
<p>6 役割分担 (具体的に)</p>	<p>&lt;提案団体が担う役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の講師</li> <li>・プログラムの企画・コーディネート</li> <li>・実習の受け入れ(受け入れ各団体から研修プログラム一覧を提供)</li> <li>・ワークショップ(グループ討議)の進行</li> </ul> <p>&lt;市が担う役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の講師</li> <li>・対象職員の選考</li> <li>・広報</li> </ul>
<p>7 成果指標等 (事業成功のポイントや、目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修前後に行う効果測定結果の向上</li> <li>・市民サービス向上につながる協働事業や業務改善提案の立案</li> </ul>
<p>8 市と協働する意義及び必要性、協働による相乗効果</p>	<p>協働することで、市職員がNPOを理解するための研修を確実に行うことが可能となる。また、NPOが行政の仕組みを理解するためには市と協働して研修を行うことが効率的である。また、職員は他課の事業のことをよく知らなかったり、NPOも他団体の活動を知らないケースも見られるので、双方の縦割り構造のデメリットを打ち破る効果もある。</p>
<p>9 事業実施後の展開(事業終了後どのような展望があるか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度以降も同様の研修が積み重ねられ、多くの職員、NPOスタッフがお互いを知る機会となること</li> <li>・質の高い「公募型協働事業」が生まれ、「提案型協働事業」の提案が増えること</li> <li>・「協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備」(自治基本条例第9条)につながる道筋をつける</li> <li>・この事業を契機に市内NPO間の結束を強化し、協働事業推進のためのコーディネーターの派遣や育成を行う体制づくり</li> </ul>

(市民活動団体提案事業)

## 提案事業収支予算書

## (収入の部)

区分	予算額	摘要
委託金	216,480	
合計	216,480	

## (支出の部)

区分	予算額	摘要
(人件費)	(171,960)	
協働概論・ガイダンス(講師)	2,400	1200円×2h×1人
協働概論・ガイダンス(事務)	6,960	870円×3h×2人, 870円×2h×1人
実習補助・管理	87,000	870円×5h×20回
ワークショップ(ファシリテーター)	3,600	1200円×3h×1人
企画・コーディネート・進行管理	72,000	1200円×20h×3人
(消耗品費)	(4,840)	コピー紙、インク、模造紙等
(保険料)	(20,000)	
直接経費	196,800	(A)
(諸経費)	19,680	(A)×10%
合計	216,480	



団体概要書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。  
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(フリガナ) エヌピーオーハウジン ボウケンアソビバノカイ		
	NPO法人 冒険遊び場の会		
所在地	〒 185-0012 国分寺市本町2-3-3 メゾン北斗1F 電話 042-326-9770 FAX 同左		
設立年月日	2000年 1月		
会員の状況	正会員数 101人 (内国分寺市民 69人)	年会費	5,000円
	賛助会員数 120人	年会費	2,500円
活動目的	子どもたちの成長にとって今最も大切にされなければならないのは、子どもたちの生活の多くを占めている「遊び」であり、「遊びの環境」であると考え。しかし、その必要性に気づかない人間社会によって、遊びの場も、仲間も、時間も奪われつつある。私たちは、そういった大人の責任を痛感し、冒険遊び場の運営を通じて、子どもたちの遊び場や遊ぶ時間を取り戻し、遊びの環境を整えていくことをめざしている。そしてよりよい子育て環境を作るために、地域社会全体が子どもたちにとって楽しい場所になるよう、さまざまな事業を行うことで社会全体に働きかけていくことを目的としている。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冒険遊び場「国分寺市プレイステーション」の管理、運営 (国分寺市指定管理者・生涯学習推進課・平成18年度～25年度)</li> <li>・ プレイキッズ事業 (野外活動事業・子育て支援課・平成23年度～25年度)</li> <li>・ 親子ひろば事業「BOUKENたまご」</li> <li>・ 公園での親子ひろば事業 (駅前親子サロン事業・子育て支援課・平成23年度～25年度)</li> </ul>		
ホームページ	<a href="http://members3.jcom.home.ne.jp/bouken_asobibanokai/">http://members3.jcom.home.ne.jp/bouken_asobibanokai/</a>		

担当者連絡先	氏名	██████████	(役職)	██████████
	住所	██████████		
	電話	██████████	FAX	042-323-8550
	Eメール	██████████		

## 特定非営利活動法人市民テーブルこくぶんじ定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民テーブルこくぶんじという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市東戸倉二丁目10番地29コーポ  
恋ヶ窪201に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都国分寺市を中心に多摩地域において、市民・事業者・地方公  
共団体に対して、協働事業の精神に則り、地域資源としてのまちの魅力や人材の  
発掘・育成等、地域の活性化につながる公益的な事業を通じて、市民生活の満足  
度が向上するまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助  
の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、  
次の事業を行う。

- (1) 地域振興(まちおこし)に係る事業
- (2) 行政サポート事業
- (3) 協働事業を行うNPOへの支援事業
- (4) 子どもたちの放課後の居場所づくり事業
- (5) ごみ減量・環境保全事業
- (6) 地方公共団体の政策・施策に対する調査研究事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下  
「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
3. 代表理事は、前項の申し込みがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事は正会員の中から選出し、代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、正会員以外の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファクシミリ又は電子メール等の電子媒体をもって、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会では代表理事が議長を務め、代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれを務める。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第4項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファクシミリ又は電子メール等の電子媒体をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

### (議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (2) 審議事項
- (3) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

2議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	富田 潔
副代表理事	小林 克彦
理 事	龍神 瑞穂
同	関川 捷治
同	宮田 穰
同	山本 和彦
監 事	望月 宏子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2009年5月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。

5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1)正会員 年会費 5,000円
- (2)賛助会員 年会費 1口3,000円 (個人1口以上、団体2口以上)

#### 附則

この定款は、2013年5月29日から施行する。

# 特定非営利活動法人 冒険遊び場の会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人冒険遊び場の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都国分寺市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるよう、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国分寺市プレイステーションの運営事業
- (2) 遊びや遊び場、遊びの環境づくりに関する情報の収集提供事業
- (3) 地域の遊び場活動の普及および啓発事業
- (4) 遊びを豊かにするためのイベントの企画、相談事業
- (5) 遊びや遊び場、遊びの環境づくりに関するイベント、講演会への指導者、講師派遣事業
- (6) その他の前各号の事業を行うに必要な事業

2 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の収益事業を行う。

- (1) チャリティーイベントの実施事業
- (2) 物品の販売事業

3 収益事業から生じた利益は、本法人が行う特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

## 第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び法人及び団体

(会費)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、年会費を払い込むことによって正会員となることができる。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入する事によって賛助会員となることができる。

第8条 正会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費については別に総会で定めるものとする。

3 賛助会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

4 賛助会員の会費については別に総会で定めるものとする。

(退会)

第9条 正会員は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 賛助会員は退会の意志を事務局に通知することで任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 本法人は、既に納入された会費その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類および定数)

第11条 本法人に次の役員を置く

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は総会で選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時、または代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に係わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会で定めるものとする。

## 第4章 総会

(種別)

第17条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 役員の選任および解任

(3) 正会員の年会費の額

(4) 賛助会員の年会費の額

(5) 定款の変更

(6) 合併

(7) 解散

(8) 解散した場合の残余財産の処分

(9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第13条4項4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった時は、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項、および内容を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は出席した正会員の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第25条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) その他本会の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって

招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第二項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面により、開催の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要するもので出席理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

3 理事会の議決において特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第34条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の規定により評決した理事は、前条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 議長は、理事会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第38条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第40条 本法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該事業年度中の事業計画および収支予算の変更は理事会の議決を経て定める。

(事業報告および決算)

第41条 本法人の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第43条 本法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第44条 本法人は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第45条 この法人が解散したときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって選定した地方公共団体に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第46条 本法人の公告は、本法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第8章 雑則

### (委員会)

第47条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める

### (事務局)

第48条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

### (実施規則)

第49条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### 附則

1 この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。

3 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第14条の規定にかかわらず、設立日から平成13年3月31日までとする。

代表理事	角 麻里子
副代表理事	菅 原 恵 利
理事	青 木 稔
	秋 元 敦
	加賀谷 幸 規
	中 村 祐 子
	林 春 樹
	官 崎 晃
監事	興 水 康次郎
	平 沢 歩

4 本法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、設立日から平成12年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本法人の設立により、国分寺・冒険遊び場の会の会員およびいっさいの財産はこの法人が継承する。

## 2013(H25)年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算

2013年4月1日から2014年3月31日まで (第7期事業年度)

特定非営利活動法人 市民テーブルこくぶんじ  
(単位:円)

科 目	予 算		
I 収入の部			
1 会費収入			
正会員	50,000		
賛助会員	9,000	59,000	
2 事業収入			
(1)地域振興(まちおこし)に係る事業収入	0		
(2)行政サポート事業収入	0		
(3)協働事業を行うNPOへの支援事業収入	0		
(4)子どもたちの放課後の居場所づくり事業収入	0		
(5)ごみ減量・環境保全事業収入	0		
(6)地方公共団体の政策・施策に対する調査研究事業収入	10,000	10,000	
3 補助金等収入	0	0	
4 寄付金収入	5,000	5,000	
5 その他収入			
利息収入	100	100	
当期収入合計(A)			74,100
収入合計			74,100
II 支出の部			
1 事業費			
(1)地域振興(まちおこし)に係る事業費	5,000		
(2)行政サポート事業費	10,000		
(3)協働事業を行うNPOへの支援事業費	5,000		
(4)子どもたちの放課後の居場所づくり事業費	2,000		
(5)ごみ減量・環境保全事業費	2,000		
(6)地方公共団体の政策・施策に対する調査研究事業費	10,000	34,000	
2 管理費			
会議費	5,000		
人件費	0		
旅費交通費	0		
什器備品費	0		
光熱水費	5,000		
賃借料	0		
消耗品費	3,000		
通信運搬費	1,000		
新聞図書費	2,000		
印刷製本費	0		
負担金	2,000		
租税公課	0		
支払手数料	0		
保険料	15,000	33,000	
3 予備費	5,000	5,000	
当期支出合計(B)			72,000
当期収支差額(A) - (B)			2,100
前期繰越収支差額(C)			16,810
次期繰越収支差額(A) - (B) + (C)			18,910

## 2012(H24)年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

2012年4月1日から2013年3月31日まで(第6期事業年度)

特定非営利活動法人 市民テーブルこくぶんじ  
(単位:円)

科 目	決 算	
I 収入の部		
1 会費収入		
正会員	50,000	
賛助会員	3,000	53,000
2 事業収入		
(1)地域振興(まちおこし)に係る事業収入	0	
(2)行政サポート事業収入	0	
(3)協働事業を行うNPOへの支援事業収入	0	
(4)子どもたちの放課後の居場所づくり事業収入	0	
(5)ごみ減量・環境保全事業収入	0	
(6)地方公共団体の政策・施策に対する調査研究事業収入	0	0
3 補助金等収入	0	0
4 寄付金収入	5,000	
5 その他収入		
利息収入	1	
当期収入合計(A)		58,001
収入合計		58,001
II 支出の部		
1 事業費		
(1)地域振興(まちおこし)に係る事業費	0	
(2)行政サポート事業費	0	
(3)協働事業を行うNPOへの支援事業費	200	
(4)子どもたちの放課後の居場所づくり事業費	0	
(5)ごみ減量・環境保全事業費	0	
(6)地方公共団体の政策・施策に対する調査研究事業費	12,100	12,300
2 管理費		
会議費	7,010	
人件費	0	
旅費交通費	0	
什器備品費	0	
光熱水費	20,562	
賃借料	0	
消耗品費	1,230	
通信運搬費	0	
新聞図書費	580	
印刷製本費	0	
負担金	2,000	
租税公課	0	
支払手数料	0	
保険料	14,940	46,322
3 予備費	0	0
当期支出合計(B)		58,622
当期収支差額(A)-(B)		-621
前期繰越収支差額(C)		17,431
次期繰越収支差額(A)-(B)+(C)		16,810

平成24年度特定非営利活動に係る会計 活動計算書  
平成24年4月1日から平成25年3月31日

NPO法人冒険遊び場の会

			小計	計
経常収入の部	1 会費		670,000	670,000
	寄付金		641,081	
		その他事業会計より寄付	172,252	813,333
	2 事業収入	冊子等売り上げ収入	205,170	
		遊び場普及活動等収入	490,880	696,050
		委託金収入		
		市プレイステーション運営事業 子ども野外事業運営事業費 親子ひろば運営事業費	6,851,000 3,845,480 6,510,132	17,206,612
受取利息		377	377	
経常収入合計			19,386,372	19,386,372
経常支出の部	1 事業費	人件費		
		職員給与	2,592,000	
		アルバイト給与	10,373,596	
		事務人件費	824,075	
		雑給	112,000	
		社会保険料	354,490	14,256,161
	その他経費	保険料	256,000	
		交通費	141,690	
		通信費	176,290	
		消耗品費	330,658	
		事務用品費	39,389	
		活動教材費	482,128	
		維持管理費	182,369	
		水道光熱費	242,750	
		地代家賃	1,296,000	
		リース料	199,395	
		車両管理費	40,283	
		広報印刷費	104,657	
		商品仕入れ高	42,669	
		プレイリーダー講習会開催費	78,977	3,613,255
		17,869,416		
		2 管理費	人件費	
	役員報酬		360,000	
	事務人件費		525,350	
	雑給		119,000	
	労働保険料		50,346	1,054,696
	その他経費		保険料	63,105
交際費			4,496	
会議費			2,960	
旅費交通費			2,980	
通信費			66,900	
消耗品費			2,588	
事務用品費		79,372		
租税公課		200		
諸会費		15,080		
謝礼金		21,000		
車両管理費	6,608			
リース料	66,465	331,754		
1,386,450				
経常支出合計			19,255,866	19,255,866
経常収支差額				130,506
当期正味財産増減額				130,506
前期繰越正味財産				2,399,218
当期正味財産合計				2,529,724

平成25年度特定非営利活動に係る会計 収支予算書  
平成25年4月1日から平成26年3月31日

NPO法人冒険遊び場の会

				小計	計	
経常収入の部	会費収入	会費収入	700,000	700,000		
	事業収入	その他自主事業	750,000	750,000		
	補助金等収入	国分寺市委託金	市プレイステーション運営事業費	6,851,000		18,884,680
			子ども野外事業運営事業費	3,845,480		
			親子ひろば運営事業費	6,510,140		
			西恋ヶ窪親子ひろば事業	1,678,060		
	寄付金収入		1,000,000	1,000,000		
	収益事業より繰り入れ		172,252	172,252		
繰越金		2,357,472	2,357,472			
	経常収入合計				23,864,404	
経常支出の部	1 事業費	市プレイステーション運営事業費	6,851,000	19,782,880		
		子ども野外事業運営事業費	3,845,480			
		親子ひろば運営事業費	6,510,140			
		西恋ヶ窪親子ひろば事業	1,678,060			
		派遣事業費	350,000			
		その他自主事業	172,000			
		武蔵国分寺公園ポンプひろば	376,200			
		事業費合計	19,782,880			
	2 管理費	役員報酬	360,000	1,443,200		
		給料手当	749,200			
		交際費	5,000			
		旅費交通費	5,000			
		通信費	100,000			
		消耗品費	3,000			
		事務用品費	5,000			
		租税公課	1,000			
		諸会費	20,000			
		広報印刷費	100,000			
		労働保険料	60,000			
		謝礼金	21,000			
商品仕入れ高						
雑費	14,000					
管理費合計	1,443,200					
	経常支出合計				21,226,080	
	収支差額				2,638,324	

# 共同提案団体協定書兼委任状（協働事業用）

平成25年7月31日

国分寺市長 殿

共同提案団体名 市民テーブルこくぶんじ/冒険遊び場の会

代表者 所在地 国分寺市東戸倉 2-10-29 コーポ恋ヶ窪201

名称 特定非営利活動法人市民テーブル

氏名 代表理事 富田 潔

提案型協働事業の募集に応募するため共同提案団体を結成し、国分寺市との間における以下の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該提案型協働事業の実施事業に選定された場合は、各構成団体は当該事業の実施者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同提案団体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同提案団体名称	市民テーブルこくぶんじ/冒険遊び場の会
共同提案団体の代表構成団体	【代表構成団体】 所在地 国分寺市東戸倉 2-10-29 コーポ恋ヶ窪201 名称 特定非営利活動法人市民テーブルこくぶんじ 代表者氏名 代表理事 富田 潔
共同提案団体事務所所在地	国分寺市東戸倉 2-10-29 コーポ恋ヶ窪201
共同提案団体の構成団体(委任者)	【構成団体】 所在地 国分寺市本町 2-3-3 メゾン北斗 1F 名称 特定非営利活動法人冒険遊び場の会 代表者氏名 代表理事 武藤 陽子
共同提案団体の成立、解散の時期及び委任期間	平成25年7月31日から当該協働事業の事業期間終了後3ヶ月経過後の日まで。ただし、当共同提案団体が提案型協働事業の実施事業に選定されなかった場合は直ちに解散します。また、当共同提案団体の構成団体の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければこれを行うことが出来ないものとします。
委任事項	1 提案型協働事業の申請に関する事項 2 協定書締結に関する事項 3 経費の請求受領に関する事項 4 契約に関する事項
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することは出来ません。 2 この協定に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

※ 本様式は、グループ応募の場合に記載してください。

※ 共同提案団体の構成団体の数が3者を超える場合は、本様式に準じて様式を作成してください

---

平成 26 年度提案型協働事業 審査結果のまとめ

(平成 25 年度募集)

発行：平成 26 年 1 月 国分寺市市民生活部協働コミュニティ課  
問合せ：協働コミュニティ課 電話：042-325-0111 (内 363)

---